

令和3年度

(2021)

学生便覧

(令和3年度入学者適用)

長崎大学教育学部

目 次

○ 教育学部の理念と目標	1
○ 長崎大学教育学部規程	5
別表第1 教養教育科目の最低修得単位数	9
別表第2 専門教育科目の最低修得単位数	10
別表第3 専門教育科目の名称及び単位数（略）	12
別表第4 取得すべき教育職員免許状等の種類	12
○ 長崎大学教育学部における履修等に関する内規	13
○ 履修方法の説明	
学校教育教員養成課程	
I. 卒業に要する専門教育科目と単位数	17
II. 教育実習について	28
III. 保育士資格の取得について	32
IV. 離島教育プログラムについて	33
○ 学校教育教員養成課程の履修表 記号の説明	35
○ 学校教育教員養成課程の履修表	36
○ 教育学部授業時限区分等について	
I. 長崎大学教育学部授業時限等区分基準	67
II. 授業の班分け	67
III. 集中講義	67
IV. 履修科目の登録の上限	67
V. 履修状況の通知	67
○ 学務関係提出「願・届」一覧	68
○ 学校生活に関する諸手続一般	
I. 学生生活上の注意事項	69
II. 奨学金及び授業料の免除	70
III. 課外活動	70

資料1

○ 長崎大学学則	73
----------	----

資料2

○ 教育職員免許法（抜粋）	85
○ 教育職員免許法施行規則（抜粋）	87
○ 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に 関する法律（抜粋）	98
○ 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に 関する法律施行規則（抜粋）	99

資料3

○ 教育学部建物平面図	101
-------------	-----

教育学部の理念と目標

教育学部の理念と目標

本学部における教育理念は、人間形成に関わる専門的学術の研究を通して高度な学識と豊かな人間性及び実践的な指導力を備えた専門的教育者を育成することです。

教員には、教育者としての使命感と豊かな人間性、深い教養、教育の理念、教科に関する専門的学力、優れた教育技術及び幼児・児童・生徒・障害児の理解等、専門職としての高度の資質と能力が求められています。また、高度情報化や国際化の進展など社会が変化する中で、新たな教育の課題が生まれており、教員には、これらの課題に適確に応えていく能力も求められています。

したがって、本学部では、人間教育の基礎とされる幼児教育、初等教育、中等教育及び心身に障害のある子どものための特別支援教育に携わる優れた指導力を備え、幼児・児童・生徒・障害児等の成長と発達についての深い理解の上に優れた専門的学術・技能を身につけた豊かな識見と、新しい教育課題に適切に対応できる能力を持つ教育者の養成を目標としています。

学校教育教員養成課程

以上の目標を実現するために、本学部では学校教育教員養成課程を置き、そのもとに小学校教育コース、中学校教育コース、幼児教育コース及び特別支援教育コースを設けています。それぞれのコースでは、教員免許状等の取得が卒業の必要要件として課されています。

それぞれのコースの理念と目標は次の通りです。

小学校教育コース

本コースは、義務教育における児童・生徒の発達段階を見通した系統的な教育実践能力を有し、小学校教育の課題に積極的に対応できる教員の養成を目的としています。小学校教育の課題には、新たな教育内容への対応、長崎県に多く見られる離島・へき地での教育、複式学級などの小規模教育、幼児教育との接続、小中一貫教育への対応、通常学級における特別な支援を要する児童の増加などがあります。これらの教育現場の課題に対応できる多様な人材の育成のために、本コースには3つの系を設けています。また、小学校における充実した教育実践力を身につけるとともに、円滑な幼少接続の実践、専門的教科教育力に基づいた小中一貫教育、または特別な支援を要する児童への指導に優れた教員となるために、小学校教諭免許状（一種）の取得とともに、幼稚園教諭免許状（二種）、中学校教諭免許状（二種）、特別支援学校教諭免許状（二種）のいずれかの免許状の取得が卒業に必要です。

ア．子ども理解系

子どもの発達と学習を相互に影響しながら進展していく過程ととらえ、教育実践の新しい可能性を追求します。この系では、教育学と心理学にもとづいた二つの能力を形成します。一つは、学校における教育実践と省察のサイクルの中で、学級経営の諸問題を分析して子どもに対する指導を改善するとともに、国際的な比較の視点から学校教育の可能性を考えていく能力です。もう一つは、教育心理学や発達心理学の知見を踏まえ、学級での個人と集団の関係を理論的・実証的に理解するとともに、認知－行動モデル、療育的介入法、カウンセリング技法を理解し実践できる能力です。

これらの能力の形成を通して、多様な感じ方・考え方や特性を持つ一人ひとりの子どもたちをよく理解し、子どもたちの良さを伸ばすことのできる教員を目指して、教育学、心理学等の講義のほかに、教育課題の探究とその解決法を学びます。

イ. 教科授業開発系

子どもたちは一つ一つの授業に参加して「できる」「わかる」といった成就感を得ることを通し、それらを積み上げることによって学力を形成していきます。そのため本系では、小学校における各教科（特に国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語、道徳の11教科）の授業づくりに必要な教科指導力及び授業開発力のある教員を育成することを目的とします。このことによって全教科を貫く授業実践の理念を獲得することはもとより、小学校教科のいずれかを研究教科として深めていくことを求めています。

ウ. 離島・地域文化系

離島・へき地が点在し、歴史的に多様な文化を育んできた本県の特徴を踏まえ、多彩な文化（言葉、音楽、美術、地域社会の特性）を理解し、小規模校や少人数学級等の実情にも即応できる適応力を備え、ICT を積極的に活用してその地域性や文化を表現し発信できるグローバルな視野を持った柔軟な教育実践能力を有する教員を育成すること目的とします。

このため、教育学、心理学、教科の指導法のほかに、離島、へき地等を含めた地域社会と教育の結びつきや少人数教育等を学びます。また、中学校教育における確かな教科教育力を有し、小中一貫校や義務教育学校等での教育にも力を発揮できる教員の養成を行います。

中学校教育コース

本コースは、主として中等教育に関する高度な専門的力量と教育実践力を有し、問題意識をもって教育活動に取り組むことができ、また中学校教育を中心に小中および中高連携が図れる中学校教育の教員の育成を目指しています。そのため、卒業要件として、中学校教諭免許状（一種）の取得とともに、高等学校教諭免許状（一種）、または小学校教諭免許状（二種）の取得が必要です。

ア. 国語専攻：本専攻では国語学、国文学（古典・近代）、漢文学、書写・書道、国語教育の五つの分野にわたって専門性の高い学習をするとともに、各ゼミナールに分かれてそれぞれの分野の専門的な研究テーマに取り組み、探究心を養う。これらの学習・研究を通して国語教師に必要な国語分野の専門的能力と教育実践能力を融合し、高次の発展を図る。

イ. 社会専攻：小・中学校の社会科及び高等学校の地理歴史科、公民科の指導には、「社会と人間」についての幅広い観点からの深い理解と、児童生徒の社会認識形成過程に即した学習を組織する能力が求められる。本専攻では、歴史学、地理学、法律学、政治学、経済学、社会学、哲学、倫理学、社会科教育学の9分野の専門科目、ゼミナールを設け、総合的な社会認識を形成すると共に、各分野の専門的研究能力と教育実践能力を融合的に育成することを目標とする。

ウ. 数学専攻：今日の数学教育では、幅広い視点から「数学－社会－人間」について総合的な理解と認識を深めることが求められている。この観点から本専攻では、代数学、幾何学、解析学、確率論、統計

学，コンピュータという数学の各専門分野における講義・演習を通して，数学全般に関する専門的知識，能力を身につけ，数学的センスを磨くとともに，数学教育学における講義・演習を通して，数学教育に関する見識や実践的な能力を高めることを目標とする。

工．理科専攻：物理学，化学，生物学，地学及び理科教育という5つの分野に分かれている。各分野の講義・演習や実験・実習を通して，体系的な知識や基本的な研究方法を修得するとともに自然科学教育の基礎を学習する。すなわち，自然の理（ことわり）についての認識を深め，そして探究心を育みながら，理科の教員としてふさわしい総合的な自然科学的教養と実践的な能力を高めていくことを目標とする。

オ．保健体育専攻：本専攻では，保健体育及びスポーツに関する専門的知識を修得する。体育学，運動学，学校保健，体育実技及び保健体育科教育等に関する広範な知識と高い専門性を備えた指導者を育成することを目標とする。

カ．英語専攻：英語の実践的な運用能力に加え，言葉と異文化への関心を高めるような言語教育を実践できる英語科教員の養成を目指す。このため，多読，作文，会話の系統的な指導に力を注ぐとともに，英米の文学作品や言葉の特質を固有の文化・歴史との関連の中で分析，鑑賞する講義・演習を行うと同時に，英米の新しい教授理論を実践・検討し，よりよい英語教育のあり方を追求している。

幼児教育コース

本コースは，幼年期（乳児期・幼児期・児童前期）における子どもの発達段階を踏まえ，子どもの感性，生活，遊びなどに関する幼児教育の理論と実践，及び家庭教育・地域との連携等について，資質能力を確実に身につけている教員の育成を目指します。その際，専門性を備えた教員の養成を意図しています。そのため，幼稚園教諭免許状（一種）の取得とともに，小学校教諭免許状（二種），または保育士の資格取得が卒業に必要です。

特別支援教育コース

本コースは，主として特別支援学校の教員及び小・中学校において特別支援学級を担当する教員の養成を目的としています。障害のある児童・生徒を科学的，共感的に理解し，その教育の原理と方法を理論的に研究しながら，実践力を深めていける教員の育成をめざします。具体的には特別支援教育の基礎理論，心理学及び生理・病理学，教育課程，指導法等について専門的に学習します。特別支援学校教諭免許状の取得のためには，小学校教諭免許状か中学校教諭免許状のいずれかが基礎免許状として必要です。したがって，入学後に小学校教諭か中学校教諭のいずれかを基礎免許状として選択することになります。また，中学校教諭を基礎免許状とする場合は，教科名まで決定することが必要となります。

本学部は，これらの教育理念と目標のもと，すべての学生を「学び続ける教員」として養成すべく，教員採用試験受験及び合格を目指し，教育界へと導きます。

長崎大学教育学部規程

- 別表第1 教養教育科目の最低修得単位数
- 別表第2 専門教育科目の最低修得単位数
- 別表第3 専門教育科目の名称及び単位数（略）
- 別表第4 取得すべき教育職員免許状等の種類

長崎大学教育学部における履修等に関する内規

長崎大学教育学部規程

平成16年4月1日

教育学部規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎大学学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）に定めるもののほか、教育学部（以下「本学部」という。）の教育に関し必要な事項を定めるものとする。

(学部の目的)

第2条 本学部は、大学教育における基本的教養と専門の基盤となる幅広い知識を修得させるとともに、教育に関する高度の専門的知識及び教育技術を修得させ、もって優れた指導能力と豊かな識見を備えた教員及び社会の国際化・情報化に幅広く対応することのできる人材を養成することを目的とする。

(教育課程)

第3条 本学部の教育課程は、教養教育に関する授業科目（以下「教養教育科目」という。）及び専門教育に関する授業科目（以下「専門教育科目」という。）を体系的に開設して編成するものとする。

(履修コース及び履修コースの入学定員)

第4条 学校教育教員養成課程に、次表の左欄に掲げる履修コースを設け、その入学定員は、同表右欄に掲げるとおりとする。

履修コース	入学定員
小学校教育コース	100人
中学校教育コース	50人
幼児教育コース	15人
特別支援教育コース	15人

2 履修コースの選択及び決定方法等については、別に定める。

(教養教育科目の最低修得単位数、履修方法等)

第5条 教養教育科目の最低修得単位数は、別表第1のとおりとする。

2 教養教育科目の区分、名称、単位数、履修方法等については、長崎大学教養教育履修規程（平成24年規程第2号）の定めるところによる。

(専門教育科目の区分、最低修得単位数、名称、履修方法等)

第6条 専門教育科目の区分は、次のとおりとする。

教科及び教科の指導法に関する科目

領域及び保育内容の指導法に関する科目

教育の基礎的理解に関する科目

道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目

教育実践に関する科目

大学が独自に設定する科目

特別支援教育に関する科目

教職関連科目

保育士関連科目

自由選択科目（専門）

ゼミナールに関する科目

卒業論文

- 2 専門教育科目の最低修得単位数は、別表第2のとおりとする。
- 3 専門教育科目の名称及びその単位数については、別表第3のとおりとする。
- 4 前項に定めるもののほか、学部長は、教授会の議を経て臨時に授業科目を開設することができる。
- 5 専門教育科目の履修方法等については、別に定める。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第7条 本学部学生その他の大学又は短期大学における授業科目の履修等については、学則第36条の規定により行うものとする。

(1単位当たりの授業時間)

第8条 専門教育科目の1単位当たりの授業時間は、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については15時間又は30時間
- (2) 実習（教育実習を除く。）及び実技については30時間。ただし、芸術分野における個人指導による実技については15時間
- (3) 実験及び教育実習については45時間

(系及び専攻)

第9条 小学校教育コース及び中学校教育コースの学生は、教育職員免許状の専門性及び卒業論文の学問的基盤として次に掲げる系及び専攻のうち一つの系又は専攻に所属するものとする。

(1) 小学校教育コース

- ア 子ども理解系
- イ 教科授業開発系
- ウ 離島・地域文化系

(2) 中学校教育コース

- ア 国語専攻
- イ 社会専攻
- ウ 数学専攻
- エ 理科専攻
- オ 保健体育専攻
- カ 英語専攻

(副免又は基礎免の選択)

第10条 学生は、別表第4に掲げる履修コースに応じた副免（特別支援教育コースにおいては基礎免）の選択願を、第1年次の4月の所定の期日までに提出しなければならない。

- 2 副免又は基礎免の選択及び決定に関し必要な事項は、別に定める。

(ゼミナール)

第11条 学生は、第3年次において原則として所属するコース、系又は専攻に関連するゼミナールに関する科目を履修しなければならない。

(卒業論文)

第12条 学生は、第4年次において所属するコース、系又は専攻の専門分野に関する卒業論文を作成しなければならない。

- 2 卒業論文は、所定の期日までに提出しなければならない。

(教育実習)

第13条 教育実習は、次に掲げる附属学校等において実施するものとする。

- (1) 附属幼稚園
- (2) 附属小学校
- (3) 附属中学校
- (4) 附属特別支援学校
- (5) その他の学校園

2 教育実習を履修する者は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 教育実習を履修する年度の前年度までに教養教育科目及び専門教育科目の中から50単位以上を修得していること。
- (2) 参加観察実習の単位を修得していること。
- (3) 履修する教育実習に応じた事前指導の単位を修得していること。

(履修手続)

第14条 専門教育科目の履修手続に関し必要な事項は、別に定める。

(履修科目の登録の上限)

第14条の2 学生が履修科目として登録することのできる単位数の上限（以下「上限単位数」という。）は、1学期当たり、教養教育科目及び専門教育科目を合わせて25単位とする。ただし、別に定める教育実習等の授業科目については、上限単位数に算入しない。

(履修科目の登録の上限の特例)

第14条の3 学生が前学期において履修を登録したすべての授業科目の単位について、次の計算方式によるグレード・ポイント・アベレージ（以下「GPA」という。）が2.8以上である場合には、前条に規定する上限単位数を超えて履修科目を登録することができる。この場合における上限単位数は、1学期当たり30単位とする。

$$GPA = (\text{評価AAの単位数} \times 4 + \text{評価Aの単位数} \times 3 + \text{評価Bの単位数} \times 2 + \text{評価Cの単位数} \times 1 + \text{評価D（失格、欠席等を含む。）の単位数} \times 0) / \text{履修登録単位総数}$$

(考査及び単位の認定)

第15条 専門教育科目の単位の認定は、考査の結果に基づき行う。

- 2 考査は、試験、学習報告その他の方法により、原則として各学期末に行う。
- 3 出席状況が著しく不良と認められる者には、考査の受験資格を認めないものとする。
- 4 学生が既に単位を修得している授業科目については、再度考査を行わないものとする。

(追試験及び再考査)

第16条 忌引、病気、交通機関の事故等やむを得ない理由で、専門教育科目の試験を受けられなかった者が、試験終了後1週間以内に証明書等を添えて追試験願を提出したときは、1回に限り、追試験を実施する。

- 2 卒業に必要な授業科目のうち不合格科目が3科目以内で、かつ、6単位以内である者については、願い出により、卒業期に1回限り再考査を実施する。

(成績評価)

第17条 専門教育科目における考査の成績評価の基準及び評語については、次のとおりとする。

判定	成績評価	評語	成績評価基準
合格	100～90点	AA	A以上に優れている
	89～80点	A	授業科目の到達目標以上に高度な内容を身に付けており、授業で身に付けるべき内容を十分に習得している
	79～70点	B	C以上に優れているがAに満たない場合
	69～60点	C	授業科目の到達目標を満たしており、授業で身に付けるべき最低限の内容を習得している
不合格	59点以下	D	授業科目の到達目標を満たしていない

(単位及び成績の通知)

第18条 学生が修得した単位及び成績は、試験終了後2月以内に本人に通知する。

2 学生は、前項により通知された成績評価の結果に疑義があるときは、所定の方法により申立てを行うことができる。

(卒業の認定)

第19条 学生が、本学部にて4年以上在学し、別表第1及び別表第2に定める最低修得単位数以上を修得し、かつ、別表第4に掲げる履修コースに応じた教育職員免許状の取得に必要な単位数を修得したときは、卒業を認定する。

(履修コース、系又は専攻の変更)

第20条 学生から履修コース、系又は専攻の変更の願い出があったときは、別に定めるところにより許可することがある。

(休学、復学及び退学)

第21条 休学、復学又は退学を願い出るときは、ゼミナール指導教員又はクラス担任教員を経るものとする。

2 前項の規定による願い出が許可されたときは、本人及び保証人に通知する。

3 学期の途中において復学した者で、休学期間がその学期の授業期間について5週間を超えているときは、特定の期間に集中して行われる授業科目を除き、受講して考査を受けた場合であっても単位を与えない。

(科目等履修生及び研究生)

第22条 本学部にて科目等履修生又は研究生として入学を志望する者は、所定の期日までに、願書等を提出しなければならない。

2 科目等履修生として入学を志望する者については、履修しようとする授業科目に関する試験を課して選考し、学長が決定する。ただし、本学を卒業した者については、試験を免除することがある。

3 教育実習を科目等履修生として履修することは認めない。ただし、附属学校園での教育実習は、本学部の卒業生又は本学大学院教育学研究科の学生若しくは同研究科の修了生が当該附属学校園長の承諾を得た場合については、この限りでない。

4 教職実践演習については、原則として、本学部の卒業生又は本学大学院教育学研究科の学生若しくは同研究科の修了生を除き、科目等履修生として履修することは認めない。

(長期履修)

第23条 学則第39条の規定により、学生が修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に履修すること（以下「長期履修」という。）を希望する場合は、これを認めることがある。

2 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

(補則)

第24条 この規程の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

2 令和3年3月31日現在本学部にて在学している者については、改正後の長崎大学教育学部規程の規定（第17条の規定を除く。）にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1

教養教育科目の最低修得単位数

授業科目の分類・区分			単位数	備考
教養基礎科目	教養ゼミナール科目		1	※1 「日本国憲法」を必ず履修すること。
	情報科学科目		2	
	数理・データサイエンス科目		2	
	健康・スポーツ科学科目		2	
	キャリア教育科目		1	
	プラネタリーヘルス科目		1	
	外国語科目	英語	6	
		初習外国語	2	
	小計		17	
モジュール科目	教養モジュールⅠ科目		4	
	教養モジュールⅡ科目		4	
	小計		8	
選択科目	人文・社会科学科目 ※1		2～5	
	生命・自然科学科目		0～4	
	総合科学科目		0～2	
	グローバル科目		0～2	
	小計		5	
合計			30	

別表第2

専門教育科目の最低修得単位数

授業科目区分 コース	小学校教育コース			中学校教育コース		幼児教育コース		特別支援教育コース	
	(A) (注1)	(B) (注1)	(C) (注1)	(D) (注1)	(E) (注1)	(F) (注1)	(G) (注1)	小学校 基礎免	中学校 基礎免
教科及び教科の指導法に関する科目	4 5 ～ 4 9 (注2)	3 1	3 1	4 5	2 8 ～ 4 4 (注3)	1 3	0	3 1	2 8
領域及び保育内容の指導法に関する科目	0	8	0	0	0	2 0	2 0	0	0
教育の基礎的理解に関する科目	1 4	1 6	1 4	1 4	1 4	1 6	1 6	1 4	1 4
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	1 0	1 4	1 0	1 0	1 0	1 4	4	1 0	1 0
教育実践に関する科目	1 3	1 3	9	1 3	9	1 3	9	9	9
大学が独自に設定する科目	2	2	2	2	2	2	2	6	6
特別支援教育に関する科目	0	0	1 9	0	0	0	0	2 9	2 9
教職関連科目	6	6	6	6	6	6	6	6	6
保育士関連科目	0	0	0	0	0	0	4 9	0	0
自由選択科目 (専門)	4 ～ 8	8	7	0	1 ～ 1 7	6	0	0	0
ゼミナールに関する科目	4	4	4	4	4	4	4	4	4
卒業論文	4	4	4	4	4	4	4	4	4
合計	1 0 6	1 0 6	1 0 6	9 8	9 4	9 8	1 1 4	1 1 3	1 1 0

(注1) 小学校教育コース, 中学校教育コース及び幼児教育コースの(A)～(G)は, 次の主免及び副免の組合せを表す。

- (A) 小学校教諭一種免許状及び中学校教諭二種免許状
- (B) 小学校教諭一種免許状及び幼稚園教諭二種免許状
- (C) 小学校教諭一種免許状及び特別支援学校教諭二種免許状(知的障害者, 肢体不自由者, 病弱者)
- (D) 中学校教諭一種免許状及び小学校教諭二種免許状
- (E) 中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状
- (F) 幼稚園教諭一種免許状及び小学校教諭二種免許状
- (G) 幼稚園教諭一種免許状及び保育士資格

(注2) 小学校教育コースの(A)の場合, 教科及び教科の指導法に関する科目の教科ごとの最低修得単位数は, 次のとおりとする。

- ① 国語 46単位
- ② 社会 49単位
- ③ 数学 45単位
- ④ 理科 47単位
- ⑤ 音楽 49単位
- ⑥ 美術 45単位
- ⑦ 保健体育 49単位
- ⑧ 技術 49単位
- ⑨ 家庭 45単位
- ⑩ 英語 49単位

(注3) 中学校教育コースの(E)の場合, 教科及び教科の指導法に関する科目の教科ごとの最低修得単位数は, 次のとおりとする。

- ① 国語 2～3単位
- ② 地理歴史 8～14単位
- ③ 公民 10～16単位
- ④ 数学 0単位
- ⑤ 理科 0単位
- ⑥ 保健体育 0単位
- ⑦ 英語 0単位

(注4) 幼児教育コースの(F)及び(G)の領域及び保育内容の指導法に関する科目の最低修得単位の20単位のうち9単位は, 小学校教諭免許状に必要な教科及び教科の指導法に関する科目の教科に関する専門的事項の単位をもって充てるものとする。

(注5) 特別支援教育コースの小学校基礎免及び中学校基礎免とは, 特別支援学校教諭

普通免許状の基礎となる免許状として、小学校教諭一種免許状又は中学校教諭一種免許状を選択したものを示す。

(注6) 自由選択科目(専門)については、専門教育科目で開講する教科及び教科の指導法に関する科目、領域及び保育内容の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、大学が独自に設定する科目、特別支援教育に関する科目、教職関連科目及び保育士関連科目のうち各授業科目区分欄の最低修得単位数を超えて修得した単位をもって充てるものとする。

別表第3

専門教育科目の名称及び単位数(略) (履修表1～22参照)

別表第4 取得すべき教員免許状の種類

履修コース	免許状の種類	
小学校教育コース	主免	小学校教諭一種免許状
	副免	中学校教諭二種免許状、幼稚園二種免許状又は特別支援学校二種免許状(知的障害者、肢体不自由者、病弱者)
中学校教育コース	主免	中学校教諭一種免許状
	副免	小学校教諭二種免許状又は高等学校教諭一種免許状
幼児教育コース	主免	幼稚園教諭一種免許状
	副免	小学校教諭二種免許状又は保育士資格
特別支援教育コース	主免	特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者、肢体不自由者、病弱者)
	基礎免	小学校教諭一種免許状又は中学校教諭一種免許状

長崎大学教育学部における履修等に関する内規

平成16年2月19日教育学部教授会決定
平成23年2月17日教育学部教授会改正
平成26年3月20日教育学部教授会改正
平成31年2月28日教育学部運営会議改正
令和2年3月18日教育学部運営会議改正
令和2年11月26日教育学部運営会議改正
令和3年2月18日教育学部運営会議改正

(趣旨)

第1条 この内規は、長崎大学教育学部規程（以下「規程」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(学籍票)

第2条 学生は、入学後、所定の学籍票を学務第二係に提出しなければならない。

(履修コースの変更)

第3条 履修コースの変更を希望する学生は、1月4日から1月末日までの期間内に、所定の様式により学務第二係へ願い出なければならない。

- 2 前項により変更の願い出があった場合は、その都度、教務委員会が判定委員会を設置するものとする。
- 3 判定委員会は、2月末日までに変更の可否の判定を行うものとし、判定結果は、当該学生に対し、3月上旬までに通知するものとする。
- 4 履修コースの変更は、変更先のコースに欠員がある場合にのみ、願い出ることができる。

(系の変更)

第4条 小学校教育コースにおいて系の変更を希望する学生は、1月4日から1月末日までの期間内に、所定の様式により学務第二係へ願い出なければならない。

- 2 前項により変更の願い出があった場合は、小学校教育コースに関わる教員及び教務委員長が協議の上、その取り扱いを決定する。

(専攻の変更)

第4条の2 中学校教育コースにおいて専攻の変更を希望する学生は、1月4日から1月末日までの期間内に、所定の様式により学務第二係へ願い出なければならない。

- 2 前項により変更の願い出があった場合は、その都度、教務委員会が判定委員会を設置するものとする。
- 3 判定委員会は、2月末日までに変更の可否の判定を行うものとし、判定結果は、当該学生に対し、3月上旬までに通知するものとする。

(副免の変更)

第5条 小学校教育コース、中学校教育コース及び幼児教育コースにおいて副免の変更を希望する学生は、原則として、1年次の8月1日から8月末日までの期間又は1月4日から1月末日までの期間内に、所定の様式により学務第二係へ願い出なければならない。

- 2 前項により変更の願い出があった場合は、その都度、教務委員会が判定委員会を設置するものとする。
- 3 判定委員会は、9月中旬又は2月中旬までに変更の可否の判定を行うものとし、判定結果は、当該学生に対し、9月末日又は2月末日までに通知するものとする。

4 副免の変更は、受入先の上限人数に欠員がある場合にのみ、願い出ることができる。

（基礎免の変更）

第5条の2 特別支援教育コースにおいて基礎免変更を希望する学生は、第1年次又は第2年次の1月4日から1月末日までの期間内に、所定の様式により学務第二係に提出しなければならない。

2 前項により変更の願い出があった場合は、ゼミナール指導教員、関係専攻主任及び教務委員長が協議の上、その取扱いを決定する。

（専門教育科目の学期別配当）

第6条 専門教育科目の学期別配当年次については、履修表の定めるところによる。

（授業科目の内容）

第7条 授業科目の内容は原則として3月上旬までに翌年度のものを告示する。

（授業期間及び授業時限）

第8条 授業期間及び授業時限については、別に定める。

（授業時間割）

第9条 授業科目の時間割は、2月末日までに翌年度の原案を告示する。

2 学生は、授業時間割についての希望を専攻又はコース（以下「専攻等」という。）の教務担当教員又は学務第二係に申し出ることができる。

3 前項により申し出があったときは、可能なものを調整した上、3月中旬に告示する。ただし、告示後生じた理由により変更することがある。

4 集中して行う授業科目の日程は、原則として次の時期に告示する。

前期分 3月下旬

後期分 9月下旬

（班分け）

第10条 授業の実施上の都合により班分けすることがある。

2 前項の班分けについては、別に定める。

（教育実習）

第11条 規程第13条による教育実習を履修する学生は、必ず健康診断を受けなければならない。

2 教育実習の履修期間中は、本学部の他の授業科目を受講することができない。

3 教育実習に伴う経費（交通費・宿泊費・教材費等）は、実習生の自己負担とする。

（履修手続）

第12条 学生は、次の各号に定める期限までに履修登録手続を行わなければならない。

前期分 4月中旬

後期分 10月中旬

2 履修登録手続の時期に休学していた者は、復学願提出の際に履修登録を行うことができる。

（履修登録の訂正等）

第13条 履修登録後における授業科目の追加、訂正又は取消しは、各学期の履修登録手続後、原則として1週間以内に当該授業担当教員に所定の様式により届け出たうえで、履修登録変更手続を行わなければ

ばならない。

- 2 第19条の規定による成績修正により、GPAが履修単位上限設定解除を充たす場合には、当該学期の履修追加終了から1週間までに、あらためて履修追加登録を提出することができる。

（履修登録の効力）

- 第14条 前2条の規定により履修登録をしていない授業科目については、受講して考査を受けた場合であっても単位を与えない。

（履修科目の登録の上限の除外科目）

- 第15条 規程第14条の2の但し書きにある教育実習等とは、参加観察実習、教育実習（主免及び副免）、保育実習、蓄積型体験学習、卒業論文、他の機関との単位互換科目、他大学で認定された科目とする。なお、通年科目は成績評価学期に履修単位を加算する。

（試験）

- 第16条 規程第15条第2項による試験については、次の各号により行うものとする。

- (1) 試験は、授業担当教員が監督して行う。ただし、都合により他の教員が代行することがある。
- (2) 受験者は、監督教員の指示により着席し、学生証を机上に提示しなければならない。
- (3) 試験開始後20分を超えて遅刻した者は、受験を認めない。
- (4) 答案は、試験開始後20分を経過しなければ提出することができない。
- (5) 不正行為をした者に対しては、その学期の履修登録授業科目すべての単位を与えないものとする。

（追試験及び再考査）

- 第17条 規程第16条第1項による追試験を願い出た者が受験しなかった場合は、試験を放棄したものとみなし、再度の追試験は行わない。
- 2 卒業期の学生で規程第16条第1項の追試験又は同条第2項の再考査を忌引のため受けられなかった者には、特別に再度の追試験又は再考査を行う。

（成績評価）

- 第18条 授業担当教員は、試験終了後2週間以内に成績報告を行うものとする。ただし、卒業期の学生については、別に定める。
- 2 履修状況が著しく不良と認められる場合は、保証人に通知することがある。

（成績評価に関する申立て）

- 第19条 規程第18条第2項による申立てを行おうとする学生は、成績公開日から2週間以内（4年次生後期の成績については2日以内）に所定の様式による申立書を学務第二係に提出するものとする。
- 2 申立てを受けた授業担当教員は、申立書受理日から1週間以内（4年次生後期の成績については2日以内）に所定の様式による回答書を学務第二係に提出するものとする。
- 3 教務委員長は、前項の回答書の内容について申立てを行った学生に通知するものとする。
- 4 申立書への回答の通知を受けた学生は、回答内容についての確認書を作成のうえ学務第二係に提出するものとする。

（卒業論文）

- 第20条 学生は卒業論文及び卒業論文題目届を、次の各号に定める期間に学務第二係へ提出しなければならない。ただし、1月31日又は7月31日が休日のときは、その翌日とする。
- (1) 3月卒業予定者 1月25日から1月31日まで

履修方法の説明

学校教育教員養成課程

- I. 卒業に要する専門教育科目と単位数
- II. 教育実習について
- III. 保育士資格の取得について
- IV. 離島教育プログラムについて

- (2) 9月卒業予定者 7月25日から7月31日まで
- 2 卒業論文は、前項の期間以外は受け付けない。
- 3 実演又は作品をもって卒業論文に代える場合にあっても、それらの創作意図や創作過程に関する考察等をまとめたものを提出しなければならない。

(卒業論文の審査等)

第21条 卒業論文の審査は、指導教員及び当該専攻等の教員全員で行うものとする。

- 2 卒業論文の審査上必要がある場合には、面接を行うことがある。
- 3 卒業論文は、返却しない。

(欠席届の取扱い)

第22条 次の各号に該当する欠席については、授業担当教員は出席状況の評価の際に不利な取扱いを行わないものとする。

- (1) 忌引による欠席（配偶者及び1親等は7日、2親等は3日並びに3親等は1日の範囲内とする。）
- (2) 感染症関係による欠席
- (3) 就職試験、大学院等の入学試験又は専攻等に関係のある試験受験による欠席
- (4) 災害等真にやむを得ない理由で授業担当教員が承認した欠席
- (5) その他教授会において特に認めた事項による欠席
- 2 前項に規定する欠席の場合は、学生は所定の欠席届に当該事項を証明する書面を添付しなければならない。
- 3 第1項に該当しない欠席については、その取扱いを授業担当教員に委ねる。

(海外渡航)

第23条 海外に渡航するときは所定の海外渡航届を、帰学したときは帰学届を、ゼミナール指導教員又は当該専攻等の主任を経て、学務第二係に提出しなければならない。

(科目等履修生及び研究生)

第24条 科目等履修生又は研究生として入学を希望する者の願書等の提出期限は、次のとおりとする。

前期分 前年度の3月5日（外国人留学生の場合は前年度の1月10日）

後期分 当該年度の9月5日（外国人留学生は当該年度の7月10日）

(科目等履修生の履修単位)

第25条 科目等履修生が1学期に履修することができる単位数は、本学の大学院学生については6単位まで、その他の者については10単位までとする。

附 則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

履修方法の説明

学校教育教員養成課程

I. 卒業に要する専門教育科目と単位数

学校教育教員養成課程で開講する授業科目は、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「領域及び保育内容の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」、「大学が独自に設定する科目」、「特別支援教育に関する科目」、「教職関連科目」、「自由選択科目（専門）」、「ゼミナールに関する科目」、「卒業論文」に大別される。

なお、「教科及び教科の指導法に関する科目」は小学校教科と中学校（高等学校）教科に分かれ、さらに、中学校（高等学校）教科は各免許教科に細分される。

また、幼児教育コースには、保育士資格取得のための保育士関連科目が開設されている。

卒業に要する専門教育科目の最低修得単位数は、教育学部規程別表第2のとおりであり、これらを修得すれば下記の免許状等を取得することができる。

履修コース	主免許	副免許・基礎免許
小学校教育コース	小学校教諭（一種）	中学校教諭（二種）、幼稚園教諭（二種）、特別支援学校教諭（二種）のいずれか
中学校教育コース	中学校教諭（一種）	小学校教諭（二種）、高等学校教諭（一種）のいずれか
幼児教育コース	幼稚園教諭（一種）	小学校教諭（二種）、保育士のいずれか
特別支援教育コース	特別支援学校教諭（一種）	小学校教諭（一種）、中学校教諭（一種）のいずれか

以下、履修コースごとに専門教育科目の卒業に要する単位の修得方法を示すが、これらは最低修得単位数であるので、充分研究して履修計画を立てることが望ましい。

なお、教育職員免許状取得には専門教育科目の他に「教養教育科目」にも必要な科目があるため、必ず修得すること。必要な科目は次のとおり。

○教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

- (1) 日本国憲法 2単位（選択科目）
- (2) 健康科学、スポーツ演習 2単位（健康・スポーツ科学科目）
- (3) 英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ 2単位（外国語科目）
- (4) 情報基礎 2単位（情報科学科目）

1. 小学校教育コース[副免:中学校二種]

(1) 卒業に要する専門教育科目の単位数

		区 分	授 業 科 目	単 位	必修・選択	備 考
主 						

注１．中学校副免の最低修得単位数は次表のとおり。

	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術	家庭	英語
各教科に関する科目	11	14	10	12	14	10	14	14	10	14
自由選択科目	3	0	4	2	0	4	0	0	4	0

(1) 卒業に要する専門教育科目の単位数

— 20 —

履修方法の説明

		区分	授 業 科 目	単 位	必 修 ・ 選 択	備 考
主	第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	初等教科教育法（１０教科）	20	必 修	履修表1-1参照
			小学校教科（１０教科）	11	必 修	履修表1-2参照
		小 計			31	
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育原理論	2	必 修	履修表2参照
			教職の理解	2	必 修	
			教育社会学	2	必 修	
			子ども教育論	1	必 修	
			教育心理学	2	必 修	
			発達心理学	2	必 修	
			特別な教育的ニーズの理解と支援	1	必 修	
			教育課程論	2	必 修	
		小 計			14	
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳教育論	2	必 修	履修表3参照
			特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	必 修	
			教育方法・技術論	2	必 修	
			生徒指導（「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」の内容を含む。）	2	必 修	
			教育相談	2	必 修	
		小 計			10	
	第五欄	教育実践に関する科目	参加観察実習	1	必 修	履修表4-1, 4-2参照
			事前指導（小学校）	1	必 修	
教育実習（小学校）			4	必 修		
事後指導（小学校）			1	必 修		
教職実践演習（小学校）			2	必 修		
小 計			9			
第六欄	大学が独自に設定する科目	蓄積型体験学習	2	必 修	履修表19参照	
	小 計			2		
副 免	自 由 選 択 科 目（専 門）		系の特色ある科目	4	選択必修	履修表5参照
	特別支援教育に関する科目	特別支援教育に関する専門科目	15	必 修	履修表18参照	
		事前指導（特別支援学校）	1	必 修	履修表4-3参照	
		教育実習（特別支援学校）	2	必 修		
		事後指導（特別支援学校）	1	必 修		
	小 計			19		
	教職関連科目	地域社会と教育	2	必 修	履修表20参照	
小学校教育入門ゼミナール		2	必 修			
人権教育		2	必 修			
自 由 選 択 科 目（専 門）				3	選 択	履修表1～20参照
ゼミナールに関する科目				4	必 修	履修表21参照
卒 業 論 文				4	必 修	履修表22参照
合 計				106		

(1) 卒業に要する専門教育科目の単位数

		区 分	授 業 科 目	単 位	必修・選択	備 考
主 免	第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	中等教科教育法	8	必 修	履修表6～15参照
			中学校教科	20	必修・選択	
			小 計	28		
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育原理論	2	必 修	履修表 2 参照
			教職の理解	2	必 修	
			教育社会学	2	必 修	
			子ども教育論	1	必 修	
			教育心理学	2	必 修	
			発達心理学	2	必 修	
			特別な教育的ニーズの理解と支援	1	必 修	
			教育課程論	2	必 修	
			小 計	14		
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳教育論	2	必 修	履修表 3 参照
			特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	必 修	
			教育方法・技術論	2	必 修	
			生徒指導（「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」の内容を含む。）	2	必 修	
			教育相談	2	必 修	
			小 計	10		
	第五欄	教育実践に関する科目	参加観察実習	1	必 修	履修表4-1, 4-2参照
			事前指導（中学校）	1	必 修	
			教育実習（中学校）	4	必 修	
			事後指導（中学校）	1	必 修	
			教職実践演習（中学校・高等学校）	2	必 修	
			小 計	9		
	第六欄	大学が独自に設定する科目	蓄積型体験学習	2	必 修	履修表19参照
			小 計	2		
副 免	第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	初等教科教育法	12	選択必修	履修表1-1参照
			小学校教科	5	選択必修	履修表1-2参照
	第五欄	教育実践に関する科目	事前指導（小学校）	1	必 修	履修表4-3参照
			教育実習（小学校）	2	必 修	
			事後指導（小学校）	1	必 修	
	小 計	21				
		教職関連科目	地域社会と教育	2	必 修	履修表20参照
			専門ゼミナール	2	必 修	
			人権教育	2	必 修	
ゼミナールに関する科目				4	必 修	履修表21参照
卒 業 論 文				4	必 修	履修表22参照
合 計				98		

履修方法の説明

		区 分	授 業 科 目	単 位	必修・選択	備 考
主 免	第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	中等教科教育法	8	必 修	履修表6～15参照
			中学校教科	20	必修・選択	
			小 計	28		
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育原理論	2	必 修	履修表2参照
			教職の理解	2	必 修	
			教育社会学	2	必 修	
			子ども教育論	1	必 修	
			教育心理学	2	必 修	
			発達心理学	2	必 修	
			特別な教育的ニーズの理解と支援	1	必 修	
			教育課程論	2	必 修	
			小 計	14		
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳教育論	2	必 修	履修表3参照
			特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	必 修	
			教育方法・技術論	2	必 修	
			生徒指導（「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」の内容を含む。）	2	必 修	
			教育相談	2	必 修	
			小 計	10		
	第五欄	教育実践に関する科目	参加観察実習	1	必 修	履修表4-1, 4-2参照
			事前指導（中学校）	1	必 修	
教育実習（中学校）			4	必 修		
事後指導（中学校）			1	必 修		
教職実践演習（中学校・高等学校）			2	必 修		
		小 計	9			
第六欄		大学が独自に設定する科目	蓄積型体験学習	2	必 修	履修表19参照
		小 計	2			
副 免	第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科教育法	0～2	必 修	履修表6～15参照（注1）
			各教科に関する専門科目	0～14	選択必修	履修表6～15参照（注1）
教職関連科目			地域社会と教育	2	必 修	履修表20参照
			専門ゼミナール	2	必 修	
			人権教育	2	必 修	
自 由 選 択 科 目（専 門）				1～17	選 択	履修表1～20参照（注1）
ゼミナールに関する科目				4	必 修	履修表21参照
卒 業 論 文				4	必 修	履修表22参照
合 計				94		

科目	国語	地理歴史	公民	英語	数学	理科	保健体育
教科教育法	0	0	2	0	0	0	0
各教科に関する科目	2～3	8～14	8～14	0	0	0	0
自由選択科目	14～15	3～9	1～7	17	17	17	17

6. 幼児教育コース[副免:小学校二種]

(1) 卒業に要する専門教育科目の単位数

	区 分		授 業 科 目	単位	必修・選択	備 考
主 免	第二欄	領域及び保育内容の指導法に関する科目	保育内容総論	1	必 修	履修表16-1参照
			こどもと人間関係	2	必 修	
			こどもと環境	2	必 修	
			こどもと言葉	2	必 修	
			こどもと健康	2	必 修	
			こどもの表現c（総合表現）	2	必 修	
			小学校教科（6教科）	9	必 修	履修表16-2参照
			小 計		20	
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育原理論	2	必 修	履修表16-1参照
			教職の理解	2	必 修	
			教育社会学	2	必 修	
			子ども教育論	1	必 修	
			教育心理学	2	必 修	
			発達心理学	2	必 修	
			特別な教育的ニーズの理解と支援	1	必 修	
			教育課程論	2	必 修	
			幼児保育計画論	2	必 修	
			小 計		16	
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	保育実践方法論	2	必 修	履修表16-1参照
			幼児理解と教育相談	2	必 修	
			小 計		4	
	第五欄	教育実践に関する科目	参加観察実習	1	必 修	履修表16-1参照
			事前指導（幼稚園）	1	必 修	
			教育実習（幼稚園）	4	必 修	
			事後指導（幼稚園）	1	必 修	
			保育・教職実践演習（幼稚園）	2	必 修	
			小 計		9	
	第六欄	大学が独自に設定する科目	蓄積型体験学習	2	必 修	履修表19参照
			小 計		2	
副 免	第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	初等教科教育法	12	選択必修	履修表1-1参照
			小学校書写	1	必 修	履修表1-2参照
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳教育論	2	必 修	履修表3参照
			特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	必 修	
			教育方法・技術論	2	必 修	
			生徒指導 （「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」の内容を含む。）	2	必 修	
			教育相談	2	必 修	
	第五欄	教育実践に関する科目	事前指導（小学校）	1	必 修	履修表4-3参照
			教育実習（小学校）	2	必 修	
			事後指導（小学校）	1	必 修	
	小 計		27			
教 職 関 連 科 目			地域社会と教育	2	必 修	履修表20参照
			専門ゼミナール	2	必 修	
			人権教育	2	必 修	
自 由 選 択 科 目（専門）				6	選 択	履修表1～20参照
ゼミナールに関する科目				4	必 修	履修表21参照
卒 業 論 文				4	必 修	履修表22参照
合 計				98		

7. 幼児教育コース[副免:保育士]

(1) 卒業に要する専門教育科目の単位数

	区 分		授 業 科 目	単位	必修・選択	備 考
	第二欄					
主 免	第二欄	領域及び保育内容の指導法に関する科目	保育内容総論	1	必修	履修表16-1参照
			こどもと人間関係	2	必修	
			こどもと環境	2	必修	
			こどもと言葉	2	必修	
			こどもと健康	2	必修	
			こどもの表現 ^o （総合表現）	2	必修	
			小学校教科（6教科）	9	必修	履修表16-2参照
	小 計			20		
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育原理論	2	必修	履修表16-1参照
			教職の理解	2	必修	
			教育社会学	2	必修	
			子ども教育論	1	必修	
			教育心理学	2	必修	
			発達心理学	2	必修	
			特別な教育的ニーズの理解と支援	1	必修	
			教育課程論	2	必修	
			幼児保育計画論	2	必修	
		小 計		16		
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	保育実践方法論	2	必修	履修表16-1参照
			幼児理解と教育相談	2	必修	
		小 計		4		
	第五欄	教育実践に関する科目	参加観察実習	1	必修	履修表16-1参照
			事前指導（幼稚園）	1	必修	
			教育実習（幼稚園）	4	必修	
			事後指導（幼稚園）	1	必修	
			保育・教職実践演習（幼稚園）	2	必修	
		小 計		9		
	第六欄	大学が独自に設定する科目	蓄積型体験学習	2	必修	履修表19参照
		小 計		2		
副 免	告示別表第1・2による教科目		保育士科目	49	必修	履修表17参照
	小 計			49		
教 職 関 連 科 目			地域社会と教育	2	必修	履修表20参照
			専門ゼミナール	2	必修	
			人権教育	2	必修	
ゼミナールに関する科目				4	必修	履修表21参照
卒 業 論 文				4	必修	履修表22参照
合 計				114		

8. 特別支援教育コース(小学校基礎免)

(1) 卒業に要する専門教育科目の単位数

		区 分	授 業 科 目	単位	必修・選択	備 考
基礎 免	第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	初等教科教育法（１０教科）	20	必修	履修表1-1参照
			小学校教科（１０教科）	11	必修	履修表1-2参照
			小 計	31		
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育原理論	2	必修	履修表２参照
			教職の理解	2	必修	
			教育社会学	2	必修	
			子ども教育論	1	必修	
			教育心理学	2	必修	
			発達心理学	2	必修	
			特別な教育的ニーズの理解と支援	1	必修	
			教育課程論	2	必修	
			小 計	14		
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳教育論	2	必修	履修表３参照
			特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	必修	
			教育方法・技術論	2	必修	
			生徒指導 （「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」の内容を含む。）	2	必修	
			教育相談	2	必修	
			小 計	10		
	第五欄	教育実践に関する科目	参加観察実習	1	必修	履修表4-1、4-2参照
			事前指導（小学校）	1	必修	
			教育実習（小学校）	4	必修	
			事後指導（小学校）	1	必修	
			教職実践演習（小学校）	2	必修	
			小 計	9		
	第六欄	大学が独自に設定する科目	蓄積型体験学習	2	必修	履修表19参照
			特別支援教育演習Ⅰ	2	必修	
			特別支援教育演習Ⅱ	2	必修	
			小 計	6		
主 免	特別支援教育に関する科目	特別支援教育に関する専門教育科目	23	必修	履修表18参照	
		事前指導（特別支援学校）	1	必修	履修表4-2参照	
		教育実習（特別支援学校）	4	必修		
		事後指導（特別支援学校）	1	必修		
		小 計	29			
教職関連科目	地域社会と教育	2	必修	履修表20参照		
	専門ゼミナール	2	必修			
	人権教育	2	必修			
ゼミナールに関する科目				4	必修	履修表21参照
卒業論文				4	必修	履修表22参照
合 計				113		

9. 特別支援教育コース(中学校基礎免)

(1) 卒業に要する専門教育科目の単位数

	区 分		授 業 科 目	単位	必修・選択	備 考
基 礎 免	第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	中等教科教育法	8	必修	履修表6～15参照
			中学校教科	20	必修・選択	
		小 計			28	
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育原理論	2	必修	履修表2参照
			教職の理解	2	必修	
			教育社会学	2	必修	
			子ども教育論	1	必修	
			教育心理学	2	必修	
			発達心理学	2	必修	
			特別な教育的ニーズの理解と支援	1	必修	
			教育課程論	2	必修	
		小 計			14	
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳教育論	2	必修	履修表3参照
			特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	必修	
			教育方法・技術論	2	必修	
			生徒指導 （「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」の内容を含む。）	2	必修	
			教育相談	2	必修	
		小 計			10	
	第五欄	教育実践に関する科目	参加観察実習	1	必修	履修表4-1、4-2参照
			事前指導（中学校）	1	必修	
			教育実習（中学校）	4	必修	
			事後指導（中学校）	1	必修	
			教職実践演習（中学校・高等学校）	2	必修	
		小 計			9	
	第六欄	大学が独自に設定する科目	蓄積型体験学習	2	必修	履修表19参照
			特別支援教育演習Ⅰ	2	必修	
			特別支援教育演習Ⅱ	2	必修	
		小 計			6	
主 免	特別支援教育に関する科目	特別支援教育に関する専門教育科目	23	必修	履修表18参照	
		事前指導（特別支援学校）	1	必修	履修表4-2参照	
		教育実習（特別支援学校）	4	必修		
		事後指導（特別支援学校）	1	必修		
	小 計			29		
教職関連科目		地域社会と教育	2	必修	履修表20参照	
		専門ゼミナール	2	必修		
		人権教育	2	必修		
ゼミナールに関する科目				4	必修	履修表21参照
卒業論文				4	必修	履修表22参照
合 計				110		

Ⅱ. 教育実習について

本学部の教育実習は、教育実習、蓄積型体験学習及び介護等体験実習の3つから構成されている。これらは互いに密接に関連しており、段階的な履修を想定して各学年に配当されているので、該当年度に実施される教育実習関係の授業は着実に修得することが強く望まれる。教育実習に伴う経費(交通費・宿泊費・教材費等)は、実習生の自己負担とする。

1. 教育実習関係

(1) 参加観察実習

- ① 1年次後期に附属小学校及び附属中学校において、それぞれ2日間の参加観察実習が行われる。これは、教育現場の実態を観察する最初の機会である(詳細についてはオリエンテーションを開催し説明する)。
 - ② 2年次に附属特別支援学校において4日間、附属幼稚園において2日間の参加観察実習が行われる(詳細についてはオリエンテーションを開催し説明する)。
- 上記の①と②の実習を合わせて「参加観察実習」1単位が与えられる。また、②の附属特別支援学校実習は30頁に記載されている介護等体験実習の一部となる。

(2) 事前指導

「参加観察実習」の成果を踏まえて、学部教員及び附属学校(園)教員により2年次に主免実習(特別支援教育コースは主免実習及び基礎免実習)の「事前指導」、3年次に副免実習の「事前指導」の講義が行われる。これは「教育実習」履修の前提条件となる科目であり、また同時に実習へのオリエンテーションをも含んでいる。

各コースの学生は、次により事前指導を履修しなければならない。

- ① 小学校教育コースの学生は、主免は「事前指導(小学校)」1単位、副免は「事前指導(中学校)」、「事前指導(幼稚園)」、「事前指導(特別支援学校)」の3つのいずれか1単位の計2単位が必修である。
- ② 中学校教育コースの学生は、主免は「事前指導(中学校)」1単位、副免が小学校二種の学生は「事前指導(小学校)」1単位の計2単位が必修である。(副免が高等学校の学生は「事前指導(中学校)」1単位のみ)
- ③ 幼児教育コースの学生は、主免は「事前指導(幼稚園)」1単位、副免が小学校二種の学生は「事前指導(小学校)」の計2単位が必修である。(副免が保育士の学生は「事前指導(幼稚園)」1単位のみ)
- ④ 特別支援教育コースの学生は、「事前指導(特別支援学校)」1単位及び「事前指導(小学校)」1単位(小学校を基礎免とする者)又は、「事前指導(中学校)」1単位(中学校を基礎免とする者)の計2単位が必修である。

(3) 教育実習

卒業要件として課す教育実習は次頁のとおり。

履修コース	主免許	副免許・基礎免許
小学校教育コース	教育実習（小学校）	教育実習（中学校），教育実習（幼稚園）， 教育実習（特別支援学校）のいずれか
中学校教育コース	教育実習（中学校）	副免許が小学校二種の学生のみ 教育実習（小学校）
幼児教育コース	教育実習（幼稚園）	副免許が小学校二種の学生のみ 教育実習（小学校）
特別支援教育コース	教育実習（特別支援学校）	教育実習（小学校），教育実習（中学校） のいずれか

- ① 「教育実習」を履修するためには、以下の全ての要件を満たしておく必要がある。
 - 教育実習を履修する年度の前年度までに、教養教育科目及び専門教育科目の中から50単位以上を修得していること。
 - 参加観察実習の単位を修得していること。
 - 履修する教育実習に対応した事前指導の単位を修得していること。
- ② 小学校教育コース及び中学校教育コースの主免実習、並びに特別支援教育コースの基礎免実習については、3年次に附属小学校等又は附属中学校等において4週間（4単位）実施する。
 - ※ 公立学校での主免実習については、説明会等で通知する。
- ③ 幼児教育コースの主免実習については、3年次に附属幼稚園等において4週間（4単位）実施する。
 - ※ 公立（私立）幼稚園での主免実習については、説明会等で通知する。
- ④ 特別支援教育コースの主免実習については、3年次に4週間（4単位）附属特別支援学校等において実施する。
- ⑤ 副免実習については、各附属学校（園）において、4年次に2週間実施する。副免で取得する学校種の事前指導及び事後指導を履修すること。（履修表4－3参照）
 - ※ 日程については、掲示等で通知する。

(4) 事後指導

- ① 事後指導は、3年次の後期から4年次にかけて各コースあるいは各教科で開講する。
- ② 「教育実習」の単位を修得していない者は、事後指導を履修することができない。
- ③ 各コースの学生は、次により事後指導を履修しなければならない。
 - 小学校教育コースの学生は、主免は「事後指導（小学校）」1単位、副免は「事後指導（中学校）」、「事後指導（幼稚園）」、「事後指導（特別支援学校）」の3つのいずれか1単位の計2単位が必修である。
 - 中学校教育コースの学生は、主免は「事後指導（中学校）」1単位（開講は各教科ごとに行われる）、副免が小学校二種の学生は「事後指導（小学校）」1単位の計2単位が必修である。（副免が高等学校の学生は「事後指導（中学校）」1単位のみ）
 - 幼児教育コースの学生は、主免は「事後指導（幼稚園）」1単位、副免が小学校二種の学生は「事後指導（小学校）」の計2単位が必修である。（副免が保育士の学生は「事後指導（幼稚園）」1単位のみ）
 - 特別支援教育コースの学生は、基礎免の区分により次のとおり履修することとなる。
 - 小学校基礎免の者……………事後指導（特別支援学校）1単位及び事後指導（小学校）1単位
 - 中学校基礎免の者……………事後指導（特別支援学校）1単位及び事後指導（中学校）1単位

(5) 卒業要件以外の免許状取得のための教育実習について

卒業要件以外の免許状（三枚目以降の免許状）取得のための教育実習については、附属学校園で行う卒業要件の教育実習とは異なるため、実習希望者は、実習校・実習申込み手順・実習時期・その他の手続き等について、学務第二係で確認すること。

なお、特別支援学校教諭免許状の取得については、附属学校等での教育実習の実施が困難であるため、科目の履修はできるが、免許の取得は保証されない。

2. 蓄積型体験学習

蓄積型体験学習（履修表19 大学が独自に設定する科目）は、「教育的体験」で学んだことを積み重ねて、社会の変化に柔軟に対応できる幅広い人材（教員）を養成するために設定された実習である。下記に示す前半の実習と後半の実習から成り立っており、いずれの体験学習においても自ら高めたい課題を定め、実習対象施設との連絡・調整をすることを基本とした「職場体験を意図した」実習である。

<前半の実習>

実 習 区 分	内 容	対象学年
学習支援実習（必修） （40時間）	・幼稚園、小学校、中学校、高等学校等での長期にわたる学習支援体験 ・リーダー研修及び野外体験実習を含む	2年生

<後半の実習>

実 習 区 分	内 容	対象学年
①離島・へき地実習（選択必修） （40時間）	離島・へき地の小・中学校での体験的教育実践学習	3年生
②学習支援実習（選択必修） （40時間）	幼稚園、小学校、中学校、高等学校等での長期にわたる学習支援体験	4年生
③その他の実習（選択必修） （40時間）	蓄積型体験学習の実施に必要な企画・運営	2～4年生

◎実習の方法

（1）対象学年：2年生（前半の実習）

3・4年生（後半の実習）

※その他の実習（学生会）は2～4年生

（詳細についてはオリエンテーションを開催し説明する。）

（2）期間：通年（土曜日、日曜日を含む）

（3）実習の組み合わせと時間

前半の実習区分は必修、後半の実習区分は1つを選択して、各40時間、計80時間の実習を行う。

（4）リーダー研修及び野外体験実習

2年次前期に長崎日吉自然の家と諫早青少年自然の家等においてリーダー研修としての講習や実地体験活動を行う。このリーダー研修を経たのちに、<前半の実習>の学習支援実習では、各小・中学校の宿泊体験学習等に参加して、様々な学習支援や児童・生徒の活動を支援する実習を行う。

(5) 費用等について（学習支援実習及び離島・へき地実習）

上記の実習は交通費の補助を受けることもできるが、実習生本人の申請が必要である。交通費の算出方法等については蓄積型体験学習実施部会の算出方法による。（宿泊費は自己負担）

3. 介護等体験実習関係

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」では、卒業までに7日間の介護等体験を有することが、免許状交付の条件とされている。本学部では、附属特別支援学校を中心とした介護等体験実習を実施している。28頁に掲載されている「1. 教育実習関係（1）参加観察実習」中の附属特別支援学校実習（4日間）及び県内の各施設における介護等体験実習（3日間）である。

なお、介護等体験実習は単位化されてはいないが、免許状申請の際に所定の証明書を添付しなければならないので必ず履修すること。

Ⅲ ． 保育士資格の取得について

1． 資格取得上の条件

保育士の資格を取得するためには、児童福祉法施行規則に定められた授業科目を全て修得しなければなりません。また、次に示す二点を同時に満たすことが必要となります。

- (1) 指定保育士養成施設として認められている本学教育学部幼児教育コースに所属する学生であること。
- (2) 履修表 17 に記載された必修科目及び必修選択科目を取得すること。

2． 保育実習履修上の注意

- (1) 履修表 17 の中にある保育実習については、保育実習ⅠA（保育所等）および保育実習ⅠB（施設等）を必修とし、それに加えて保育実習Ⅱ（保育所等）または保育実習Ⅲ（施設等）のいずれかを選択して実習を行うことが必要です。
- (2) 保育実習を履修するためには、履修表 17 に記載された保育士資格関連科目について、次の二点を満たすことが必要です。
 - ① 2 年次までに開講される授業科目のうち、10 単位以上を修得済みであること。
 - ② 保育実習Ⅰを行うには、保育実習指導Ⅰを履修していること。同様に、保育実習Ⅱ（またはⅢ）を行うには、保育実習指導Ⅱ（またはⅢ）を履修していること。
- (3) 保育実習ⅠA と保育実習Ⅱについては実施の半年～1 年前より各自の希望をもとに実習先選定作業に入ります。
- (4) 保育実習ⅠB と保育実習Ⅲは、泊まり込みでの実施となる場合があります。
- (5) 保育実習関連経費については、別途徴収します。

IV. 離島教育プログラムについて

本学部では、長崎県教育委員会との連携に基づき、離島教育の資質を備えた教員の養成を意図して離島教育プログラムを開設する。離島教育推薦枠で入学した学生は、本プログラムによる単位の修得が必要となる。

1. 基本的な考え方

- ・プログラムの目的は、長崎県における離島教育の資質を備えた教員の養成を行うことである。
- ・プログラムの対象は、長崎大学教育学部における離島教育推薦枠での入学者とする。
- ・プログラムの内容構成は、長崎県教育委員会との協議に基づいて行う。
- ・離島教育という語は、多くの離島を抱える長崎県の特異性から、へき地教育や複式教育を含めた総称として用いることとする。

2. プログラムを通しての目標

- ・離島教育（へき地教育や複式教育）に関する知識や概念について、講義と体験実習を通して習得させることで、長崎県における離島教育に関する視点を獲得させることを目標とする。

3. プログラムの構成と概要

（1）「小学校教育入門ゼミナール（離島・地域文化系）」

①導入的な位置づけの科目である。離島・地域文化系の特色である「離島教育」、「ICT 教育」、「地域文化」の観点から幅広く知識を得るとともに、実体験をとおして長崎の地域文化や離島・へき地の学校の魅力を理解することを目指す。

②開講時期：1 年次，通年

③単位：2 単位（演習科目）

（2）「離島と教育」

①小学校教育入門ゼミナールを発展させた科目である。離島教育について幅広く知識を得るとともに、特にその主たるトピックである複式教育の子どもへの個別指導のための工夫や留意点について理解を深めることを目指す。

②開講時期：2 年次，後期

③単位：2 単位（講義科目）

（3）「複式教育論」

①「離島と教育」において得た知識を活かし、本講義では実際に授業をデザインし実施できる力の育成を目指す。

②開講時期：3 年次，前期

③単位：2 単位（講義科目）

（4）「ICT 教育法」

①本講義の一部では、離島・へき地に多い小規模学級または複式学級における ICT を活用した効果的な授業展開に関する内容を扱い、離島・へき地における ICT 教育法について実践を通じた理解を目指す。

②開講時期：3 年次※，前期

（※ただし、原則的に 3 年次は「複式教育論」を受講し、4 年次に「ICT 教育法」を受講する）

③単位：2 単位（講義科目）

(5)「教育実習（小学校）」

- ①複式学級へ配属し，体験的な理解を目指す。附属小学校において行われる（履修表4参照）。
- ②開講時期：3年次，前期
- ③単位：4単位（実習単位）

(6)「蓄積型体験学習」

①離島・へき地の小規模校で実際に約一週間過ごすことで，複式学級のみならず，地域と学校のつながりなどを含めた離島教育の実際を体験的に理解し，自分が離島教育に対して今できることや自分の個性から得意だと思えることを整理することを目指す。本プログラム受講者は，蓄積型体験学習の後半の実習において「離島・へき地実習」を選択しなければならない（履修方法の説明における「教育実習について」参照）。

- ②開講時期：3年次，10～11月
- ③単位：2単位（実習単位，前半の実習と併せて2単位が成立する）

(7)「離島の学校でのインターンシップ」

①このインターンシップは，教員採用試験合格者を対象とし，教師としての離島教育に対する信念や目標を再確認するとともに，さらなる教育実践力の向上を目指す。実施時期は4年次後期の2月～3月である。詳細は別途開催される説明会で説明する。

- ②開講時期：4年次，後期

(8) その他

- ①参加観察実習（小学校）では複式学級に配属を行う。
- ②卒業研究は，原則として離島教育にかかわるテーマを設定し，専門性を高めること。

4. プログラムの修了要件と修了証書

修了要件は，「3. プログラムの構成と概要」に記されている（1）～（6）のすべての単位を取得することとする。取得者には，「離島教育プログラム修了証書」を発行する。

学校教育教員養成課程の履修表

- 履修表 1 教科及び教科の指導法に関する科目（小学校）
- 履修表 2 教育の基礎的理解に関する科目
- 履修表 3 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、
教育相談等に関する科目
- 履修表 4 教育実践に関する科目
- 履修表 5 小学校教育コース 3 系の特色のある科目
- 履修表 6 ～ 1 5 中学校・高等学校教科に関する専門教育科目（各教科教育法を含む）
- 履修表 1 6 教職に関する専門教育科目（幼児教育関係）
- 履修表 1 7 保育士資格に関する科目
- 履修表 1 8 特別支援教育に関する専門科目
- 履修表 1 9 大学が独自に設定する科目
- 履修表 2 0 教職関連科目（共通）
- 履修表 2 1 ゼミナールに関する科目
- 履修表 2 2 卒業論文

【参考資料】 長崎大学ナンバリング・システムについて

記 号 の 説 明

・授 業 科 目 欄

- ・Ⅰ，Ⅱ，Ⅲは、「段階的学習」を要するもので，Ⅰ，Ⅱを履修しないでⅢを履修するのは難しいものである。
- ・a，b及びc並びに1及び2は，単なる区分であり，例えばa，bを履修しなくてもcの履修には差支えないものである。

・単 位 数 欄

- ・数字は単位数を表す。
- ・必修の欄に単位数が記載されている科目は必修科目を表す。
- ・選択の欄に単位数が記載されている科目は選択科目を表す。

・授業形態及び 時間数欄

- ・「コ」「エ」「ジ」は，それぞれ授業形態「コ：講義」「エ：演習」「ジ：実習・実技・実験」を表す。
- ・数字は授業時間数を表す。
(教育実習科目については，実施態様により異なるので表記していない。)

・隔 年 ・ 集 中 欄

- ・「○」は奇数年度（西暦）開講科目を表す。
- ・「◎」は偶数年度（西暦）開講科目を表す。
- ・「集」は集中講義科目を表す。

・対 象 学 年 欄

- ・数字は主対象年次を表す。
- ・前期の欄に年次が記載されている科目は前期開講科目，後期の欄に年次が記載されている科目は後期開講科目を表す。
- ・必修科目及び選択必修科目については，主対象年次以上の学生のみ受講できる。(主対象年次より低い学生は受講できない。)

履修表 1－1 教科及び教科の指導法に関する科目（初等教科教育法）

免許法施行規則に定める科目区分等		授 業 科 目	単位数		授業形態 及び 時間数	隔年・集中	対象学年		履修方法			備 考
科 目	各科目に含める ことが必要な事項		必修	選択			前期	後期	小学校			
									表示	1種	2種	
教科及び教科の指導法に関する科目	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	国語 （書写を含む。）	初等国語科教育	2		㊦30		2a		◎	全ての科目を修得すること。 6科目以上の教科2科目及び○印の教科から2科目以上を含み	
						2b						
		社会	初等社会科教育	2		㊦30			2a			
						2b						
		算数	初等算数科教育	2		㊦30		2a		◎		
						2b						
		理科	初等理科教育	2		㊦30		1a				
						1b						
		生活	初等生活科教育	2		㊦30			1a			
						1b						
音楽	初等音楽科教育	2		㊦30			1	○	○			
図画工作	初等図画工作科教育	2		㊦30			2a					
						2b						
家庭	初等家庭科教育	2		㊦30			2a					
						2b						
体育	初等体育科教育	2		㊦30		2		○				
外国語	初等外国語教育	2		㊦30			3a					
							3b					
合 計				20								

履修表1ー2 教科及び教科の指導法に関する科目(小学校教科)

免許法施行規則に定める科目区分等		授 業 科 目	単位数		授業形態 及び 時間数	隔年・集中	対象学年		履修方法			備 考
科 目	免許法施行規則に定める科目区分		必修	選択			前期	後期	小学校			
									表示	1種	2種	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	国 語 (書写を含む。)	小学校国語科	1		㊦30		2a		○	全ての科目を修得すること。 ○印の教科3科目を含み5科目以上の教科を修得すること。	
			小学校書写	1		㊦30		1a				
		社 会	小学校社会科	1		㊦30			3a			
									3b			
		算 数	小学校算数科	1		㊦30			2a	○		
								2b				
		理 科	小学校理科	1		㊦30		2a				
								2b				
		生 活	小学校生活科	1		㊦30		1a				
								1b				
		音 楽	小学校音楽科	1		㊦30		3a				
									3b			
		図画工作	小学校図画工作科	1		㊦30			3a			
								3b				
家 庭	小学校家庭科	1		㊦30			2a					
							2b					
体 育	小学校体育科	1		㊦30			2					
外国語	小学校外国語	1		㊦30		3a						
						3b						
合 計			11									

履修表 2 教育の基礎的理解に関する科目(小学校教育コース・中学校教育コース(基礎免を含む。))共通)

免許法施行規則に定める科目区分等		授 業 科 目	単位数		授業形態 及び 時間数	隔 年 ・ 集 中	対象学年		履修 方法	備 考
科 目	左記科目に含 める必要事項		必修	選択			前期	後期		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理論	2		Ⅲ30			2		
		☆ 教育哲学		2	Ⅲ30	◎		全	(注1)	子ども理解系は選択必修
		☆ 教育史		2	Ⅲ30			全	(注1)	子ども理解系は選択必修
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教職の理解	2		Ⅲ30		1			
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育社会学	2		Ⅲ30		4			
		教育行政・制度論		2	Ⅲ30			全		
		教育経営論		2	Ⅲ30		全			
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	子ども教育論	1		Ⅲ15			1		
		教育心理学	2		Ⅲ30		1			
		発達心理学	2		Ⅲ30		3			
		☆ 心理学統計法		2	Ⅲ30			2	(注1)	子ども理解系は選択必修
		☆ 子ども臨床		2	Ⅲ30		2		(注1)	子ども理解系は選択必修
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別な教育的ニーズの理解と支援	1		Ⅲ15			1		
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程論	2		Ⅲ30		3			
合 計			14	12						

注1. 子ども理解系は、☆印を付した授業科目の中から、4単位以上修得すること。

履修表 3 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
(小学校教育コース・中学校教育コース(基礎免を含む。)共通)

免許法施行規則に定める科目区分等		授 業 科 目	単位数		授業形態 及び 時間数	隔 年 ・ 集 中	対象学年		履修 方法	備 考
科 目	左記科目に含 める必要事項		必修	選択			前期	後期		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び 生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳教育論	2		30		3			
	総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2		30		3			
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	教育方法・技術論	2		30			3		
		ICT教育法		2	30		3		(注1)	離島・地域文化系は選択必修
		教職とICT活用		2	30		3		(注1)	
		複式教育論		2	30		3		(注1)	離島・地域文化系は選択必修
	生徒指導の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	生徒指導 (「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」の内容を含む。)	2		30		3			
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育相談	2		30			3		
合 計			10	6						

注1. 本授業科目の単位は、小学校教諭普通免許状以外の免許状取得のための単位とすることはできない。

履修表 4－1 教育実践に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等		授 業 科 目	単位数		授業形態 及び 時間数	中 隔 年 ・ 集	対象学年		履修方法	備 考
科 目	左記科目に含める必要事項		必修	選択			前期	後期		
教育実践に関する科目	教育実習	参加観察実習	1		㊦30		1・2			履修表4－2、3参照
		事前指導	1		㊦15			2		
		教育実習	4		ｼ'180		3			
		事後指導	1		㊦30			3～4		
	教職実践演習	教職実践演習(小学校)	2		㊦30			4	(注1)	
		教職実践演習(中学校・高等学校)	2		㊦30			4	(注2)	

注1. 小学校教育コース及び特別支援教育コース(小学校基礎免)の学生は、本科目を履修すること。

注2. 中学校教育コース及び特別支援教育コース(中学校基礎免)の学生は、本科目を履修すること。

注3. 他校種の免許(副免)を取得する場合は、主免又は基礎免取得のため履修する教職実践演習で代替することができる。

履修表 4-2 教育実践に関する科目

主免・基礎免

区 分	授業科目名	単位数	学 年	実 習 校	備 考
小学校教育コース (主免) 特別支援教育コース (小学校基礎免)	参加観察実習	1	1・2	1年次：附属小学校(2日間) 附属中学校(2日間) 2年次：附属特別支援学校(4日間) 附属幼稚園(2日間)	附属特別支援学校での実習は、「介護等体験実習」の一部となる。
	事前指導 (小学校)	1	2		後期開講
	教育実習 (小学校)	4	3	附属小学校等(4週間)	前期開講
	事後指導 (小学校)	1	3～4		後期開講
中学校教育コース (主免) 特別支援教育コース (中学校基礎免)	参加観察実習	1	1・2	1年次：附属小学校(2日間) 附属中学校(2日間) 2年次：附属特別支援学校(4日間) 附属幼稚園(2日間)	附属特別支援学校での実習は、「介護等体験実習」の一部となる。
	事前指導 (中学校)	1	2		後期開講
	教育実習 (中学校)	4	3	附属中学校等(4週間)	前期開講
	事後指導 (中学校)	1	3～4		後期開講
幼児教育コース (主免)	参加観察実習	1	1・2	1年次：附属小学校(2日間) 附属中学校(2日間) 2年次：附属特別支援学校(4日間) 附属幼稚園(2日間)	附属特別支援学校での実習は、「介護等体験実習」の一部となる。
	事前指導 (幼稚園)	1	2		後期開講
	教育実習 (幼稚園)	4	3	附属幼稚園等(4週間)	前期開講
	事後指導 (幼稚園)	1	3～4		後期開講
特別支援教育コース (主免)	事前指導 (特別支援学校)	1	2		後期開講
	教育実習 (特別支援学校)	4	3	附属特別支援学校等(4週間)	後期開講
	事後指導 (特別支援学校)	1	4		実習終了後に行う。

履修表4－3 教育実践に関する科目

副免

所 属	取 得 免 許 (副 免)	授業科目名	単位数	学 年	実 習 校	備 考
小学校教育コース	中学校教諭	事 前 指 導	1	3	各校種の附属学校等	
	幼稚園教諭	教 育 実 習	2	4		
	特別支援学校教諭	事 後 指 導	1	4		
中学校教育コース	小学校教諭 高等学校教諭	事 前 指 導	1	3	教育実習は、各校種の附属学校等で行うが、中学校教諭の他教科の免許及び高等学校教諭の免許を希望する場合は実習を必要としない。	
		教 育 実 習	2	4		
		事 後 指 導	1	4		
幼児教育コース	小学校教諭	事 前 指 導	1	3	附属学校等	
		教 育 実 習	2	4		
		事 後 指 導	1	4		

注意事項

注1. 詳細については、オリエンテーションを実施し説明する。

注2. 「教育実習」を履修するためには、以下の全ての要件を満たしておく必要がある。

- (1) 教育実習を履修年度の前年度までに教養教育科目及び専門教育科目の中から50単位以上修得していること。
- (2) 参加観察実習の単位を修得していること。
- (3) 履修する実習に対応した「事前指導」の単位を修得していること。

注3. 「教育実習」の単位を修得していない者は、「事後指導」を履修することができない。

注4. 「教育実習」の日程、実施方法等は掲示等により周知する。

履修表 5 小学校教育コース 3 系の特色ある科目

小学校教育コースの各系の学生は、下表に従って特色ある科目を履修すること。

専攻	授業科目の名称	単位数	授業形態及び時間数	履修方法	備考
子ども理解系	心理学統計法	2	㊦30	4 単位選択必修	履修表2参照
	教育哲学	2	㊦30		
	教育史	2	㊦30		
	子ども臨床	2	㊦30		
教科授業開発系	初等授業観察研究	2	㊦30	必修	履修表19参照
	初等学習材集中研究	2	㊦30	必修	
離島・地域文化系	離島と教育	2	㊦30	必修	履修表19参照
	ICT教育法	2	㊦30	2 単位選択必修	履修表3参照
	国際理解教育論	2	㊦30		履修表19参照
	複式教育論	2	㊦30		履修表3参照
専攻の必修単位数				4	

注1. 上記科目は全て選択科目として課程に開放されているため、他系及び他コースの学生も受講可能である。

履修表 6-1 国語教科に関する専門教育科目

免許法施行規則に定める科目区分	授 業 科 目	単位数		授業形態 及び 時間数	隔年・集中	対象学年		履修方法	免許法上の必要単位数			備 考
		必修	選択			前期	後期		中学校		高校	
									1種	2種	1種	
国語学 (音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	国語学概論(音声言語を含む。)	2		≦30		1			1単位以上修得			
	国語学演習		1	≧30		2						
	国文法		2	≦30			2					
	国語学講読		2	≦30			3					
	国語表現(文章表現を含む。)	1		≧30		3						
国文学 (国文学史を含む。)	国文学概論(国文学史を含む。)	2		≦30			1		1単位以上			
	古典文学講読Ⅰ		2	≦30		2						
	古典文学講読Ⅱ		2	≦30		3						
	古典文学演習		1	≧30			2					
	近代文学概論	2		≦30		2						
	近代文学講読Ⅰ		2	≦30			2					
	近代文学講読Ⅱ		2	≦30		4						
漢文学	漢文学概論	2		≦30		2			1単位以上修得			
	漢文学講読		2	≦30		3						
	漢文学演習		1	≧30			3					
書 道 (書写を中心とする。)	書字論	2		≦30			1	中免のみ適用	1単位以上修得	/	高等学校免許の教科に関する科目に充てられない。	
	中等書写法		1	≧30		2						
合 計		11	18						20	10	20	

注1. 中学校教諭一種免許状取得希望者は、必修科目11単位を含め20単位以上修得すること。

注2. 中学校教諭二種免許状取得希望者は、必修科目を必ず修得すること。

注3. 高等学校教諭免許状取得希望者は、「書道(書写を中心とする。)」の分野については、教科に関する科目に充てられないので、注意すること。

教科教育法

免許法施行規則に定める科目区分	授 業 科 目	単位数		授業形態及び時間数	隔年・集中	対象学年		履修方法	免許法上の必要単位数			備 考	
									中学校		高校		
		必修	選択			1種	2種		1種				
各教科の指導法	中等国語科教育Ⅰ	2		≦30		2			8		4	4	
	中等国語科教育Ⅱ	2		≦30		3				4	4		
	中等国語科教育Ⅲ(書写)	2		≦30			2	中1種免のみ必修					
	中等国語科教育研究	2		≦30		4		中1種免のみ必修					
合 計		8							8	4	4		

注1. 中学校教諭一種免許状取得希望者は、必修科目8単位を修得すること。

注2. 中学校教諭二種免許状及び高等学校教諭一種免許状取得希望者は、「中等国語科教育Ⅰ」及び「中等国語科教育Ⅱ」を修得すること。

履修表 6-2 書道教科に関する専門教育科目

免許法施行規則に定める科目区分	授 業 科 目	単位数		授業形態及び時間数	隔年・集中	対象学年		履修方法	免許法上の必要単位数	備 考
		必修	選択			前期	後期		高校	
									1種	
書 道 (書写を含む。)	書字論	2		Ⅲ30			1		1単位以上修得	
	中等書写法	1		Ⅲ30		2				
	高校書道表現Ⅰ (楷書, 創作)	1		Ⅲ30		3				
	高校書道表現Ⅱ (行書, 草書, 仮名)	1		Ⅲ30		3				
	☆ 高校書道表現Ⅲa (隷書, 篆書, 篆刻)		1	Ⅲ30	○		3・4	1科目選択必修		
	☆ 高校書道表現Ⅲb (漢字仮名交じり)		1	Ⅲ30	◎		3・4			
書道史	書道史	2		Ⅲ30	◎		3・4		1単位以上修得	
「書論・鑑賞」	書論・鑑賞	2		Ⅲ30	○		3・4		1単位以上修得	
「国文学, 漢文学」	国文学概論(国文学史を含む。)	2		Ⅲ30			1		1単位以上修得	
	古典文学講読Ⅰ		2	Ⅲ30		2				
	古典文学講読Ⅱ		2	Ⅲ30		3				
	古典文学演習		1	Ⅲ30			2			
	近代文学概論	2		Ⅲ30		2				
	近代文学講読Ⅰ		2	Ⅲ30			2			
	近代文学講読Ⅱ		2	Ⅲ30		4				
	漢文学概論	2		Ⅲ30		2				
	漢文学講読		2	Ⅲ30		3				
	漢文学演習		1	Ⅲ30			3			
合 計		15	14						20	

注1. 高等学校教諭一種免許状取得希望者は, 必修科目15単位と選択必修科目1単位を含め20単位以上修得すること。

注2. 「高校書道表現Ⅲa」及び「高校書道表現Ⅲb」については, いずれか1つを選択して修得すること。

教科教育法

免許法施行規則に定める科目区分	授 業 科 目	単位数		授業形態及び時間数	隔年・集中	対象学年		履修方法	免許法上の必要単位数	備 考
		必修	選択			前期	後期		高校	
									1 種	
各教科の指導法	書道科教育Ⅰ	2		Ⅲ30		3			4	
	書道科教育Ⅱ	2		Ⅲ30			3			
合 計		4							4	

履修表 7-1 社会教科に関する専門教育科目

免許法施行 規則に定め る科目区分	授 業 科 目	単位数		授業形態 及び 時間数	隔 年 ・ 集 中	対象学年		履修方法	免許法上の 必要単位数		備 考	
		必修	選択			前期	後期		中学校			
									1 種	2 種		
日本史及び 外国史	日本史Ⅰ	2		㊦30		2			1 単位以上修得			
	日本史Ⅱ		2	㊦30			2					
	外国史Ⅰ	2		㊦30			1					
	外国史Ⅱ		2	㊦30		2						
	歴史学研究		2	㊦30			3					
地理学（地 誌を含 む。）	☆人文地理学		2	㊦30			2	人文地理学及び 自然地理学から 1 科目選択必修	1 単位以上修得			
	☆自然地理学		2	㊦30		3						
	地理学研究		2	㊦30		3						
	地誌学Ⅰ	2		㊦30		2						
	地誌学Ⅱ		2	㊦30			4					
「法学、 政治学」	☆法律学Ⅰ		2	㊦30		2		法律学Ⅰ及び 政治学Ⅰから 1 科目選択必修	1 単位以上修得			
	法律学Ⅱ		2	㊦30			3					
	☆政治学Ⅰ		2	㊦30			3					
	政治学Ⅱ		2	㊦30		4						
「社会学、 経済学」	☆社会学		2	㊦30	◎		2・3	社会学及び 経済学Ⅰから 1 科目選択必修	1 単位以上修得			
	☆経済学Ⅰ		2	㊦30		3						
	経済学Ⅱ		2	㊦30			3					
	経済学研究		2	㊦30		4						
「哲学、倫 理学、宗 教学」	☆哲学		2	㊦30			2	哲学及び 倫理学から 1 科目選択必修	1 単位以上修得			
	☆倫理学		2	㊦30		2						
	哲学・倫理学研究		2	㊦30		4						
		6	36						20	10		

注 1. 中学校教諭一種免許状取得希望者は、必修科目 6 単位及び選択必修科目 8 単位を含め 20 単位以上修得すること。

注 2. 中学校教諭二種免許状取得希望者は、必修科目 6 単位及び選択必修科目 8 単位を修得すること。

教科教育法

免許法施行規則に定める科目区分	授 業 科 目	単位数		授業形態 及び 時間数	隔 年 ・ 集 中	対象学年		履修方法	免許法上の 必要単位数		備 考
		必修	選択			前期	後期		中学校		
									1 種	2 種	
各教科の 指導法	中等社会科教育Ⅰ	2		㊦30			2		8	4	
	中等社会科教育Ⅱ	2		㊦30		3					
	社会科指導法 (地理・歴史分野)	2		㊦30		3		中 1 種免のみ必修			
	社会科指導法 (公民分野)	2		㊦30			3	中 1 種免のみ必修			
合 計		8							8	4	

注. 中学校教諭二種免許状取得希望者は、「中等社会科教育Ⅰ」及び「中等社会科教育Ⅱ」を修得すること。

履修表 7-2 地理歴史教科に関する専門教育科目

免許法施行 規則に定め る科目区分	授 業 科 目	単位数		授業形態 及び 時間数	隔 年・ 集 中	対象学年		履修方法	免許法上の 必要単位数	備 考
		必修	選択			前期	後期		高校（地理歴史）	
									1 種	
日本史	日本史Ⅰ	2		㊦30		2			1 単位以上修得	
	日本史Ⅱ	2		㊦30			2			
	歴史学研究		2	㊦30			3			
外国史	外国史Ⅰ	2		㊦30			1		1 単位以上修得	
	外国史Ⅱ	2		㊦30		2				
人文地理学 及び自然地理学	人文地理学	2		㊦30			2		1 単位以上修得	
	自然地理学	2		㊦30		3				
	地理学研究		2	㊦30		3				
地 誌	地誌学Ⅰ	2		㊦30		2			1 単位以上修得	
	地誌学Ⅱ		2	㊦30			4			
合 計		14	6						20	

注．高等学校教諭一種免許状（地理歴史）取得希望者は，必修科目 14 単位を含め 20 単位以上修得すること。

教科教育法

免許法施行 規則に定め る科目区分	授 業 科 目	単位数		授業形態 及び 時間数	隔 年 ・ 集 中	対象学年		履修方法	免許法上の 必要単位数	備 考
		必修	選択			前期	後期		高校（地理歴史）	
									1 種	
各教科の 指導法	地理歴史科教育	2		㊦30			3		4	
	社会科指導法 （地理・歴史分野）	2		㊦30		3				
合 計		4							4	

履修表 7-3 公民教科に関する専門教育科目

免許法施行規則に定める科目区分	授 業 科 目	単位数		授業形態 及び 時間数	隔年・集中	対象学年		履修方法	免許法上の必要単位数	備 考
		必修	選択			前期	後期		高校（公民）	
									1 種	
「法 律 学（国際法を含む。），政治学（国際政治を含む。）」	法律学Ⅰ	2		≧30		2			1 単位以上修得	
	法律学Ⅱ		2	≧30			3			
	政治学Ⅰ	2		≧30			3			
	政治学Ⅱ		2	≧30		4				
「社会学，経済学（国際経済を含む。）」	社会学	2		≧30	◎		2・3		1 単位以上修得	
	経済学Ⅰ	2		≧30		3				
	経済学Ⅱ		2	≧30			3			
	経済学研究		2	≧30		4				
「哲学，倫理学，宗教学，心理学」	哲学	2		≧30			2		1 単位以上修得	
	倫理学	2		≧30		2				
	哲学・倫学研究		2	≧30		4				
合 計		12	10						20	

注．高等学校教諭一種免許状（公民）取得希望者は，必修科目 1 2 単位を含め 2 0 単位以上修得すること。

教科教育法

免許法施行規則に定める科目区分	授 業 科 目	単位数		授業形態及び時間数	隔年・集中	対象学年		履修方法	免許法上の必要単位数	備 考
		必修	選択			前期	後期		高校（公民）	
									1 種	
各教科の指導法	公民科教育	2		Ⅲ30		4			4	
	社会科指導法（公民分野）	2		Ⅲ30			3			
合 計		4							4	

履修表 8 数学教科に関する専門教育科目

免許法施行規則に定める科目区分	授 業 科 目	単位数		授業形態 及び 時間数	隔年・集中	対象学年		履修方法	免許法上の必要単位数			備 考
		必修	選択			前期	後期		中学校		高校	
									1種	2種	1種	
代数学	線形代数学Ⅰ	2		≦30		1			1単位以上修得			
	線形代数学Ⅱ		2	≦30			1					
	代数学Ⅰ		2	≦30		2		高1種免のみ必修				
	代数学Ⅱ		2	≦30			2					
	代数学Ⅲ		2	≦30		3						
幾何学	座標幾何学Ⅰ	2		≦30			1		1単位以上修得			
	座標幾何学Ⅱ		2	≦30		2						
	幾何学Ⅰ		2	≦30			2	高1種免のみ必修				
	幾何学Ⅱ		2	≦30		3						
	幾何学Ⅲ		2	≦30			3					
解析学	微分積分学Ⅰ	2		≦30		1			1単位以上修得			
	微分積分学Ⅱ		2	≦30			1					
	解析学Ⅰ		2	≦30		2		高1種免のみ必修				
	解析学Ⅱ		2	≦30			2					
	解析学Ⅲ		2	≦30		3						
「確率論, 統計学」	確率・統計	2		≦30		3			1単位以上修得			
コンピュータ	コンピュータとアルゴリズム	2		≦30			1		1単位以上修得			
合 計		10	24						20	10	20	

注1. 中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状取得希望者は、必修科目10単位を含め20単位以上修得すること。

注2. 中学校教諭二種免許状取得希望者は、必修科目10単位を修得すること。

注3. 高等学校教諭一種免許状取得希望者は、必修科目10単位に加えて、「代数学Ⅰ」、「幾何学Ⅰ」、「解析学Ⅰ」の3科目を修得すること。

教科教育法

免許法施行規則に定める科目区分	授 業 科 目	単位数		授業形態及び時間数	隔年・集中	対象学年		履修方法	免許法上の必要単位数			備 考
		必修	選択			前期	後期		中学校		高校	
									1種	2種	1種	
各教科の指導法	中等数学科教育Ⅰ	2		ㇿ30		2			8	4	4	
	中等数学科教育Ⅱ	2		ㇿ30		3						
	数学教材研究a	2		ㇿ30			2	中1種免のみ必修				
	数学教材研究b	2		ㇿ30			3	中1種免のみ必修				
合 計		8							8	4	4	

注1. 中学校教諭一種免許状取得希望者は、必修科目8単位を修得すること。

注2. 中学校教諭二種免許状及び高等学校教諭一種免許状取得希望者は、「中等数学科教育Ⅰ」及び「中等数学科教育Ⅱ」を修得すること。

履修表 9 理科教科に関する専門教育科目

免許法施行 規則に定める 科目区分	授 業 科 目	単位数		授業形態 及び 時間数	隔年・ 集中	対象学年		履修方法	免許法上の 必要単位数			備 考		
		必修	選択			前期	後期		中学校		高校			
									1種	2種	1種			
物 理 学	物理学概論	2		Ⅱ30		1			1単位以上修得		「物理学実験（コンピュータ活用を含む）」 「生物学実験（コンピュータ活用を含む）」 「化学実験（コンピュータ活用を含む）」 「地学実験（コンピュータ活用を含む）」 から1単位以上修得			
	電磁気学		2	Ⅱ30	◎	2・3								
	力学とエネルギー		2	Ⅱ30	○	2・3								
物理学実験 (コンピュータ 活用を含む。)	物理学実験Ⅰ	1		Ⅱ45			2		1単位以上 修得					
	物理学実験Ⅱ		1	Ⅱ45		3								
化 学	化学概論	2		Ⅱ30		1			1単位以上修得					
	有機化学		2	Ⅱ30	◎	2・3								
	無機化学		2	Ⅱ30	○	2・3								
化学実験 (コンピュータ 活用を含む。)	化学実験Ⅰ	1		Ⅱ45			2		1単位以上 修得					
	化学実験Ⅱ		1	Ⅱ45		3								
生 物 学	生物学概論	2		Ⅱ30			1		1単位以上修得					
	動物学		2	Ⅱ30	○		2・3							
	植物学		2	Ⅱ30	◎		2・3							
生物学実験 (コンピュータ 活用を含む。)	生物学実験Ⅰ	1		Ⅱ45		2			1単位以上 修得					
	生物学実験Ⅱ		1	Ⅱ45			3							
	野外生物実習		1	Ⅱ30	集	3								
地 学	地学概論	2		Ⅱ30			1		1単位以上修得					
	天文学		2	Ⅱ30	◎	2・3								
	地質学		2	Ⅱ30	○	2・3								
地学実験 (コンピュータ 活用を含む。)	地学実験Ⅰ	1		Ⅱ45		2			1単位以上 修得					
	地学実験Ⅱ		1	Ⅱ45			3							
	野外地質実習		1	Ⅱ30	集	3								
合 計		12	22						20	10	20			

注1. 中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状取得希望者は、必修科目12単位を含め20単位以上修得すること。

注2. 中学校教諭二種免許状取得希望者は、必修科目を必ず修得すること。

教科教育法

免許法施行 規則に定める 科目区分	授 業 科 目	単位数		授業形態 及び 時間数	隔 年・ 集 中	対象学年		履修方法	免許法上の 必要単位数			備 考
		必修	選択			前期	後期		中学校		高校	
									1種	2種	1種	
各教科の指 導法	中等理科教育Ⅰ	2		ｺ30		2			8	4	4	
	中等理科教育Ⅱ	2		ｺ30			2					
	中等理科教育a	2		ｺ30		3		中1種免のみ必修				
	中等理科教育b	2		ｺ30		3		中1種免のみ必修				
合 計		8							8	4	4	

注1. 中学校教諭一種免許状取得希望者は、必修科目8単位を修得すること。

注2. 中学校教諭二種免許状及び高等学校教諭一種免許状取得希望者は、「中等理科教育Ⅰ」及び「中等理科教育Ⅱ」を修得すること。

履修表 10 音楽教科に関する専門教育科目

免許法施行規則に定める科目区分	授 業 科 目	単位数		授業形態及び時間数	隔年・集中	対象学年		履修方法	免許法上の必要単位数			備 考
		必修	選択			前期	後期		中学校		高校	
									1種	2種	1種	
ソルフェージュ	ソルフェージュ	1		㇏30		1			1単位以上修得			
声 楽 (合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。)	声楽	1		㇏30			2		1単位以上修得			
	歌唱表現法Ⅰ		1	㇏30		3						
	歌唱表現法Ⅱ		1	㇏30			3					
	合唱	1		㇏30		2						
器 楽 (合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。)	アンサンブル・伴奏法Ⅰ	1		㇏30		2			1単位以上修得			
	アンサンブル・伴奏法Ⅱ		1	㇏30			2					
	ピアノ表現法Ⅰ		1	㇏30		1						
	ピアノ表現法Ⅱ		1	㇏30			1					
	器楽表現法a		1	㇏30		2						
	器楽表現法b		1	㇏30			2					
	合奏	1		㇏30		3						
	伝統音楽表現法	1		㇏30			3					
指 揮 法	指揮法	2		㇏30		3			1単位以上修得			
音楽理論、作曲法 (編曲法を含む)及び音楽史(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)	音楽理論	2		㇏30		1			1単位以上修得			
	作曲・編曲法	2		㇏30		2						
	音楽史	2		㇏30		2						
合 計		14	7						20	10	20	

注1. 中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状取得希望者は、必修科目14単位を含め20単位以上修得すること。

注2. 中学校教諭二種免許状取得希望者は、必修科目14単位を修得すること。

教科教育法

免許法施行規則に定める科目区分	授 業 科 目	単位数		授業形態及び時間数	隔年・集中	対象学年		履修方法	免許法上の必要単位数			備 考
		必修	選択			前期	後期		中学校		高校	
									1種	2種	1種	
各教科の指導法	中等音楽科教育Ⅰ	2		ｺ30		2			8	4	4	
	中等音楽科教育Ⅱ	2		ｺ30			2					
	音楽鑑賞教材研究a	2		ｺ30	◎		2・3	中1種免のみ必修				
	音楽鑑賞教材研究b	2		ｺ30	○		2・3	中1種免のみ必修				
合 計		8							8	4	4	

注1. 中学校教諭一種免許状取得希望者は、必修科目8単位を修得すること。

注2. 中学校教諭二種免許状及び高等学校教諭一種免許状取得希望者は、「中等音楽科教育Ⅰ」及び「中等音楽科教育Ⅱ」を修得すること。

履修表 1 1 美術教科に関する専門教育科目

免許法施行規則に定める科目区分	授 業 科 目	単位数		授業形態 及び 時間数	隔年・集中	対象学年		履修方法	免許法上の必要単位数			備 考	
		必修	選択			前期	後期		中学校		高校		
									1種	2種	1種		
絵 画 (映像メディア表現を含む。)	絵画基礎	2		Ⅲ30			1		1単位以上修得				
	絵画a		2	Ⅱ30	○		2・3						
	絵画b		2	Ⅱ30	◎	2・3							
彫 刻	彫刻基礎	2		Ⅲ30			1		1単位以上修得				
	彫刻a		2	Ⅱ30	○	2・3							
	彫刻b		2	Ⅱ30	◎		2・3						
デザイン(映像メディア表現を含む。)	デザイン基礎	2		Ⅲ30		2			1単位以上修得				
工 芸	工芸基礎	2		Ⅲ30		2		} 中免のみ適用	1単位以上修得	/ 高等学校免許の教科の科目には充てられない。			
	工芸a		2	Ⅱ30	○		2・3						
	工芸b		2	Ⅱ30	◎		2・3						
美術理論・美術史(鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)	美術理論・美術史	2		Ⅲ30		3			1単位以上修得				
	美術史a		2	Ⅲ30			1						
	美術史b		2	Ⅲ30	◎		2・3						
合 計		10	16						20	10	20		

注1. 中学校教諭一種免許状取得希望者は、必修科目10単位を含め20単位以上修得すること。

注2. 中学校教諭二種免許状取得希望者は、必修科目10単位を修得すること。

注3. 高等学校教諭一種免許状取得希望者は、「工芸」分野以外の科目から必修科目を含め20単位以上修得すること。

(「工芸」の分野の科目は、教科に関する科目に充てられないので注意すること。)

注4. 卒業論文を美術で履修する場合、原則として3年次に美術で開講されているゼミナールⅠとゼミナールⅡを同一分野で連続して履修すること。

教科教育法

免許法施行規則に定める科目区分	授 業 科 目	単位数		授業形態 及び 時間数	隔 年 ・ 集 中	対象学年		履修方法	免許法上の 必要単位数			備 考
		必修	選択			前期	後期		中学校		高校	
									1種	2種	1種	
各教科の 指導法	中等美術科教育Ⅰ	2		ㄐ30		1			8	4	4	
	中等美術科教育Ⅱ	2		ㄐ30			2					
	中等美術科教育a	2		ㄱ30	○	2・3		中1種免のみ必修				
	中等美術科教育b	2		ㄱ30	◎	2・3		中1種免のみ必修				
合 計		8							8	4	4	

注1. 中学校教諭一種免許状取得希望者は、必修科目8単位を修得すること。

注2. 中学校教諭二種免許状及び高等学校教諭一種免許状取得希望者は、「中等美術科教育Ⅰ」及び「中等美術科教育Ⅱ」を修得すること。

履修表 12 保健体育教科に関する専門教育科目

免許法施行規則に定める科目区分	授 業 科 目	単位数		授業形態及び時間数	隔年・集中	対象学年		履修方法	免許法上の必要単位数			備 考
									中学校		高校	
		必修	選択			前期	後期		1 種	2 種	1 種	
体育実技	陸上競技	1		ｼ'30		2		(注2)	1単位以上修得			
	体づくり運動	1		ｼ'30		1		(注2)				
	器械運動	1		ｼ'30			1	(注2)				
	バレーボール		1	ｼ'30			2					
	バスケットボール		1	ｼ'30	○	3・4						
	サッカー		1	ｼ'30		3						
	ラグビー		1	ｼ'30	◎		3・4					
	☆柔道		1	ｼ'30	○	2・3		(注1)				
	☆剣道		1	ｼ'30	◎		2・3	1科目選択必修				
	水泳	1		ｼ'30	集	2		(注2)				
	舞踊	1		ｼ'30			3	(注2)				
	野外運動		1	ｼ'30	集		3					
「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学(運動方法学を含む。)	体育原理	2		ｺ30			2	(注2) 左記4科目から2単位以上修得	1単位以上修得			
	体育心理学	2		ｺ30		3						
	体育社会学		2	ｺ30	◎	3・4						
	体育史		2	ｺ30	○	3・4						
	運動学(運動方法学を含む。)	2		ｺ30			1	(注2)				
学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)	学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)	2		ｺ30		2		(注2)	1単位以上修得			
衛生学及び公衆衛生学	衛生学及び公衆衛生学	2		ｺ30			1	(注2)	1単位以上修得			
生理学(運動生理学を含む。)	生理学(運動生理学を含む。)	2		ｺ30		1		(注2)	1単位以上修得			
合 計		17	11						20	10	20	

注1. 中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状取得希望者は、必修科目17単位及び選択必修科目1単位を含め20単位以上修得すること。

注2. 中学校教諭二種免許状取得希望者は、次の(1)及び(2)の要件を満たし、必修科目及び選択科目から合計 14単位以上修得すること。なお、運動学、学校保健、衛生学及び公衆衛生学、生理学の8単位を全て履修すること。

(1) 免許法施行規則に定める科目区分の「体育実技」のうち、必修科目5科目から3単位以上履修すること。

(2) 免許法施行規則に定める科目区分の「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」のうち、4科目から2単位以上修得すること。

注3. 中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状取得希望者は、「柔道」及び「剣道」の2科目を修得することが望ましい。

注4. 高等学校教諭一種免許状取得希望者は、「体育社会学」及び「体育史」を修得することが望ましい。

教科教育法

免許法施行規則に定める科目区分	授 業 科 目	単位数		授業形態及び時間数	隔年・集中	対象学年		履修方法	免許法上の必要単位数			備 考
									中学校		高校	
		必修	選択			前期	後期		1 種	2 種	1 種	
各教科の指導法	中等保健体育科教育Ⅰ	2		ｺ30		2			8	4	4	
	中等保健体育科教育Ⅱ	2		ｺ30			2					
	中等保健体育科教育Ⅲ	2		㇗30		3		中1種免のみ必修				
	中等保健体育科教育Ⅳ	2		㇗30			3	中1種免のみ必修				
合 計		8							8	4	4	

注1. 中学校教諭一種免許状取得希望者は、必修科目8単位を修得すること。

注2. 中学校教諭二種免許状及び高等学校教諭一種免許状取得希望者は、「中等保健体育科教育Ⅰ」及び「中等保健体育科教育Ⅱ」を修得すること。

履修表 1 3 技術・工業教科に関する専門教育科目

免許法施行規則に定める科目区分	授 業 科 目	単位数		授業形態 及び 時間数	隔年・集中	対象学年		履修方法	免許法上の必要単位数			備 考
		必修	選択			前期	後期		中学校		高校	
									1 種	2 種	1 種	
木材加工(製図及び実習を含む。) 金属加工(製図及び実習を含む。)	材料の科学(木材及び金属)	2		Ⅲ30		2			1単位以上 修得			
	材料加工実験実習a (木材加工, 製図を含む。)	1		Ⅲ30	集	3						
	材料の加工(木材及び金属)		2	Ⅲ30			2		1単位以上 修得			
	材料加工実験実習b (金属加工, 製図を含む。)	1		Ⅲ30			3					
機械(実習を含む。)	機械工学概論		2	Ⅲ30		1			1単位以上 修得			
	エネルギー工学概論	2		Ⅲ30			2					
	機械工学実験実習	1		Ⅲ30		2						
電気(実習を含む。)	電気電子工学概論		2	Ⅲ30		2			1単位以上 修得			
	電気工学実験実習	1		Ⅲ30			3					
	計測工学概論	2		Ⅲ30		1						
情報とコンピュータ(実習を含む。)	情報技術概論		2	Ⅲ30			1		1単位以上 修得			
	情報化と技術		2	Ⅲ30		3						
	情報処理実習	1		Ⅲ30		2						
栽培(実習を含む。)	生物育成学概論		2	Ⅲ30		2		中免のみ適用	1単位以上 修得		/	高等学校免許 の教科の科目 には充てられない。
	栽培学実験実習	1		Ⅲ30		3		中免のみ適用				
	生物育成技術	2		Ⅲ30			3	中免のみ適用				
職業指導	職業指導		2	Ⅲ30	集	4		高免のみ適用	/	1単位以上 修得	中学校免許 の教科の科目 には充てられない。	
合 計		14	14						20	10	20	

注1. 中学校教諭一種免許状取得希望者は, 必修科目14単位を含め20単位以上修得すること。(職業指導は, 中学校教諭一種・二種免許状取得に充てることができないので注意すること。)

注2. 中学校教諭二種免許状取得希望者は, 必修科目14単位を修得すること。

注3. 高等学校教諭一種免許状取得希望者は, 「栽培学実験実習」及び「生物育成技術」を除く必修科目11単位及び「職業指導」2単位を含み「生物育成学概論」2単位を除く20単位以上修得すること。

教科教育法

免許法施行規則に定める科目区分	授 業 科 目	単位数		授業形態及び時間数	隔年・集中	対象学年		履修方法	免許法上の必要単位数			備 考
		必修	選択			前期	後期		中学校		高校	
									1 種	2 種	1 種	
各教科の指導法	技術科教育論a	2		Ⅲ30			2・3		8	4		
	技術科教育論b	2		Ⅲ30		3・4						
	技術科教材研究a	2		Ⅲ30			2・3	中1種免のみ必修				
	技術科教材研究b	2		Ⅲ30		3・4		中1種免のみ必修				
	工業科教育		2	Ⅲ30		4		高1種免のみ必修		4		
	工業科教材論		2	Ⅲ30		4		高1種免のみ必修				
合 計		8	4						8	4	4	

注1. 中学校教諭免許状一種免許状取得希望者は, 必修科目8単位を修得すること。

注2. 中学校教諭二種免許状取得希望者は, 「技術科教育論a」及び「技術科教育論b」を修得すること。

注3. 特別支援教育コース(中学校基礎免)の学生は, 2年後期で「技術科教育論a」及び「技術科教材研究a」を, 3年前期で「技術科教育論b」及び「技術科教材研究b」を履修すること。

注4. 小学校教育コースの技術免許取得希望者は, 3年後期で「技術科教育論a」及び「技術科教材研究a」(一種免許状取得希望の場合)を, 4年前期で「技術科教育論b」及び「技術科教材研究b」(一種免許状取得希望の場合)を履修すること。

注5. 高等学校教諭一種免許状取得希望者は, 「工業科教育」及び「工業科教材論」を修得すること。

履修表 14 家庭教科に関する専門教育科目

免許法施行規則に定める科目区分	授 業 科 目	単位数		授業形態及び時間数	隔年・集中	対象学年		履修方法	免許法上の必要単位数			備 考
		必修	選択			前期	後期		中学校		高校	
									1種	2種	1種	
家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。)	家庭経営学Ⅰ(家族関係学及び家庭経済学を含む。)	2		≦30		2			1単位以上修得			
	家庭経営学Ⅱ		2	≦30		3						
被服学(被服製作実習を含む。)	被服学Ⅰ(被服製作実習を含む。)	2		≦30			1		1単位以上修得			
	被服学Ⅱ		2	≦30		2						
食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。)	食物学Ⅰ(栄養学、食品学及び調理実習を含む。)	2		≦30		1			1単位以上修得			
	食物学Ⅱ		2	≦30		2						
	食物学Ⅲ		2	≦30			3					
住 居 学	住居学Ⅰ	2		≦30		1			1単位以上修得		1単位以上修得(製図を含む。)	
	☆住居学Ⅱ(製図を含む。)		2	≦30			2	高免のみ必修				
保育学(実習を含む。)	保育学Ⅰ(実習を含む。)	2		≦30			1		1単位以上修得		1単位以上修得(実習及び家庭看護を含む。)	
	☆保育学Ⅱ(家庭看護を含む。)		2	≦30		2		高免のみ必修				
家庭電気・機械及び情報処理	☆家庭電気・機械		1	≦15		3		高免のみ必修	/	/	1単位以上修得	中学校免許の教科の科目には充てられない。
	☆生活情報処理実習		1	≦30			2	高免のみ必修				
合 計		10	14						20	10	20	

注1. 中学校教諭一種免許状取得希望者は、必修科目10単位を含め20単位以上修得すること。

注2. 中学校教諭二種免許状取得希望者は、必修科目10単位を修得すること。

注3. 中学校教諭免許状取得希望者は、「家庭電気・機械」及び「生活情報処理実習」は教科に関する科目に充てられないので注意すること。

注4. 高等学校教諭一種免許状取得希望者は、必修科目に加え、☆を付した科目(6単位)を含め20単位以上修得すること。

教科教育法

免許法施行規則に定める科目区分	授 業 科 目	単位数		授業形態及び時間数	隔年・集中	対象学年		履修方法	免許法上の必要単位数			備 考
		必修	選択			前期	後期		中学校		高校	
									1種	2種	1種	
各教科の指導法	中等家庭科教育Ⅰ	2		≦30		2			8	4	4	
	中等家庭科教育Ⅱ	2		≦30			2					
	家庭科教材研究a	2		≦30		3		中1種免のみ必修				
	家庭科教材研究b	2		≦30			3	中1種免のみ必修				
合 計		8							8	4	4	

注1. 中学校教諭一種免許状取得希望者は、必修科目8単位を修得すること。

注2. 中学校教諭二種免許状及び高等学校教諭一種免許状取得希望者は、「中等家庭科教育Ⅰ」及び「中等家庭科教育Ⅱ」を修得すること。

履修表 15 英語教科に関する専門教育科目

免許法施行 規則に定め る科目区分	授 業 科 目	単位数		授業形態 及び 時間数	隔 年 ・ 集 中	対象学年		履修方法	免許法上の 必要単位数			備 考
		必修	選択			前期	後期		中学校		高校	
									1種	2種	1種	
英語学	英語音声学Ⅰ	1		㊦30		1			1単位以上修得			
	英語音声学Ⅱ		1	㊦30			1					
	英語演習Ⅰ	1		㊦30		1						
	英語演習Ⅱ		1	㊦30			1					
	英文法演習Ⅰ	1		㊦30		2						
	英文法演習Ⅱ		1	㊦30			2					
	英語史概論	2		㊦30		3						
	英語学Ⅰ		2	㊦30		3						
	英語学Ⅱ		2	㊦30			3					
英語文学	英語文学史	2		㊦30		2			1単位以上修得			
	英語文学演習Ⅰ		1	㊦30		3						
	英語文学演習Ⅱ		1	㊦30			3					
	英語文学概論		2	㊦30			2					
英語コミュニケーション	英会話Ⅰ	1		㊦30		2			1単位以上修得			
	英会話Ⅱ	1		㊦30			2					
	英会話Ⅲ	1		㊦30		3						
	英会話Ⅳ	1		㊦30			3					
	英作文Ⅰ	1		㊦30		2						
	英作文Ⅱ		1	㊦30			2					
異文化理解	異文化理解研究Ⅰ	2		㊦30		3			1単位以上修得			
	異文化理解研究Ⅱ		2	㊦30			3					
	EIL演習		1	㊦30		4						
合 計		14	15						20	10	20	

注1. 中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状取得希望者は、必修科目14単位を含め20単位以上修得すること。

注2. 中学校教諭二種免許状取得希望者は、必修科目14単位を修得すること。

教科教育法

免許法施行 規則に定め る科目区分	授 業 科 目	単位数		授業形態 及び 時間数	隔 年 ・ 集 中	対象学年		履修方法	免許法上の 必要単位数			備 考
		必修	選択			前期	後期		中学校		高校	
									1種	2種	1種	
各教科の 指導法	中等英語科教育Ⅰ	2		㊦30		3			8	4	4	
	中等英語科教育Ⅱ	2		㊦30			3					
	英語科教育入門Ⅰ	2		㊦30		2		中1種免のみ必修				
	英語科教育入門Ⅱ	2		㊦30			2	中1種免のみ必修				
合 計		8							8	4	4	

注1. 中学校教諭一種免許状取得希望者は、必修科目8単位を修得すること。

注2. 中学校教諭二種免許状及び高等学校教諭一種免許状取得希望者は、「中等英語科教育Ⅰ」及び「中等英語科教育Ⅱ」を修得すること。

履修表 16-1 教職に関する専門教育科目（幼児教育関係）

免許法施行規則に定める科目区分等		授業科目	単位数		授業形態 及び 時間数	隔年 集中	対象学年		履修方法		備 考
科目	左記科目に含める必要事項		必修	選択			前期	後期	幼1	幼2	
指導法及び保育内容の科目	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	保育内容総論	1		㊦15		2		1	8以上 (注1)	
		こどもと健康	2		㊦30			3	2		
		こどもと人間関係	2		㊦30		3		2		
		こどもと環境	2		㊦30			2	2		
		こどもと言葉	2		㊦30			2	2		
		こどもの表現c(総合表現)	2		㊦30			2	2		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理論	2		㊦30			2	2	2	
		教育史		2	㊦30			全			
		教育哲学		2	㊦30	◎		全			
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職の理解	2		㊦30		1		2	2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育社会学	2		㊦30		4		2	2	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	子ども教育論	1		㊦15			1	1	1	
		教育心理学	2		㊦30		1		2	2	
		発達心理学	2		㊦30		3		2	2	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別な教育的ニーズの理解と支援	1		㊦15			1	1	1	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論	2		㊦30		3		2	2	
		幼児保育計画論	2		㊦30		3		2	2	
道徳、生徒指導、総合的な学習の時間等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	保育実践方法論	2		㊦30			3	2	2	
		プロジェクト総合演習Ⅰ		1	㊦15		3				
		プロジェクト総合演習Ⅱ		1	㊦15		3				
		保育の記録・分析Ⅰ		1	㊦15		3				
		保育の記録・分析Ⅱ		1	㊦15		3				
	幼児理解の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	幼児理解と教育相談	2		㊦30			3	2	2	

免許法施行規則に定める科目区分等		授業科目	単位数		授業形態 及び 時間数	隔年 集中	対象学年		履修方法		備 考
科目	左記科目に含める必要事項		必修	選択			前期	後期	幼1	幼2	
教育実践に関する科目	教育実習	参加観察実習	1		㊦30			1	1	1	
		事前指導(幼稚園)	1		㊦15			2	1	1	
		教育実習(幼稚園)	4		ｼ'180 ｼ'90		3		4(2)	2	主実習は4単位 副実習は2単位
		事後指導(幼稚園)	1		㊦30			3	1	1	
	教職実践演習	保育・教職実践演習(幼稚園)	2		㊦30			4	2	2	(注2)
合 計			40	8					34 (32)	29	

注1. 幼児教育コース以外の学生が幼稚園教諭二種免許状を取得する場合は、表示している履修方法により修得すること。

注2. 幼児教育コース以外の学生が幼稚園教諭の免許を取得する場合は、所属コースで履修する教職実践演習で代替することができる。

履修表 16-2 幼稚園教諭免許状を取得するために必要な小学校教科に関する専門教育科目

免許法施行規則に定める科目区分		授業科目	単位数		授業形態 及び 時間数	隔年 集中	対象学年		履修方法		備 考
科目区分	各科目に含めることが必要な事項		必修	選択			前期	後期	幼1	幼2	
領域に関する専門的事項	国 語	☆小学校国語科	1		㊦30		2a	2b	1	(注1)	
	算 数	☆小学校算数科	1		㊦30		2b	2a	1		
	生 活	☆小学校生活科	1		㊦30		1a 1b		1		
	音 楽	☆小学校音楽科	1		㊦30		3a	3b	1		
		こどもの表現a(音楽表現)	1		㊦30	集	2		1		
	図画工作	☆小学校図画工作科	1		㊦30		3b	3a	1		
		こどもの表現b(造形表現)	1		㊦30		2		1		
	体 育	☆小学校体育科	1		㊦30			2a 2b	1		
		こどもと身体づくり	1		㊦30	○	2・3		1		
合 計			9	0					9	4	

注1. 幼児教育コース以外の学生が幼稚園教諭二種免許状を取得する場合は、☆印を付した科目の中から4科目以上を含め4単位以上を修得すること。

履修表17 保育士資格に関する科目

区 分			授業科目	単位数		授業形態 及び 時間数	隔年 ／ 集中	対象学年		備 考
系列	教科目			必修	選択			前期	後期	
告示別表第1による教科目	保育の本質・目的に関する科目	保育原理	保育原理	2		コ30		2		
		教育原理	★ 教育原理論	2		コ30			2	
		子ども家庭福祉	子ども家庭福祉	2		コ30			2	
		社会福祉	社会福祉	2		コ30		2		
		子ども家庭支援論	家族支援論	2		コ30		3		
		社会的養護Ⅰ	社会的養護Ⅰ	2		コ30		3		
		保育者論	保育者論	2		コ30			2	
	保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学	★ 発達心理学	2		コ30		3		
		子ども家庭支援の心理学	★ 幼児理解と教育相談	2		コ30			3	
		子どもの理解と援助	乳幼児の心理と援助	1		エ15			3	
		子どもの保健	こどもの保健	2		コ30			1	
		子どもの食と栄養	こどもの栄養	2		エ30			2	
	保育の内容・方法に関する科目	保育の計画と評価	★ 幼児保育計画論	2		コ30		3		
		保育内容総論	★ 保育内容総論	1		エ15		2		
		保育内容演習	★ こどもと健康	2		エ30			3	
			★ こどもと人間関係	2		エ30		3		
			★ こどもと環境	2		エ30			2	
			★ こどもと言葉	2		エ30			2	
			★ こどもの表現c（総合表現）	2		エ30			2	
		保育内容の理解と方法	プロジェクト総合演習Ⅰ	1		エ15		3		
			プロジェクト総合演習Ⅱ	1		エ15		3		
			プロジェクト総合演習Ⅲ	1		エ15			3	
			プロジェクト総合演習Ⅳ	1		エ15			3	
		乳児保育Ⅰ	乳児保育Ⅰ	2		コ30			1	
		乳児保育Ⅱ	乳児保育Ⅱ	1		エ15		2		
		子どもの健康と安全	乳幼児の健康（内容）	1		エ15			1	
		障害児保育	障害児保育	2		エ30			4	
		社会的養護Ⅱ	社会的養護Ⅱ	1		エ15			3	
		子育て支援	子育て支援	1		エ15			3	
	保育実習	保育実習Ⅰ	保育実習ⅠA（保育所）	2		—			2	
			保育実習ⅠB（施設）	2		—		4	3	
		保育実習指導Ⅰ	保育実習指導Ⅰ	4		エ60		2・3・4		
	総合演習	保育実践演習	★ 保育・教職実践演習（幼稚園）	2		エ30			4	
合 計				58	0					

区 分			授業科目	単位数		授業形態 及び 時間数	隔年 集中	対象学年		備 考
系列	教科目	必修		選択	前期			後期		
告示別表第2による教科目	保育の本質・目的に関する科目	各指定保育士養成施設において設定	こどもの感性開発実践演習Ⅰ	2		エ30		1		
			こどもの感性開発実践演習Ⅱ	2		エ30		1		
			特別な教育的ニーズの理解と支援	1		コ15			1	
			子ども教育論	1		コ15			1	
	保育の対象の理解に関する科目	各指定保育士養成施設において設定	障害児の心理Ⅰ		2	コ30		2		特別支援教育に関する科目（履修表18）
			障害児の心理Ⅱ		2	コ30			2	
			専門ゼミナール	2		エ30			1	
	保育の内容・方法に関する科目	各指定保育士養成施設において設定	★ 保育実践方法論	2		コ30			3	
			保育の記録・分析Ⅰ	1		エ15		3		
			保育の記録・分析Ⅱ	1		エ15		3		
			保育の記録・分析Ⅲ	1		エ15			3	
			保育の記録・分析Ⅳ	1		エ15			3	
			地域社会と教育	2		コ30			1	
			音楽表現技法研究Ⅰ		2	エ30		4		
			音楽表現技法研究Ⅱ		2	エ30		4		
	保育実習	保育実習Ⅱ又は保育実習Ⅲ	保育実習Ⅱ（保育所）		2	—		3		「保育実習Ⅱ（保育所）及び保育実習指導Ⅱ（保育所）」又は「保育実習Ⅲ（施設）及び保育実習指導Ⅲ（施設）」のうち、いずれかを選択必修
			保育実習Ⅲ（施設）		2	—		3・4		
		保育実習指導Ⅱ又は保育実習指導Ⅲ	保育実習指導Ⅱ（保育所）		2	エ30		3		
			保育実習指導Ⅲ（施設）		2	エ30		4	3	
合 計				16	16					

※ ★の科目は、幼稚園免許及び保育士資格取得の両方に充てることができる専門教育科目を表す。

履修表18 特別支援教育に関する専門教育科目(知的障害者・肢体不自由者・病弱者)

免許法施行 規則に定め る科目区分			授 業 科 目	単位数		授業形態 及び 時間数	隔 年 ・ 集 中	対象学年		履修方法	免許法上の 必要単位数		中心となる領域 (含む領域)	
											特別支援学校			1種
				必修	選択			前期	後期					
第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目		特別支援教育概論	2		≧30			1		2	2		
			障害児教育史		2	≧30		2						
第二欄	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	障害児の心理Ⅰ		2	≧30		2		1種免許状取得希望者は、障害児の心理Ⅰ及び障害児の生理・病理Ⅰは、必修2種免許取得希望者は、4科目のうち1科目選択必修	各1	各1	知的障害者 (視覚障害者) (聴覚障害者) (肢体不自由者) (病弱者)	
			障害児の心理Ⅱ		2	≧30		2						知的障害者
			障害児の生理・病理Ⅰ		2	≧30		2						知的障害者 (視覚障害者) (聴覚障害者) (肢体不自由者) (病弱者)
			障害児の生理・病理Ⅱ		2	≧30		2						知的障害者
			肢体不自由児の心理・生理・病理	1		≧15		3						肢体不自由者
			病弱児の心理・生理・病理	1		≧15		3						病弱者
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	知的障害児教育課程論		2	≧30		2		1種免許状取得希望者は、6科目必修 2種免許状取得希望者は、各領域の2科目のうち1科目選択必修	各2	各1	知的障害者 (肢体不自由者) (病弱者)	
			肢体不自由児教育課程論		1	≧15		3						肢体不自由者
			病弱児教育課程論		1	≧15		3						病弱者
			知的障害児指導法		2	≧30		3						知的障害者
			肢体不自由児指導法		2	≧30		3						肢体不自由者
			病弱児指導法		2	≧30		3						病弱者
第三欄	教免許領域に定められ領域に關することとなる科目特別支援	・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	視覚障害児教育総論	1		≧15		2・3		5	3	視覚障害者		
			聴覚障害児教育総論	1		≧15		2・3				聴覚障害者		
			重複障害児教育総論	1		≧15		2・3				重複・LD等領域		
			発達障害児教育総論Ⅰ	2		≧30		2				重複・LD等領域		
			発達障害児教育総論Ⅱ		2	≧30		3				重複・LD等領域		
合 計			9	22						23	13			

注1. 特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者・肢体不自由者・病弱者)取得希望者は、必修科目9単位及び履修方法欄に定める科目を含め23単位以上を修得すること。

注2. 特別支援学校教諭一種免許状を取得する場合は、第二欄について免許を取得しようとする領域ごとに4単位(心理等に関する科目1単位以上、教育課程等に関する科目2単位以上を含む。)以上を修得すること。

注3. 特別支援学校教諭二種免許状(知的障害者・肢体不自由者・病弱者)取得希望者は、必修科目9単位及び履修方法欄に定める科目を含め15単位以上を修得すること。

注4. 特別支援学校教諭二種免許状を取得する場合は、第二欄について免許を取得しようとする領域ごとに2単位(心理等に関する科目1単位以上、教育課程等に関する科目1単位以上を含む。)以上を修得すること。

履修表 19 大学が独自に設定する科目

免許法施行規則に定める科目区分	授 業 科 目	単位数		授業形態 及び 時間数	集 隔 中 年・	対象学年		履修方法	備 考
		必修	選択			前期	後期		
大学が独自に設定する科目	蓄積型体験学習	2		—		2・3・4			
	環境教育		2	㊦30		2			
	国際理解教育論		2	㊦30		3			小学校教育コース 離島・地域文化系 は選択必修
	国際理解教育演習		2	㊦30	集		全		
	離島と教育		2	㊦30			2		小学校教育コース 離島・地域文化系 は必修
	初等授業観察研究		2	㊦30		2		(注1)	小学校教育コース 教科授業開発系は 必修
	初等学習材集中研究		2	㊦30	集	3		(注1)	
	特別支援教育演習Ⅰ		2	㊦30			3	特別支援教育コース の学生は必修	特別支援教育コース の学生のみ履修 可能
	特別支援教育演習Ⅱ		2	㊦30		4			
合 計		2	16						

注1. 本授業科目の単位は、小学校教諭普通免許状以外の免許状取得のための単位とすることはできない。

履修表 20 教職関連科目（共通）

授 業 科 目	単位数		授業形態 及び 時間数	集 隔 中 年・	対象学年		履修方法	備 考
	必修	選択			前期	後期		
地域社会と教育	2		㊦30			1		
小学校教育入門ゼミナール	2		㊦30	集中	1		小学校教育コース は必修	小学校教育コース のみ履修可能
専 門 ゼ ミ ナ ール	2		㊦30			1	中学校・幼児・特別 支援教育コース は必修	中学校・幼児・特別 支援教育コース のみ履修可能
協働企画運営演習1		2	㊦30	集中	2			小学校教育コース のみ履修可能
協働企画運営演習2		2	㊦30	集中		3		
小学校におけるものづくり演習		2	㊦30			1		
人 権 教 育	2		㊦30			3		
合 計	6	6						

履修表 21 ゼミナールに関する科目（共通）

授 業 科 目	単位数		授業形態 及び 時間数	集 隔 中 年・	対象学年		履修方法	備 考
	必修	選択			前期	後期		
ゼ ミ ナ ールⅠ	2		㊦30		3			
ゼ ミ ナ ールⅡ	2		㊦30			3		

履修表 2.2 卒業論文（共通）

授 業 科 目		単位数		授業形態 及び 時間数	集 中 隔 年 ・	対象学年		履修方法	備 考
		必修	選択			前期	後期		
卒業論文	ゼ ミ ナ ー ル	4		±60		4			
	卒 業 研 究								

注. 卒業論文4単位は、4年次の前期及び後期の2学期にわたって同一教員のゼミナールを履修し、かつ卒業論文の審査に合格した場合に与えられる。

長崎大学ナンバリング・システムについて

2015 年 4 月より、長崎大学で開講されるすべての授業科目（教養教育科目・学部専門科目・大学院専門科目等。旧カリキュラム科目は除く）に対し、「科目ナンバー」と呼ばれる特定の記号や数字を付けることになりました。

授業科目の内容・レベル等に応じて科目ナンバーを付け、教育課程表やシラバスに記載することにより、体系的な履修に利用する仕組みのことをナンバリング・システムと言います。長崎大学のナンバリング・システムを「長崎大学ナンバリング・システム」と言います。

1 長崎大学ナンバリング・システムの統一フォーマット

長崎大学の全授業科目には、以下のような統一した形式で科目ナンバーが付されています：

AB	CD	1	234	5	678	a
学部等 コード	領域/プログラ ムコード	水準 コード	識別 コード	使用言語 コード	学問分野 コード	枝番
通常表示部分					必要に応じて表示する部分	

表示例

教養教育科目 教養ゼミナール
GEFY 11111 (通常表示)
GEFY 11111_001 (詳細表示)

授業科目に付けた記号や数字（学部等コードから枝番まで）が「科目ナンバー」です。例えば、教養ゼミナールの科目ナンバーは GEFY 11111 や GEFY 11111_001 となります。

【学部等コード】

科目を提供する学部や研究科等を表す 2 文字の英文字です。

【領域/プログラムコード】

科目を提供する学部等のカリキュラム体系上の大きな区分を表す 2 文字の英文字です。

【水準コード】

科目の授業のレベルを示す1桁の数字です。数字と学年は必ずしも一致するものではありません。

【識別コード】

「領域/プログラムコード」で大きく区分された科目群を更に識別するための 3 桁の数字です。学部・研究科ごとに独自の規則で識別コードが付与されています。

【使用言語コード】

その科目の授業中に使用される言語を表す 1 桁の数字です。

【学問分野コード】

授業科目の内容を学問分野という立場から見たとき、どのように分類されるかを示す3桁の数字です。

【枝番】

同一科目であるにも関わらず、クラスにより、履修内容が大幅に異なり、区別する必要があるときには、枝番で区別することがあります。枝番は1桁の英数字です。

2 長崎大学ナンバリング・システムの特徴

国際通用性

- 1) 海外の大学の代表的なナンバリング・システムと類似のフォーマットにしています。
- 2) 海外の多くの大学と同様の授業レベル表記（水準コード）としているため、海外から来る留学生や本学から海外へ留学する学生にとって、授業のレベルを比較しやすくなります。
- 3) 外国語による授業科目を使用言語コードから判断できます。

識別コードと学問分野

識別コードと学問分野を別々に区分したため、授業科目の履修体系上でのおよその位置づけが一目で識別でき、また講義内容がどの学問分野であるのかを把握できます。

3 ナンバリング・システムの活用方法

長崎大学ナンバリング・システムについては、長崎大学ホームページ (<http://www.nagasaki-u.ac.jp/>) のメニューにある「修学案内」を選択し、「受講情報」で、「長崎大学ナンバリング・システム」を選択すると、詳細を知ることができます。

各コードの記号や数字の意味することを理解した上で、便覧等に示された学部や研究科ごとの科目ナンバー付与規則を理解してください。慣れてくると、科目ナンバーを見るだけで、カリキュラム体系上どのような位置づけの科目であるか分かるようになります。

識別コードは、科目群の区分や履修順序の意味を込めるなど学部や研究科ごとに工夫されていますので、科目選択や履修順序を判断する際に利用してください。

シラバスに履修の前提とする科目が科目ナンバーで記載されている場合があります。そのときは、NU-Web の検索機能でどのような科目であるか調べてください。

専門的な学習を行うようになったら、科目ナンバーの学問分野コードからその科目の学問上の位置づけを把握することで、履修科目の体系に関する理解が更に深まります。

教育学部授業時限区分等について

- I. 長崎大学教育学部授業時限等区分基準
- II. 授業の班分け
- III. 集中講義
- IV. 履修科目の登録の上限
- V. 履修状況の通知

教務関係提出「願・届」一覧

教育学部授業時限区分等について

本学部では、大学設置基準に基づく年間最低30週の授業週数のほかに4週間の教育実習をはじめ、参加観察実習・蓄積型体験学習及び介護等体験実習の期間を年間授業計画に組み込むことが必要であり、これらを勘案して授業計画を編成している。

1. 本学部の学期の区分は、原則として、前期は4月1日から9月30日まで、後期は10月1日から翌年3月31日までとなっている。
2. 教育実習等の実習期間は追って指示する。

I. 長崎大学教育学部授業時限等区分基準

区分	1校時		休息	2校時		休息	3校時		休息	4校時		休息	5校時	
	1時限	2時限		3時限	4時限		5時限	6時限		7時限	8時限		9時限	10時限
開始	8:50	9:35	10:20	10:30	11:15	12:00	12:50	13:35	14:20	14:30	15:15	16:00	16:10	16:55
終了	9:35	10:20	10:30	11:15	12:00	12:50	13:35	14:20	14:30	15:15	16:00	16:10	16:55	17:40
時間 (分)	45	45	10	45	45	50	45	45	10	45	45	10	45	45
	90			90			90			90			90	

II. 授業の班分け

1. 本学部では、a班・b班等の2つの班に分けて授業を行う科目があるが、その班分けについては、学生番号又はコース・専攻により区分する。(詳細は別途通知する。)

なお、a班・b班を更に分ける必要のある一部の授業科目については、別に指示する。
2. 再履修する場合は、特に指示がない限り原則として所属する班で履修しなければならない。

III. 集中講義

休業期間に授業を集中して行う集中講義の時間割については、3月下旬及び9月下旬に掲示により告示する。

IV. 履修科目の登録の上限

学生が履修科目として登録することのできる単位数の上限(以下「上限単位数」という。)は、1学期当たり、教養教育科目及び専門教育科目を合わせて25単位とする。ただし、教育実習等(参加観察実習、主免実習、副免実習、保育実習及び蓄積型体験学習)、卒業論文、他の機関との単位互換科目、他大学で認められた科目については、上限単位数に算入しない。通年科目については、成績評価学期の履修単位として取り扱う。

なお、学生が前学期において履修を登録したすべての授業科目の単位について、次の計算方式によるグレード・ポイント・アベレージ(以下「GPA」という。)が2.8以上である場合には、上限単位数を超えて履修科目を登録することができる。その場合の上限単位数は30単位とする。

$$\text{GPA} = (\text{評価AAの単位数} \times 4 + \text{評価Aの単位数} \times 3 + \text{評価Bの単位数} \times 2 + \text{評価Cの単位数} \times 1 + \text{評価Dの単位数(失格、欠席等を含む。)} \times 0) / \text{履修登録単位総数}$$

V. 履修状況の通知

履修状況が著しく不良の場合等は、保証人に通知することがある。

1. 正当な理由なく、履修登録が行われない場合
2. 正当な理由なく、修得単位が極端に少ない場合
3. その他、必要な場合

学 務 関 係 提 出 「 願 ・ 届 」 一 覧

区分	提出物等名称	学年	時 期	備 考
必ず提出すべきもの	学籍票	入学時	4 月	住所・本籍等の変更の際は、その都度訂正すること
	履修科目登録	全	4 月中旬	前期分
			1 0 月中旬	後期分
	副免選択届	1	学部が指定する日	小学校，中学校，幼児教育コースのみ
	基礎免選択届	1	学部が指定する日	特別支援教育コースのみ
	卒業論文題目届	4	卒業論文提出締切日	指導教員の承認印必要
	実習関係申込書	全	学部が指定する日	主免等の実習科目
	写真	3	学部が指定する日	教育実習用等
必要に応じて提出するもの	欠席届	全	理由が生じたとき	
	履修授業科目追加届	全	4 月下旬及び10月下旬	この届は、主対象コース・年次以外の授業を受講する場合の受講願と、各学期の履修科目追加をする場合に使用する。ただし、主対象外の科目を受講する場合は、担当教員の承認を得ること
	履修授業科目取消届	全	4 月下旬及び10月下旬	各学期の履修手続後、原則として1週間以内
	休学願	全	理由が生じたとき	理由書添付、病気の場合は医師の診断書必要
	復学願	全	理由が生じたとき	病気による休学の場合は医師の診断書必要
	退学願	全	理由が生じたとき	理由書添付
	追試験願	全	試験後1週間以内	欠席理由の証明書、病気の場合は医師の診断書必要
	再考査願	4	別に指示する	該当科目が3科目6単位以内の場合に限る
	履修コース・系・専攻の変更願	全	1 月末日	
	副免の変更願	1	8 月末日及び1 月末日	
	基礎免許状変更願	1・2	1 月	
	改姓届	全	理由が生じたとき	戸籍抄本添付
	転籍届	全	理由が生じたとき	戸籍抄本添付
	保証人(住所)変更届	全	理由が生じたとき	
	施設使用願	全	使用予定日の5日前	
	海外渡航届・帰国届	全	理由が生じたとき	海外に渡航するときは渡航届・帰国したときは帰国届を提出

※ 上表に掲げるものの他、必要なものについてはその都度掲示する。

学生生活に関する諸手続一般

- I. 学生生活上の注意事項
- II. 奨学金及び授業料の免除
- III. 課外活動

学生生活に関する諸手続一般

I. 学生生活上の注意事項

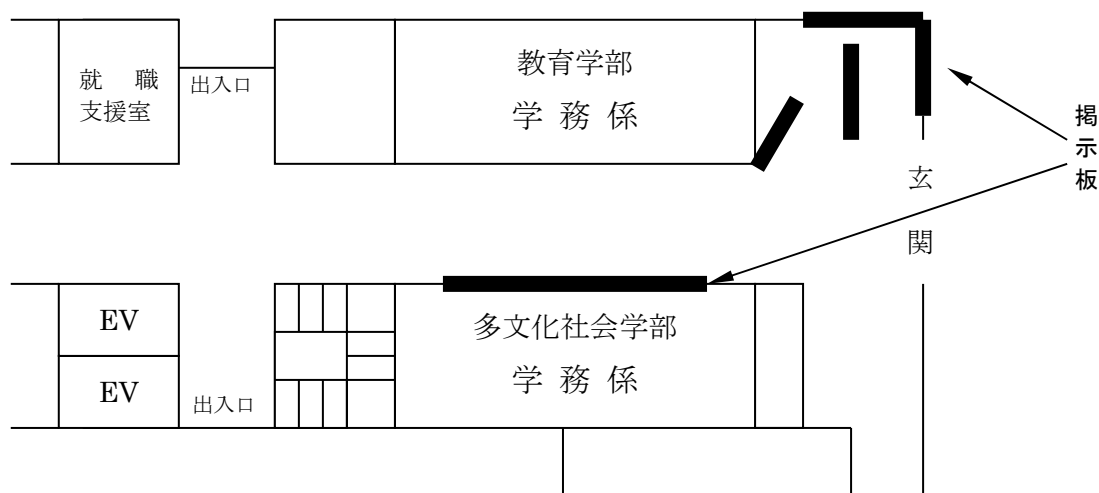
1. 掲 示

大学が学生に対して行う一切の告示，通知，連絡は，掲示板を通して行われます。

授業や試験等の教務事項，授業料免除・奨学生の募集・課外活動等の学生支援事項及び呼出し等はすべて掲示により通知されますので，一日に一度は必ず掲示板を見るよう心掛けてください。掲示を見なかったために重大な結果になっても，大学では一切責任を負いません。

なお，急を要する場合など大学で取得可能なメールアドレス（bb+学生証に記載されている 8桁の学生番号@ms.nagasaki-u.ac.jp がメールアドレスとなります。）を使用し通知等を行う場合がありますので，掲示板同様にメールをチェックするよう心掛けてください。

掲示板は，教育学部・教養教育事務室・学生支援センター等にあります，教育学部の掲示板は，次のとおりです。



2. 環境の整備

建物等の施設や机・椅子等の備品は，丁寧に取り扱いってください。建物内での火気使用は厳禁です。建物内及びキャンパス敷地内での喫煙は，禁止です。また，建物内での下駄履きは禁止します。

3. 遺失物の照会

教育学部内での拾得物は，学務係で保管しています。私物を紛失した場合などは，学務係へ問い合わせてください。

4. 電話照会

学生諸君が，大学にいろいろな事を電話で照会してきますが，間違いのもとになりますので，内容によっては応じられないことがあります。また，電話での学生呼出しにも応じられないので，保護者等の関係者に周知しておいてください。ただし，緊急の場合はこの限りではありません。

5. 住所変更等

転居，改姓，保証人の変更等，入学時に提出した書類の内容に変更が生じた場合は，その都度学務係へ届け出てください。

6. 学生番号

学籍その他整理の都合上、学生に8桁の番号をつけ、それを学生番号としています。学生証に記載してありますが、大事なものですので、暗記するよう心掛けてください。

定期試験、その他提出書類等に学生番号の記入欄がある場合は、この番号を記入してください。

7. 各種証明書の申込み

各種証明書が必要な場合は、学務係へ申し込んでください。発行は原則として申し込んだ日の翌日の午後以降となります。なお、英文証明書等特殊なものは、日数がかかる場合がありますので、学務係で事前に確認をとってください。(在学証明書、卒業見込証明書及び健康診断書は学生支援センターに設置している自動発行機で発行しています)。

8. 下宿・間借、アルバイトの紹介

下宿・間借、アルバイトの紹介は長崎大学生活協同組合を通じて取り扱っています。

II. 奨学金及び授業料の免除

1. 奨学金制度

- ① 日本学生支援機構の奨学金に関する事務は、学生支援センター・経済支援コーナーで行いますので、奨学金貸与希望者は、学生支援センターまで申し出ること。

募集期間等は、学生支援センターの掲示板で周知しますので、掲示には注意すること。

- ② 地方公共団体等の奨学金

地方公共団体及び民間の奨学金制度については、各自が直接その団体や教育委員会等へ問い合わせ、早めに募集要項や用紙を取り寄せ、準備しておくことが必要です。

なお、大学を通じて募集するものについては、学生支援センターの掲示板に掲示します。

2. 授業料の免除、猶予

- ① 授業料の免除、猶予（以下「免除等」という。）を受けようとする者は、学生支援センターまで申し出ること。

申請手続等については、学生支援センターの掲示板で周知しますので、掲示には注意すること。

- ② 免除等は、前期及び後期の各学期ごとに申請する必要があります。
- ③ 免除等の決定については、掲示により周知します。
- ④ 免除等を申請する者は、その決定があるまで授業料は納入しないでください。

3. 学生教育研究災害傷害保険

正課中、大学行事中、課外活動及び通学中などにおける不慮の災害・事故に備え「学生教育研究災害傷害保険」制度があり、本学では原則として全員加入制をとっています。

詳しくは、「学生生活案内」に記載しています。

III. 課外活動

1. 団体の設立

学生が団体を設立しようとするときは、「長崎大学における学生の課外活動手続規程」に基づき、所定の用紙に必要事項を記入の上、規約・団体員名簿を添付し、学生支援センターへ届け出て学長の承認を得る必要があります。また、団体を継続する場合は、翌年5月20日までに継続願を提出しなければなりません。

なお、団体の届け出事項に変更が生じた場合は、すみやかに学生支援センターへ申し出てください。

2. 行事の開催

学内・外を問わず、団体が集会等を行うときは、当日の3日前までに所定の用紙で届け出る必要があります。

3. 施設の使用

学生又は学生団体が大学の施設を使用する場合は、使用予定日の5日前までに所定の用紙を学務係へ提出し、承認並びに使用許可を受けなければなりません。

なお、教育学部の施設を使用する場合には、以下の点を厳守してください。

- ① 教育学部の施設を使用できるのは、教育学部の学生又は教育学部の学生団体とします。
- ② 2以上の学部にあたる学生団体が使用する場合は、学生支援センターへ願い出てください。
- ③ 施設の使用時間は、原則として17時50分から19時までとします。ただし、授業その他公務に支障がない場合に限り、上記時間以外の使用を許可することがあります。
- ④ 長期にあたる使用は、原則として認めません。
- ⑤ 施設の使用に際しては、特に次のことに注意してください。
 - 火気に注意し、施設内及びキャンパス敷地内では喫煙しないこと。
 - 備品等を持ち出しや、移動をしないこと。ただし、やむを得ない理由で移動する場合は、使用前の状態に戻しておくこと。
 - 使用後は、施設の整理及び清掃を行うこと。また、戸締り及び消灯を確実にすること。

4. 掲示及び印刷物

学生が掲示するときは、責任者氏名を記載した現物を学務係へ提示し、承認を受ける必要があります。

また、学内でビラ等の印刷物を配布しようとする場合も、現物を学務係へ提示して承認を受けなければなりません。

資 料 1

長 崎 大 学 学 則

第1章 総則

(目的)

第1条 長崎大学（以下「本学」という。）は、国立大学法人長崎大学基本規則（平成16年規則第1号）第3条に規定する理念に基づき、実践教育を重視した最高水準の教育を提供し、幅広い視野と豊かな教養及び深い専門知識を備え、課題探求能力及び創造力に富んだ人材を養成し、もって地域及び国際社会に貢献することを目的とする。

2 本学の学部、修業年限、教育課程、教育研究組織その他の学生の修学上必要な事項については、この学則の定めるところによる。

（教育研究上の目的の公表等）

第1条の2 各学部は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学部規程に定め、公表するものとする。

（学部、学科、課程及び収容定員）

第2条 本学の学部、次の学科及び課程を置く。

学部	学科及び課程
多文化社会学部	多文化社会学科
教育学部	学校教育教員養成課程
経済学部	総合経済学科
医学部	医学科、保健学科
歯学部	歯学科
薬学部	薬学科、薬科学科
情報データ科学部	情報データ科学科
工学部	工学科
環境科学部	環境科学科
水産学部	水産学科

2 経済学部は昼夜開講制とし、昼間に授業を行うコース（以下「昼間コース」という。）及び主として夜間に授業を行うコース（以下「夜間主コース」という。）を置く。

3 収容定員は、別表第1のとおりとする。

（講座等）

第3条 前条第1項に掲げる学部又は学科に、講座、学科目等を置くことができる。

2 前項の講座、学科目等は、別に定める。

第2章 修業年限、在学期間、学年、学期及び休業日

(修業年限)

第4条 学部の修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科にあつては、6年とする。

（入学前に一定の単位を修得した者の修業年限の通算）

第5条 大学の学生以外の者が第61条に規定する科目等履修生又は第63条の2に規定する特別の課程の履修生として一定の単位（第11条に規定する入学資格を有した後、修得したものに限る。）を修得した後に本学に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、修得した単位数その他の事項を勘案して所属学部教授会の議を経て学長が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、修業年限の2分の1を超えてはならない。

（在学期間）

第6条 本学における在学期間は、修業年限の2倍を超えることができない。

（学年）

第7条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

（学期）

第8条 学年を分けて、次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項に定める各学期は、前半及び後半に分けることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、学部の事情により、学長が変更することがある。

（休業日）

第9条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

開学記念日 5月31日

春季休業 3月21日から4月7日まで

夏季休業 8月11日から9月30日まで

冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

2 前項の規定にかかわらず、学部の事情により、学長が変更することがある。

3 学長は、必要があると認めるときは、臨時の休業日を定めることができる。

第3章 入学、編入学、転入学、転学部等、休学、復学、留学、退学、転学、再入学及び除籍

（入学の時期）

第10条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、後期の始めに入学させることができる。

（入学資格）

第11条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

- (8) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの
(入学志願の手続)

第12条 入学志願者は、所定の手続により、願い出なければならない。

(選抜試験)

第13条 入学志願者に対しては、長崎大学入学者選抜規則（平成16年規則第16号）の定めるところにより、選抜試験を行う。

(合格者の決定)

第14条 前条の選抜試験による合格者の決定は、各学部教授会の議を経て、学長が行う。

(編入学定員を有する学部への編入学)

第15条 経済学部、医学部保健学科又は環境科学部の第3年次に編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、かつ、当該学部が別に定める出願資格を有する者とし、選抜試験を行った上、当該学部教授会の議を経て、学長が入学を許可する。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者
 - (4) 外国において学校教育における14年の課程を修了した者
 - (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
 - (6) 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (7) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第11条に規定する入学資格を有する者に限る。）
 - (8) 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第11条に規定する入学資格を有する者に限る。）
- 2 医学部医学科の第2年次に編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とし、選抜試験を行った上、当該学部教授会の議を経て、学長が入学を許可する。
- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(欠員のある場合の編入学及び転入学)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者については、欠員のある場合に限り、選考の上、当該学部教授会の議を経て、学長が入学を許可することがある。

- (1) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者で、編入学を志望するもの
 - (2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者で、編入学を志望するもの
 - (3) 教育学部若しくは学芸学部の2年課程を修了した者又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第7条に規定する従前の規定による学校の課程を修了し、若しくはこれらの学校を卒業した者で、編入学を志望するもの
 - (4) 外国において学校教育における14年の課程を修了した者で、編入学を志望するもの
 - (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者で、編入学を志望するもの
 - (6) 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、編入学を志望するもの
 - (7) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第11条に規定する入学資格を有する者に限る。）で、編入学を志望するもの
 - (8) 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第11条に規定する入学資格を有する者に限る。）で、編入学を志望するもの
 - (9) 他の大学に在学する者又は卒業し、若しくは退学した者で、転入学を志望するもの
 - (10) 我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学する者又は当該課程を修了し、若しくは退学した者で、転入学を志望するもの（第11条に規定する入学資格を有する者に限る。）
- 2 前項各号に掲げるもののほか、医学又は歯学の進学課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者の編入学については、医学部又は歯学部が別に定める。

(編入学又は転入学を許可された者の修業年限等)

第17条 前2条の規定により入学を許可された者の入学する前に履修した授業科目について修得した単位及び入学する前に行った第37条第1項に規定する学修の取扱い並びに在学すべき年数については、所属学部教授会の議を経て、学長が定める。

- 2 前項の規定により在学すべき年数を定められた者の在学期間は、第6条の規定にかかわらず、在学すべき年数の2倍を超えることができない。
- 3 第1項の規定により在学すべき年数を定められた者の休学期間は、第22条第2項の規定にかかわらず、在学すべき年数に相当する年数を超えることができない。

(入学手続)

第18条 選抜試験又は選考の結果に基づき、入学の合格通知を受けた者は、所定の期日までに次の手続をしなければならない。

- (1) 入学料を納付すること。
 - (2) 誓約書及び保証書を提出すること。ただし、第64条に規定する外国人留学生については、誓約書のみを提出とする。
- 2 保証書の保証人は、原則として父母又はこれに準ずる者とし、学生と連帯して責任を負うものとする。保証人又は保証人の住所に変更があった場合は、速やかに届け出なければならない

い。

(入学許可)

第19条 学長は、前条の入学手続（第53条の規定により、入学料の免除又は徴収猶予の申請を行った者は、前条第1項第1号の手続を除く。）を完了した者に入学を許可する。

2 学長は、入学を許可した者に対して、入学時に学生証を交付する。

(転学部等)

第20条 学生から転学部の願い出があったときは、関係学部教授会の議を経て、学長が許可することがある。

2 前項の規定により転学部を許可された者の修業年限等に関しては、第17条の規定を準用する。

3 前2項の規定は、学科及び課程を変更する場合について準用する。この場合において、第1項中「関係学部教授会」とあるのは「所属学部教授会」と読み替えるものとする。

(休学)

第21条 学生が疾病その他の理由により、引き続き2か月以上修学を中止しようとするときは、所属学部長を経て、学長に休学を願い出て、許可を受けなければならない。

(休学期間)

第22条 休学は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の理由があるときは、更に1年以内の休学を許可することがある。

2 休学期間は、通算して4年（医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科にあつては6年）を超えることができない。

3 休学期間は、第6条及び第45条の期間に算入しない。

(復学)

第23条 休学期間が満了したとき又は休学期間中にその理由がなくなったときは、所属学部長を経て、学長に復学を願い出て、許可を受けなければならない。

(留学)

第24条 学長は、学生が外国の大学又は短期大学で学修することが教育上有益であると所属学部教授会において認めるときは、あらかじめ、当該外国の大学又は短期大学と協議の上、学生が当該外国の大学又は短期大学に留学することを認めることがある。

2 留学の期間は、第6条及び第45条の期間に算入する。

(退学)

第25条 学生が退学しようとするときは、所属学部長を経て、学長に願い出て、許可を受けなければならない。

(転学)

第26条 学生が他の大学に転学しようとするときは、所属学部長を経て、学長に願い出て、受験の許可を受けなければならない。

(再入学)

第27条 第25条による退学者又は次条第5号により除籍となった者が、退学後又は除籍後2年以内に退学前又は除籍前に所属していた学部の学科又は課程に再入学を願い出た場合は、当該学部教授会の議を経て、学長が許可することがある。この場合において、次条第5号により除籍となった者が再入学をすることを復籍とし、復籍は、未納の授業料を納付することを条件とする。

2 前項の規定により入学を許可された者については、本学退学時又は除籍時までの在学期間、休学期間、留学期間及び停学期間は入学後の当該期間に通算するものとし、既に履修した授業科目について修得した単位の取扱いについては当該学部教授会の議を経て、学長が定めるものとする。

3 復籍した者が、除籍となった場合は、復籍することを許可しない。

(除籍)

第28条 学生が次の各号の一に該当するときは、所属学部教授会の議を経て、学長がこれを除籍する。

- (1) 正当の理由なくして欠席が長期にわたるとき。
- (2) 成業の見込みがないと認めたとき。
- (3) 在学期間が修業年限の2倍を超えたとき又は休学期間が第22条第2項の期間を超えたとき。
- (4) 休学期間が満了しても復学の願い出をしないとき。
- (5) 授業料を納めないとき。
- (6) 第53条の規定により入学料の免除又は徴収猶予を申請した者で、次に掲げるものが納めるべき入学料を所定の期日までに納めないとき。
 - ア 免除又は徴収猶予が許可されなかったもの
 - イ 入学料の一部の免除が許可されたもの
 - ウ 徴収猶予が許可されたもの

第4章 教育課程の編成、授業科目の区分等、単位、履修方法、考査及び単位の授与
(教育課程の編成)

第29条 教育課程は、本学、学部及び学科又は課程の教育上の目的を達成するため、大学教育における基本的教養を会得させ併せて専門の幅広い基盤を理解させることを目的とした教養教育に関する授業科目（以下「教養教育科目」という。）及び学部等の専攻に係る専門教育に関する授業科目（以下「専門教育科目」という。）を有機的に組み合わせて、体系的に編成するものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(授業科目の区分)

第30条 教養教育科目の区分は、次のとおりとする。ただし、夜間主コースにあつては健康・スポーツ科学科目及びキャリア教育科目を除くものとする。

教養ゼミナール科目
情報科学科目
数理データ・サイエンス科目
健康・スポーツ科学科目
キャリア教育科目
プラネタリーヘルス科目
外国語科目
教養モジュールⅠ科目
教養モジュールⅡ科目
人文・社会科学科目
生命・自然科学科目
総合科学科目
グローバル科目
教職課程関連科目

- 2 専門教育科目の区分は、各学部の履修に関する規程（以下「学部規程」という。）の定めるところによる。
- 3 第64条に規定する外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で外国において相当の期間中等教育（中学校又は高等学校に対応する学校における教育をいう。）を受けた者（以下この章において「外国人留学生等」という。）の教育について必要があると認めるときは、第1項に

規定する科目のほか、留学生用科目を開設する。

4 各授業科目を、必修科目、選択科目及び自由科目に分ける。

(授業科目の開設)

第31条 教養教育科目は、本学のすべての教員の参画により開設するものとする。

2 専門教育科目は、各学部の教員により開設するものとする。

(授業の方法)

第32条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(1単位当たりの授業時間)

第33条 1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じた1単位当たりの授業時間は、次の基準によるものとする。

(1) 講義については15時間

(2) 演習については30時間

(3) 実験、実習及び実技については45時間

2 前項の基準どおりできない事情があるとき又は教育効果を考慮して必要があるときは、前項第1号の講義及び前項第2号の演習については15時間から30時間の範囲で、前項第3号の実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で、学部規程又は長崎大学教養教育履修規程（平成24年規程第2号。以下「教養教育履修規程」という。）において定めることができる。ただし、講義、演習、実験、実習又は実技の併用により行う授業及び芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、学部規程又は教養教育履修規程の定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(授業期間)

第34条 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行う。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

(成績評価基準等の明示等)

第34条の2 各学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各学部は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第34条の3 各学部は、当該学部の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(他学部における授業科目の履修等)

第35条 学生が他学部の授業科目を履修することが教育上有益であると各学部において認めるときは、当該授業科目を履修させることができる。

2 学生は、他学部の開設する授業科目を履修しようとするときは、所属学部長を経て、当該授業科目を開設する学部長の承認を受けなければならない。

- 3 前2項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位の取扱いは、学部規程の定めるところによる。

(本学大学院における授業科目の履修等)

第35条の2 学生が本学大学院に進学を希望し、当該大学院の授業科目を履修することが教育上有益であると各学部において認めるときは、当該授業科目を履修させることができる。

- 2 学生は、本学大学院の開設する授業科目を履修しようとするときは、所属学部長を経て、当該授業科目を開設する研究科長の承認を受けなければならない。

- 3 第1項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位は、所属学部の卒業の要件として学部規程で定める学生が修得すべき単位数（以下「卒業要件単位」という。）に含めることはできない。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第36条 学生が他の大学又は短期大学の授業科目を履修することが教育上有益であると各学部において認めるときは、あらかじめ当該他の大学又は短期大学と協議の上、学生が当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修することを認め、その履修した授業科目について修得した単位は60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が、第24条の規定により留学する場合、休学期間中に外国の大学又は短期大学の授業科目を履修する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第37条 学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修について、教育上有益であると認めるときは、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第38条 学生が本学に入学する前に次の各号の一に該当する単位を有する場合において、教育上有益であると認めるときは、その単位を入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- (1) 大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位

- (2) 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第1項に規定する科目等履修生として修得した単位

- (3) 大学設置基準第31条第2項に規定する特別の課程の履修生として修得した単位

- 2 学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修について、教育上有益であると認めるときは、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第36条及び前条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第39条 学生が職業を有している等の事情により、第4条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、長崎大学長期履修規程（平成18年規程第47号）の定めるところにより、その計画的な履修を認め

ることができる。

(外国人留学生等に係る留学生用科目の単位の取扱い)

第40条 外国人留学生等が留学生用科目について修得した単位は、教養教育履修規程の定めるところにより、教養教育科目として修得すべき単位に代えることができる。

(履修科目の登録の上限)

第41条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業要件単位について、学生が1学年又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を学部規程で定めることができる。

2 前項の場合において、学部規程の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に規定する上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(考查及び単位の授与)

第42条 学生が一の授業科目を履修した場合には、考查を行い、合格した者に対しては、単位を与える。

2 考查は、試験、論文、報告書その他の方法により行うものとする。

第43条 考查及び単位の認定は、学部規程又は教養教育履修規程の定めるところによる。

(履修方法等)

第44条 この章に定めるもののほか、教育課程の編成、授業科目の名称、単位数、履修方法、履修科目の登録の上限、考查及び単位の授与等については、学部規程及び教養教育履修規程の定めるところによる。

第5章 卒業及び学位並びに教員の免許状授与の所要資格の取得

(卒業及び学位の授与)

第45条 第4条に規定する期間（第15条及び第16条の規定により入学を許可された者については、第17条第1項の規定により定められた在学すべき年数）以上在学し、卒業要件単位を修得した者については、所属学部教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、学士の学位を授与する。ただし、各学部において必要と認めるときは、在学期間及び卒業要件単位に加え、卒業の要件を課すことができる。

2 卒業要件単位のうち、第32条第2項の授業の方法により修得できる単位数は、別に定めのある場合を除き60単位を超えないものとする。

第46条 学部（医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科を除く。この条において同じ。）に3年以上在学した者（これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。）が、卒業要件単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、第4条の規定にかかわらず、その卒業を認めることができる。

2 前項に規定する卒業の認定は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り行うことができる。

(1) 学修の成果に係る評価の基準その他の前項に規定する卒業の認定の基準を定め、それを公表している学部の学生であること。

(2) 第41条に規定する履修科目として登録することができる単位数の上限を定め、適切に運用している学部の学生であること。

(3) 学生が卒業要件単位を修得し、かつ、当該単位を優秀な成績をもって修得したと認められること。

(4) 学生が前項に規定する卒業を希望していること。

第47条 学位の授与等については、長崎大学学位規則（平成16年規則第11号）の定めるところによる。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第48条 本学の学部の学科等において、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得した者は、

教員の免許状授与の所要資格を取得することができる。

- 2 前項の規定により所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、別表第2のとおりとする。

第6章 賞罰

(賞罰)

第49条 学生として表彰に価する行為があった場合は、学長は、所属学部長等の推薦により表彰することができる。

第50条 学生が本学の規則に背き大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反する行為があったときは、長崎大学教育研究評議会の議を経て、学長がこれを懲戒する。

- 2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

- 3 停学は、確定期限を付す有期の停学及び確定期限を付さない無期の停学とする。

- 4 停学の期間が1か月以上にわたるときは、その期間は、第6条の期間に算入し、第45条及び第46条の卒業の要件として在学すべき期間に算入しない。

第7章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料)

第51条 入学、転入学、編入学及び再入学を志願する者は、検定料を納めなければならない。

(検定料等の額及びその徴収方法等)

第52条 検定料、入学料及び授業料の額並びに徴収方法等は、この学則に定めるもののほか、長崎大学授業料、入学料、検定料及び寄宿料徴収規程（平成16年規程第92号。以下「徴収規程」という。）の定めるところによる。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第53条 特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められる者については、本人の願い出により、入学料の全部又は一部を免除し、又は徴収猶予することができる。

- 2 入学料の免除及び徴収猶予については、長崎大学入学料、授業料及び寄宿料の免除等に関する規程（平成16年規程第93号。以下「免除規程」という。）の定めるところによる。

(授業料の納期)

第54条 授業料は、前期分及び後期分の2回に分け、それぞれ年額の2分の1に相当する額を次に定める期間に納めなければならない。

前期分 4月1日から4月30日まで

後期分 10月1日から10月31日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、前期分に係る授業料を納めるときに、当該年度の後期分に係る授業料を併せて納めることができる。

- 3 入学年度の前期分又は前期分及び後期分に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納めることができる。

(授業料の免除及び徴収猶予)

第55条 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、願い出によりその事情を審査し、授業料の全部又は一部を免除し、又は徴収猶予することができる。

- 2 前項の授業料の免除及び徴収猶予については、この学則に定めるもののほか、免除規程の定めるところによる。

第55条の2 前条第1項に定めるもののほか、特に学業優秀と認められる者については、授業料の全部又は一部を免除することができる。

- 2 前項の授業料の免除については、この学則に定めるもののほか、長崎大学卓越した学生に対する授業料免除に関する規程（平成30年規程第1号。以下「卓越免除規程」という。）の定めるところによる。

第56条 第55条に規定する授業料の徴収猶予の期限は、前期分は9月15日限りとし、後期分は3月15日限りとする。

第57条 第54条に規定する授業料の納期中に休学を許可された者については、休学当月の翌月から復学当月の前月までの授業料を免除する。ただし、月の初日から休学期間が開始する場合については休学当月の分、第8条第3項及び第9条第2項の規定により後期の開始日が10月1日前となる場合で当該後期の開始日に復学するときについては復学当月の分についても免除する。

第58条 退学する者、転学する者、停学を命ぜられた者又は除籍される者については、その期分の授業料を徴収する。ただし、免除規程及び卓越免除規程の規定に該当する場合は、この限りでない。

(寄宿料)

第59条 寄宿料の額及び徴収方法等については、徴収規程の定めるところによる。

2 学生に特別の事情がある場合は、寄宿料を免除することがある。

3 寄宿料の免除については、免除規程の定めるところによる。

(料金の返還)

第60条 既納の料金は、返還しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、当該料金の相当額（第2号の場合にあっては第1号に規定する第2段階目の選抜に係る検定料に相当する額を、第4号の場合にあっては後期分の授業料相当額を、第5号の場合にあっては免除された学期分の授業料相当額）を返還するものとする。

(1) 選抜試験において、出願書類等による選抜（以下「第1段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査等による選抜（以下「第2段階目の選抜」という。）を行い、最終合格者を決定する場合に、第1段階目の選抜の不合格者が、所定の期日までに第2段階目の選抜に係る検定料の返還を申し出たとき。

(2) 個別学力検査の前期日程又は後期日程（以下「前期又は後期試験」という。）の出願受付後に各学部等が課す大学入学共通テストの教科・科目を受験していないことにより受験資格がないことが判明した者が、所定の期日までに前期又は後期試験に係る検定料の返還を申し出たとき。

(3) 第54条第3項の規定により入学を許可されるときに授業料を納めた者が、入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退し、授業料の返還を申し出たとき。

(4) 第54条第2項又は第3項の規定により前期分の授業料を納入する際に後期分の授業料を併せて納入した者が、後期分の授業料の納入時期前に休学又は退学したとき。

(5) 第54条の規定により前期分又は後期分の授業料を納入した者が、卓越免除規程により当該期分の授業料免除を許可されたとき。

第8章 科目等履修生、研究生、特別聴講学生、特別の課程及び外国人留学生

(科目等履修生)

第61条 各学部の学生以外の者で、本学が開設する授業科目のうち一又は複数の授業科目について履修を希望するものがあるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

(研究生)

第62条 本学において特殊の事項について研究を希望する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

(特別聴講学生)

第63条 他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）の学生で、本学の特定の授業科目を履修することを希望するものがあるときは、当該他の大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

3 特別聴講学生に係る授業料については、科目等履修生と同様とする。

4 前項の規定にかかわらず、特別聴講学生が学術交流協定等において授業料を徴収しないこと

としている外国の大学若しくは短期大学の学生又は大学間相互単位互換協定において授業料を徴収しないこととしている大学若しくは短期大学の学生であるときは、授業料を徴収しない。

5 既納の授業料は、返還しない。

6 実験、実習に要する実費は、必要に応じ特別聴講学生の負担とする。

(特別の課程)

第63条の2 学長は、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 前項に規定する特別の課程に関して、あらかじめ単位の授与を公表している当該課程を修了した者に対し、単位を与えることができる。

3 本学の学生が第1項に規定する特別の課程を履修することが教育上有益であると認めるときは、当該課程を履修させることができる。

(外国人留学生)

第64条 外国人留学生として本学に入学を希望する者があるときは、選考の上、入学を許可することがある。

(規程)

第65条 第61条から前条までにに関する細部についての規則は、別に定める。

第9章 雑則

(寄宿舍)

第66条 本学に、寄宿舍を置く。

2 寄宿舍に関する規則は、別に定める。

(保健)

第66条の2 学生は、毎学年本学が行う健康診断を受けなければならない。

2 所属学部長は、学生の健康を管理し、必要に応じて治療を命じ、又は登学を停止することができる。

(補則)

第67条 この学則の施行に必要な事項は学長が定め、各学部に必要な規程については、学長の承認を得て、各学部長が定めるものとする。

資 料 2

教育職員免許法（抜粋）

教育職員免許法施行規則（抜粋）

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る
教育職員免許法の特例等に関する法律（抜粋）

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る
教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（抜粋）

○教育職員免許法【抜粋】

（この法律の目的）

第一条 この法律は、教育職員の免許に関する基準を定め、教育職員の資質の保持と向上を図ることを目的とする。

（授与）

第五条 普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。（以下省略）

別表第一（第五条、第五条の二関係）

第一欄		第二欄	第三欄	
免許状の種類 所要資格		基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数	
			教科及び教職に関する科目	特別支援教育に関する科目
幼稚園教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	七五	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	五一	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	三一	
小学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	八三	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	五九	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	三七	
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	八三	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	五九	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	三五	
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	八三	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	五九	
特別支援学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		五〇
	一種免許状	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		二六
	二種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		一六

備考

一 この表における単位の修得方法については、文部科学省令で定める（別表第二から別表第八までの場合においても同様とする。）。

一の二 文部科学大臣は、前号の文部科学省令を定めるに当たっては、単位の修得方法が教育職員として必要な知識及び技能を体系的かつ効果的に修得させるものとなるよう配慮するとともに、あらかじめ、第十六条の三第四項の政令で定める審議会等の意見を聴かなければならない（別表第二から別表第八までの場合においても同様とする。）。

- 二 第二欄の「修士の学位を有すること」には、大学（短期大学を除く。第六号及び第七号において同じ。）の専攻科又は文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に一年以上在学し、三十単位以上修得した場合を含むものとする（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。
- 二の二 第二欄の「学士の学位を有すること」には、文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第二の場合においても同様とする。）。
- 二の三 第二欄の「短期大学士の学位を有すること」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合又は文部科学大臣が短期大学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第二の二の場合においても同様とする。）。
- 三 高等学校教諭以外の教諭の二種免許状の授与の所要資格に関しては、第三欄の「大学」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。
- 四 この表の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の専修免許状若しくは一種免許状又は幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の二種免許状の授与を受けようとする者については、特に必要なものとして文部科学省令で定める科目の単位を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。
- 五 第三欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。
- イ 文部科学大臣が第十六条の三第四項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したもの
- ロ 免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の大学の課程又は文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程において修得したもので、文部科学省令で定めるところにより当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科及び教職に関する科目として適当であると認めるもの
- 六 前号の認定課程には、第三欄に定める科目の単位のうち、教科及び教職に関する科目（教員の職務の遂行に必要な基礎的な知識技能を修得させるためのものとして文部科学省令で定めるものに限る。）又は特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程を含むものとする。
- 七 専修免許状に係る第三欄に定める科目の単位数のうち、その単位数からそれぞれの一種免許状に係る同欄に定める科目の単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程において修得するものとする（別表第二の二の場合においても同様とする。）。
- 八 一種免許状（高等学校教諭の一種免許状を除く。）に係る第三欄に定める科目の単位数は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数からそれぞれの二種免許状に係る同欄に定める科目の単位数を差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。

○教育職員免許法施行規則【抜粋】

第一条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号。以下「免許法」という。）別表第一から別表第八までにおける単位の修得方法等に関しては、この章の定めるところによる。

第一条の二 免許法別表第一から別表第八までにおける単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項及び第三項（大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第十五条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第十四条第二項及び第三項、大学通信教育設置基準（昭和五十年文部省令第三十三号）第五条、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第七条第二項及び第三項、専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第十一条第二項及び第三項並びに短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）第五条に定める基準によるものとする。

第一条の三 免許法別表第一備考第二号の規定により専修免許状に係る基礎資格を取得する場合の単位の修得方法は、大学院における単位の修得方法の例によるものとする。

第二条 免許法別表第一に規定する幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄		教科及び教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状	二種免許状
最低修得単位数	第二欄	領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	一 六	一 六	一 二
			保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）			
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	一 〇	一 〇	六
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	四	四	四
			幼児理解の理論及び方法			
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			
	第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	五	五	五
			教職実践演習	二	二	二
	第六欄	大学が独自に設定する科目		三 八	一 四	二

備考

一 領域及び保育内容の指導法に関する科目（領域に関する専門的事項に係る部分に限る。以下「領域に関する専門的事項に関する科目」という。）の単位の修得方法は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第三十八条に規定する幼稚園教育要領で定める健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち一以上の科目について修得するものとする。

二 保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）は、学校教育法施行規則第三十八条に規定する幼稚園教育要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。

三 教育の基礎的理解に関する科目（特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。第九条の表備考第七号及び第八号において、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する科目」という。）は一単位以上を修得するものとする（次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第九条及び第十条の表の場合においても同様とする。）。

四 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含むことを要しない（次条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の表の場合においても同様とする。）。

五 カリキュラム・マネジメントは、次に掲げる事項を通じて、教育課程に基づき組織的かつ計画的に学校教育の質の向上を図っていくことを取り扱うものとする（次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第九条及び第十条の表の場合においても同様とする。）。

イ 幼児、児童又は生徒、学校及び地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと。

ロ 教育課程の実施状況を評価し、その改善を図っていくこと。

ハ 教育課程の実施に必要な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと。

六 教育実習は、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。次条第一項の表備考第五号において同じ。）、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。次条第一項の表備考第五号、第四条第一項の表備考第七号において同じ。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）の教育を中心とするものとする。

七 教育実習の単位数には、教育実習に係る事前及び事後の指導（授与を受けようとする普通免許状に係る学校以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含むことができる。）の一単位を含むものとする（次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第七条第一項、第九条及び第十条の表の場合においても同様とする。）。

八 教育実習の単位数には、二単位まで、学校体験活動（学校における授業、部活動等の教育活動その他の校務に関する補助又は幼児、児童若しくは生徒に対して学校の授業の終了後若しくは休業日において学校その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動に関する補助を体験する活動であつて教育実習以外のものをいう。）の単位を含むことができる（次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第七条第一項及び第九条の表の場合においても同様とする。この場合において、高等学校教諭又は特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、「二単位」とあるのは「一単位」と読み替えるものとする。）。この場合において、教育実習に他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができない（次条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の表の場合においても同様とする。）。

九 （略）

十 教職実践演習は、当該演習を履修する者の教科及び教職に関する科目（教職実践演習を除く。）の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するものとする（次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第九条及び第十条の表の場合においても同様とする。）。

十一～十三 （略）

十四 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、次に掲げる免許状の授与を受ける場合に応じ、それぞれ定める科目について修得するものとする（次条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の表の場合においても同様とする。高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、「一種免許状又は二種免許状」とあるのは「一種免許状」と読み替えるものとする。）。

イ 専修免許状 領域に関する専門的事項に関する科目、保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等

ロ 一種免許状又は二種免許状 領域に関する専門的事項に関する科目、保育内容の指導法に関する科目若しくは教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は大学が加えるこれらに準ずる科目

2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。

3 保育内容の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程における単位の修得方法は、第一項に定める修得方法の例によるものとする。

4 大学は、第一項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

第三条 免許法別表第一に規定する小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄		教科及び教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状	二種免許状
最低修得単位数	第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	三〇	三〇	一六
			各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）			
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	一〇	一〇	六
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			

	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	一〇	一〇	六
			総合的な学習の時間の指導法			
			特別活動の指導法			
			教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）			
			生徒指導の理論及び方法			
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			
	第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	五	五	五
			教職実践演習	二	二	二
	第六欄	大学が独自に設定する科目		二六	二	二

備考

一 教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項に係る部分に限る。次条第一項及び第五条第一項の表（表の部分に限る。）を除き、以下「教科に関する専門的事項に関する科目」という。）の単位の修得方法は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）（第三号及び第十一条の二の表備考第二号において「国語等」という。）の教科に関する専門的事項を含む科目のうち一以上の科目について修得するものとする。

二 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）、道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法並びに特別活動の指導法は、学校教育法施行規則第五十二条に規定する小学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。

三 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつては、国語等の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ一単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあつては、六以上の教科の指導法に関する科目（音楽、図画工作又は体育の教科の指導法に関する科目のうち二以上を含む。）についてそれぞれ一単位以上を修得するものとする。

四 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法に係る部分に限る。）の単位の修得方法は、専修免許状又は一種免許状の場合は二単位以上、二種免許状の場合は一単位以上修得するものとする（次条第一項の表の場合においても同様とする。）。

五 教育実習は、小学校、幼稚園、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。次条第一項の表備考第七号及び第五条第一項の表備考第三号において同じ。）及び幼保連携型認定こども園の教育を中心とするものとする。

六 （略）

2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。

3 各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程における単位の修得方法は、第一項に定める修得方法の例によるものとする。

4 大学は、第一項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとと

もに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

第四条 免許法別表第一に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄		教科及び教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状	二種免許状
最低修得単位数	第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	二 八	二 八	一 二
			各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）			
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	一 〇 (六)	一 〇 (六)	六 (三)
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	一 〇 (六)	一 〇 (六)	六 (四)
			総合的な学習の時間の指導法			
			特別活動の指導法			
			教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）			
			生徒指導の理論及び方法			
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			
	第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	五 (三)	五 (三)	五 (三)
			教職実践演習	二	二	二
	第六欄	大学が独自に設定する科目		二 八	四	四

備考

一 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、次に掲げる免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ一単位以上修得するものとする。

イ 国語 国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）、国文学（国文学史を含む。）、漢文学、書道（書写を中心とする。）

ロ 社会 日本史・外国史、地理学（地誌を含む。）、「法律学、政治学」、「社会学、経済学」、「哲学、倫理学、宗教学」

ハ 数学 代数学、幾何学、解析学、「確率論、統計学」、コンピュータニ 理科 物理学、物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学、地学実験（コンピュータ活用を含む。）

ホ 音楽 ソルフェージュ、声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）、器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）、指揮法、音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）

ヘ 美術 絵画（映像メディア表現を含む。）、彫刻、デザイン（映像メディア表現を含む。）、工芸、美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）

ト 保健体育 体育実技、「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）、生理学（運動生理学を含む。）、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）

チ 保健 生理学・栄養学、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）

リ 技術 木材加工（製図及び実習を含む。）、金属加工（製図及び実習を含む。）、機械（実習を含む。）、電気（実習を含む。）、栽培（実習を含む。）、情報とコンピュータ（実習を含む。）

ヌ 家庭 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）、被服学（被服製作実習を含む。）、食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）、住居学、保育学（実習を含む。）

ル 職業 産業概説、職業指導、「農業、工業、商業、水産」、「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」

ヲ 職業指導 職業指導、職業指導の技術、職業指導の運営管理

ワ 英語 英語学、英語文学、英語コミュニケーション、異文化理解

カ 宗教 宗教学、宗教史、「教理学、哲学」

二 前号に掲げる教科に関する専門的事項は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない（次条第一項の表の場合においても同様とする。）。
三 英語以外の外国語の免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする（次条第一項の表の場合においても同様とする。）。
四 第一号中「」内に示された事項は当該事項の一以上にわたって行うものとする（次条第一項、第九条、第十五条第二項、第十八条の二及び第六十四条第二項の表の場合においても同様とする。）。ただし、「農業、工業、商業、水産」の修得方法は、これらの教科に関する専門的事項に関する科目のうち二以上の教科に関する専門的事項に関する科目（商船をもつて水産と替えることができる。）についてそれぞれ二単位以上を修得するものとする。
五 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）、道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法並びに特別活動の指導法は、学校教育法施行規則第七十四条に規定する中学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。
六 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、受けようとする免許教科について、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつては八単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位以上を修得するものとする（次条第一項の表の場合においても同様とする。この場合において、「八単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位以上」とあるのは「四単位以上」と

読み替えるものとする。）。

七 教育実習は、中学校、小学校及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。次条第一項の表備考第三号の場合においても同じ。）の教育を中心とするものとする。

八～九 （略）

2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。

3 各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程における単位の修得方法は、第一項に定める修得方法の例によるものとする。

4 大学は、第一項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

第五条 免許法別表第一に規定する高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄		教科及び教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状
最低修得単位数	第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	二 四	二 四
			各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	一 〇 (四)	一 〇 (四)
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		
			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な学習の時間の指導法	八 (五)	八 (五)
			特別活動の指導法		
			教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		
			生徒指導の理論及び方法		
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		
	第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	三 (二)	三 (二)
			教職実践演習	二	二

	第六欄	大学が独自に設定する科目		三六	一二
備考 一 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ一単位以上修得するものとする。 イ 国語 国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）、国文学（国文学史を含む。）、漢文学 ロ 地理歴史 日本史、外国史、人文地理学・自然地理学、地誌 ハ 公民 「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」、「社会学、経済学（国際経済を含む。）」、「哲学、倫理学、宗教学、心理学」 ニ 数学 代数学、幾何学、解析学、「確率論、統計学」、コンピュータ ホ 理科 物理学、化学、生物学、地学、「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」 ヘ 音楽 ソルフェージュ、声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）、器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）、指揮法、音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）」 ト 美術 絵画（映像メディア表現を含む。）、彫刻、デザイン（映像メディア表現を含む。）、美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）」 チ 工芸 図法・製図、デザイン、工芸制作（プロダクト制作を含む。）、工芸理論・デザイン理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）」 リ 書道 書道（書写を含む。）、書道史、「書論、鑑賞」、「国文学、漢文学」 ス 保健体育 体育実技、「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）、生理学（運動生理学を含む。）、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）」 ル 保健 「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）」 ヲ 看護 「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」、看護学（成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。）、看護実習 ワ 家庭 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）、被服学（被服製作実習を含む。）、食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）、住居学（製図を含む。）、保育学（実習及び家庭看護を含む。）、家庭電気・家庭機械・情報処理 カ 情報 情報社会・情報倫理、コンピュータ・情報処理（実習を含む。）、情報システム（実習を含む。）、情報通信ネットワーク（実習を含む。）、マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。）、情報と職業 コ 農業 農業の関係科目、職業指導 タ 工業 工業の関係科目、職業指導 レ 商業 商業の関係科目、職業指導 ソ 水産 水産の関係科目、職業指導 ツ 福祉 社会福祉学（職業指導を含む。）、高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉、社会福祉援助技術、介護理論・介護技術、社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。）」					

む。）、人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解、加齢に関する理解・障害に関する理解
 ネ 商船 商船の関係科目、職業指導
 ナ 職業指導 職業指導、職業指導の技術、職業指導の运营管理
 ラ 英語 英語学、英語文学、英語コミュニケーション、異文化理解
 ム 宗教 宗教学、宗教史、「教理学、哲学」
 ニ 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）、総合的な学習の時間の指導法並びに特別活動の指導法は、学校教育法施行規則第八十四条に規定する高等学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。
 ホ 教育実習は、高等学校及び中学校の教育を中心とするものとする。
 四～六 （略）

2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。

3 各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程における単位の修得方法は、第一項に定める修得方法の例によるものとする。

4 大学は、第一項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

第七条 免許法別表第一に規定する特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

特別支援に関する科目				免許状の種類		
				特別支援学校教諭		
				専修 免許状	一種 免許状	二種 免許状
最低修得 単位数	第一欄	特別支援教育 の基礎理論に 関する科目		二	二	二
	第二欄	特別支援教育 領域に関する 科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒 の心理、生理及び病理に関する科目	一六	一六	八
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒 の教育課程及び指導法に関する科目			
	第三欄	免許状に定め られることと なる特別支援 教育域以外の 領域に関する 科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒 の心理、生理及び病理に関する科目	五	五	三
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒 の教育課程及び指導法に関する科目			
	第四欄	心身に障害の ある幼児、児		三	三	三

		童又は生徒について の教育実習				
備考 一 第一欄に掲げる科目は、特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項を含むものとする。 二 第二欄に掲げる科目の単位の修得方法は、特別支援教育領域のうち、一又は二以上の免許状教育領域（授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域をいう。次項において同じ。）について、それぞれ次のイ又はロに定める単位を修得するものとする。 イ 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目（以下「心理等に関する科目」という。）並びに当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（以下「教育課程等に関する科目」という。）について合わせて八単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては四単位）以上（当該心理等に関する科目に係る一単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る二単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては一単位）以上を含む。） ロ 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて四単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位）以上（当該心理等に関する科目に係る一単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る二単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては一単位）以上を含む。） 三 第三欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。 四 （略）						

2 免許法別表第一に規定する特別支援学校教諭の専修免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位は、前項に規定するもののほか、免許状教育領域の種類に応じ、大学の加える特別支援教育に関する科目についても修得することができる。

3～6 （略）

7 免許法別表第一備考第六号に規定する特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程（以下「特別支援教育特別課程」という。）における特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、第一項から第四項までに定める修得方法の例によるものとする。

第八条～第六十六条の五 略

第六十六条の六 免許法別表第一備考第四号に規定する文部科学省令で定める科目の単位は、日本国憲法二単位、体育二単位、外国語コミュニケーション二単位及び情報機器の操作二単位とする。

第六十六条の七～第七十一条 略

第七十二条 普通免許状の様式は、別記第一号様式のとおりとする。

2 専修免許状には、大学院での専攻を記入するものとする。この場合において、次の各号に掲げる免許状の区分に応じ当該各号に掲げるいずれかの分野に関する単位を十二単位以上修得した場合は、大

学院での専攻に加えて当該分野を記入することができる。

一 幼稚園教諭の専修免許状においては、教育哲学、教育史、教育制度・学校経営、教育社会学、教育内容・方法、教育心理学・発達心理学、教育臨床、幼児教育又は授与権者が適当と認めた分野

二 小学校又は中学校の教諭の専修免許状においては、教育哲学、教育史、教育制度・学校経営、教育社会学、教育内容・方法、教育心理学・発達心理学、教育臨床、生徒指導・進路指導、国語教育、社会科教育、数学教育、理科教育、音楽教育、美術教育、保健体育、技術教育、家政教育、英語教育、道德教育、国際理解教育、環境教育、情報教育、日本語教育、生涯学習（社会教育を含む。）又は授与権者が適当と認めた分野

三 高等学校教諭の専修免許状においては、前号に掲げる分野、世界史、日本史、地理、倫理、政治・経済、物理、化学、生物、地学、体育若しくは保健又は授与権者が適当と認めた分野

四 特別支援学校の教諭の専修免許状においては、視覚障害教育、聴覚障害教育、知的障害教育、肢体不自由教育、病弱教育又は授与権者が適当と認めた分野

五及び六 略

3 特別免許状及び臨時免許状の様式は、第一項の普通免許状の様式を参酌して、都道府県の教育委員会規則で定める。

第七十三条～第七十六条 略

○小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（抜粋）

（平成九年六月十八日）

（法律第九十号）

改正 平成二七年六月二四日法律第四六号

（趣旨）

第一条 この法律は、義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者に、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行わせる措置を講ずるため、小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与について教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の特例等を定めるものとする。

（教育職員免許法の特例）

第二条 小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与についての教育職員免許法第五条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「修得した者」とあるのは、「修得した者（十八歳に達した後、七日を下らない範囲内において文部科学省令で定める期間、特別支援学校又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるものにおいて、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行った者に限る。）」とする。

2 前項の規定により読み替えられた教育職員免許法第五条第一項の規定による体験（以下「介護等の体験」という。）に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

3 介護等に関する専門的知識及び技術を有する者又は身体上の障害により介護等の体験を行うことが困難な者として文部科学省令で定めるものについての小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与については、第一項の規定は、適用しない。

（関係者の責務）

第三条 国、地方公共団体及びその他の関係機関は、介護等の体験が適切に行われるようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 特別支援学校及び社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるものの設置者は、介護等の体験に関し必要な協力を行うよう努めるものとする。

3 大学及び文部科学大臣の指定する教員養成機関は、その学生又は生徒が介護等の体験を円滑に行うことができるよう適切な配慮をするものとする。

（教員の採用時における介護等の体験の勘案）

第四条 小学校、中学校又は義務教育学校の教員を採用しようとする者は、その選考に当たっては、この法律の趣旨にのっとり、教員になろうとする者が行った介護等の体験を勘案するよう努めるものとする。

附 則

1 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の日前に大学又は文部大臣の指定する教員養成機関に在学した者で、これらを卒業するまでに教育職員免許法別表第一に規定する小学校又は中学校の教諭の普通免許状に係る所要資格を得たものについては、第二条第一項の規定は、適用しない。

○小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則
(抜粋)
(平成九年十一月二十六日)
(文部省令第四十号)
改正 平成二十九年三月三十一日文部科学省令第十九号

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成九年法律第九十号）第二条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則を次のように定める。

（介護等の体験の期間）

第一条 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第二条第一項の文部科学省令で定める期間は、七日間とする。

（介護等の体験を行う施設）

第二条 特例法第二条第一項の文部科学大臣が定める施設は、次のとおりとする。

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設及び児童自立支援施設

二及び三 削除

四 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に規定する救護施設、更生施設及び授産施設

五 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する授産施設

六 削除

七 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム

八 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に規定する介護老人保健施設

九 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設

九の二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害者支援施設及び地域活動支援センター

十 前各号に掲げる施設に準ずる施設として文部科学大臣が認める施設

（介護等の体験を免除する者）

第三条 特例法第二条第三項に規定する介護等に関する専門的知識及び技術を有する者として文部科学省令で定めるものは次の各号の一に該当する者とする。

一 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第七条の規定により保健師の免許を受けている者

二 保健師助産師看護師法第七条の規定により助産師の免許を受けている者

三 保健師助産師看護師法第七条の規定により看護師の免許を受けている者

四 保健師助産師看護師法第八条の規定により准看護師の免許を受けている者

五 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第五条第一項の規定により特別支援学校の教員の免許を受けている者

六 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）第三条の規定により理学療法士の免許を受けている者

七 理学療法士及び作業療法士法第三条の規定により作業療法士の免許を受けている者

八 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四条の規定により社会福祉士の資格を有する者

九 社会福祉士及び介護福祉士法第三十九条の規定により介護福祉士の資格を有する者

十 義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第三条の規定により義肢装具士の免許を受けている者

- 2 特例法第二条第三項に規定する身体上の障害により介護等の体験を行うことが困難な者として文部科学省令で定めるものは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者のうち、同法第十五条第四項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、障害の程度が一級から六級である者として記載されている者とする。

(介護等の体験に関する証明書)

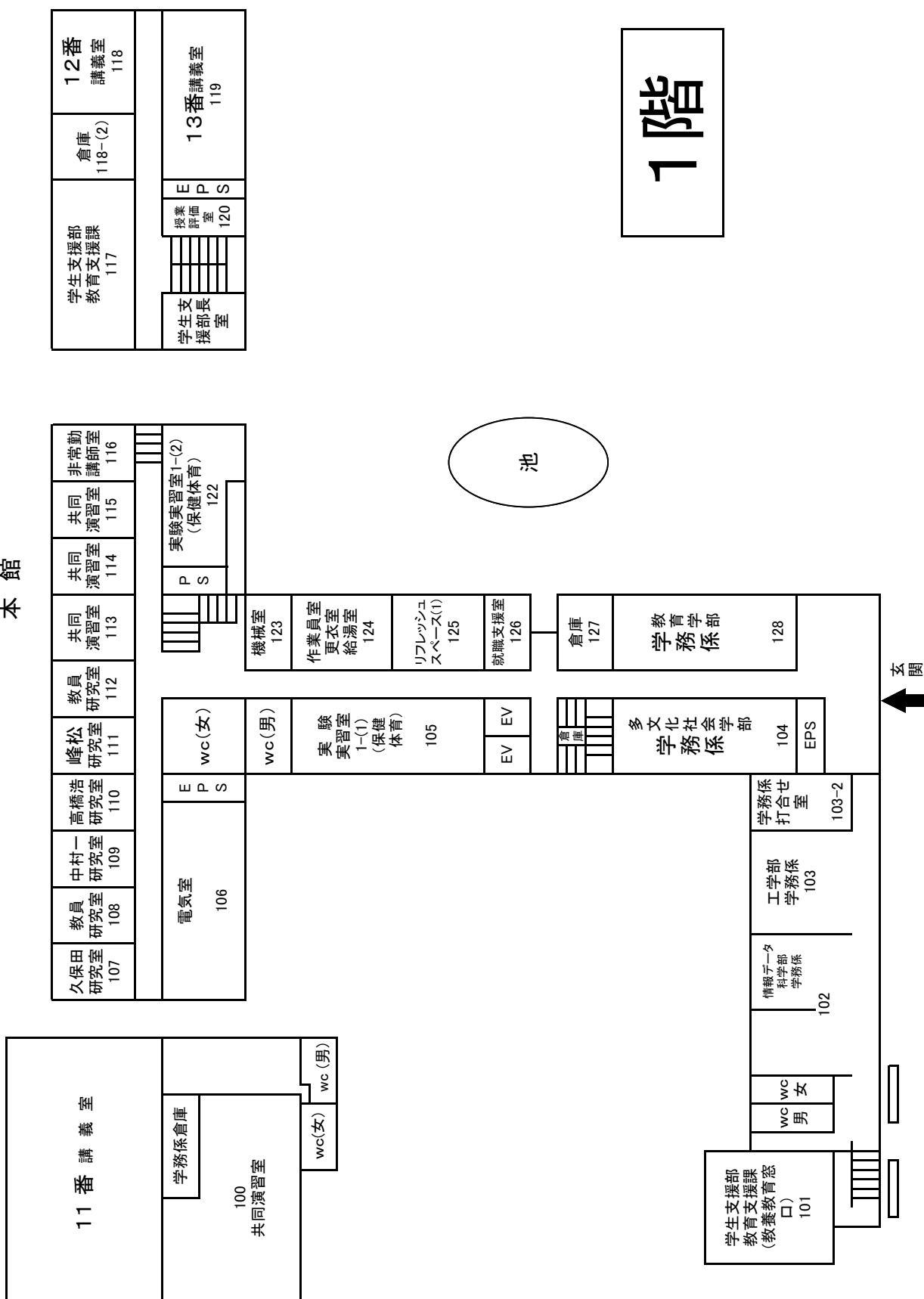
第四条 小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許法第五条の二第一項に規定による免許状の授与の申出を行うに当たって、同項に規定する書類のほか、介護等の体験を行った学校又は施設の長が発行する介護等の体験に関する証明書を提出するものとする。

- 2 学校又は施設の長は、小学校又は中学校の普通免許状の授与を受けようとする者から請求があったときは、その者の介護等の体験に関する証明書を発行しなければならない。
- 3 証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

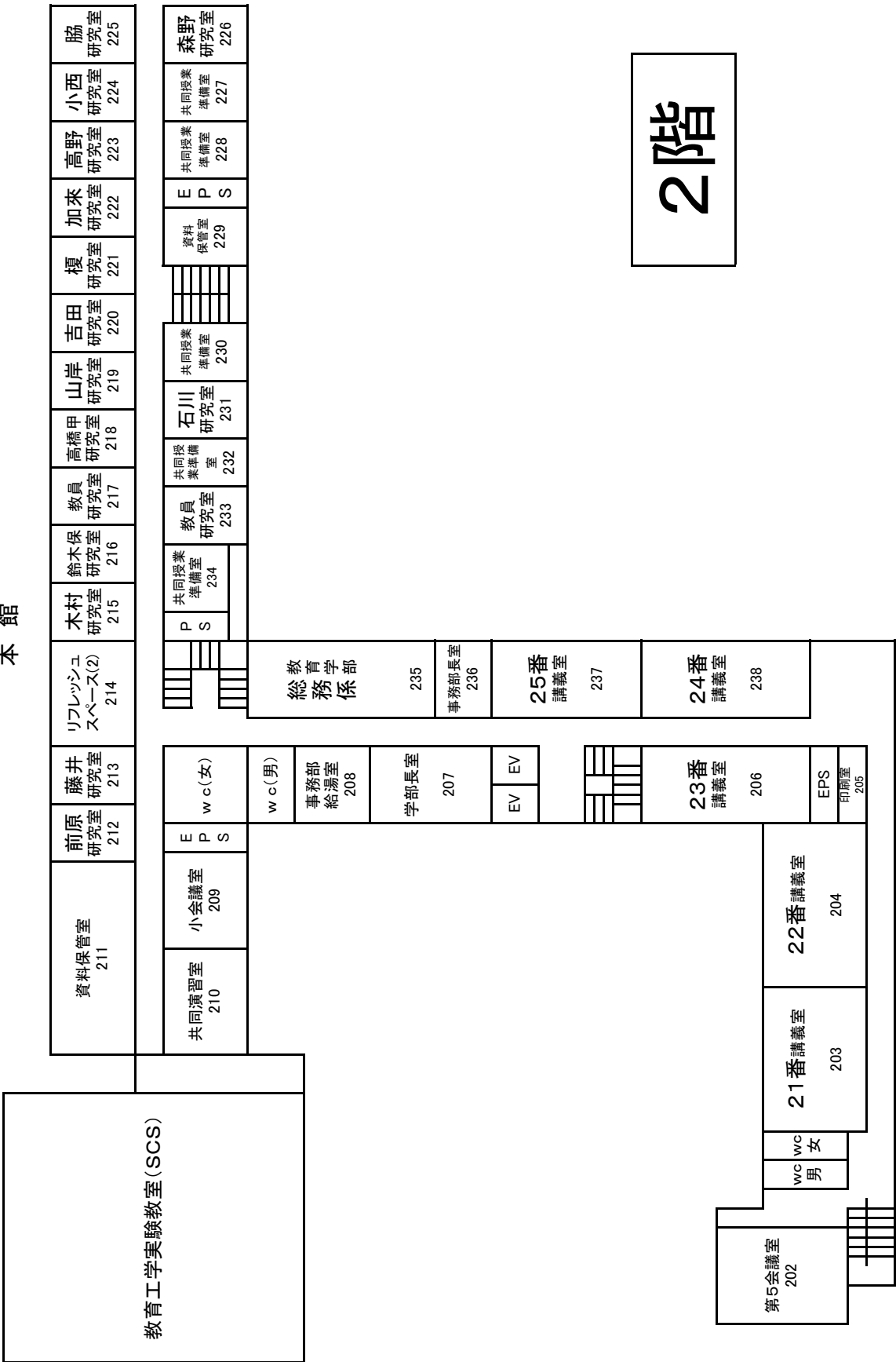
資 料 3

教育学部建物平面図

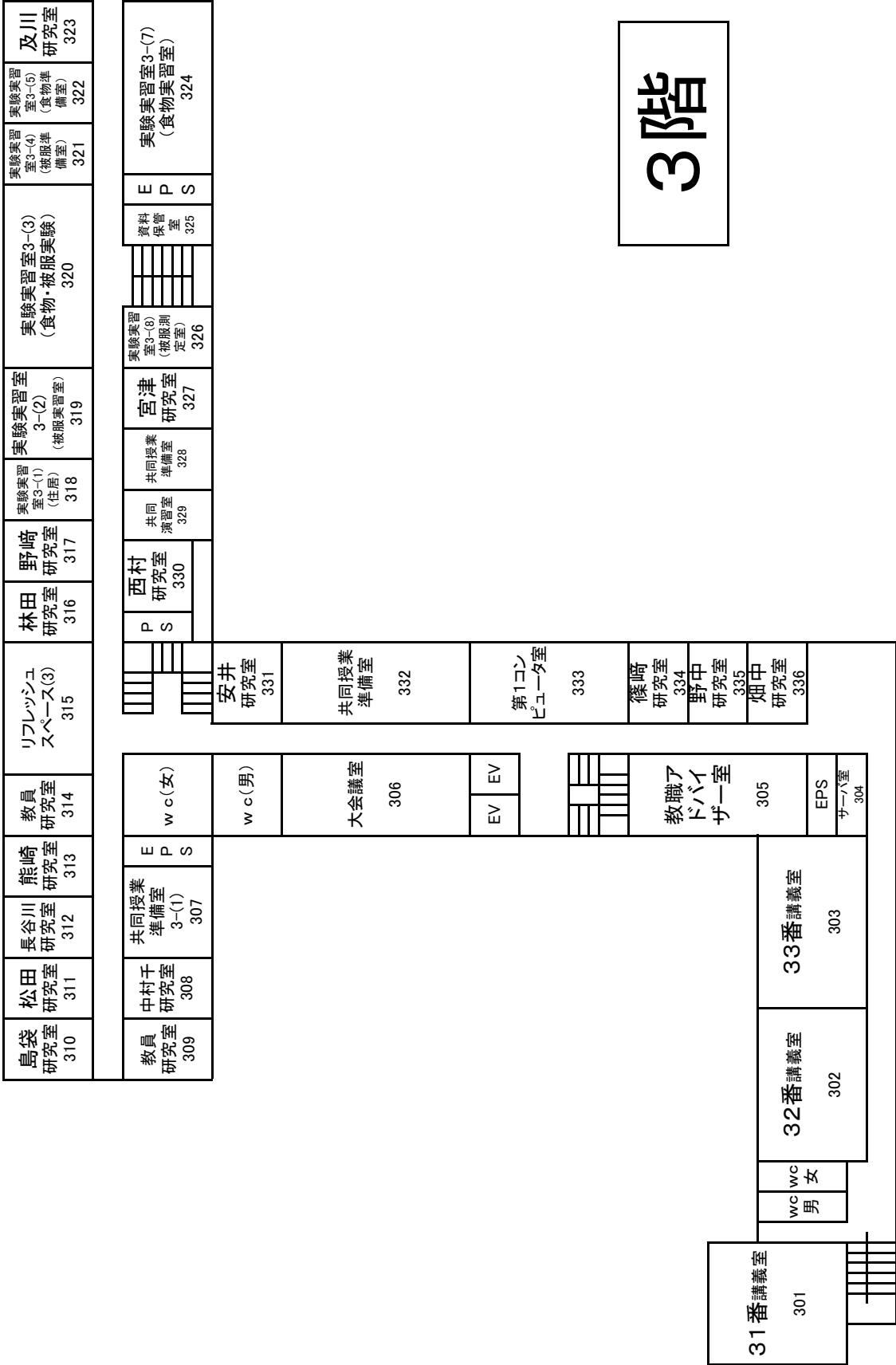
館
本



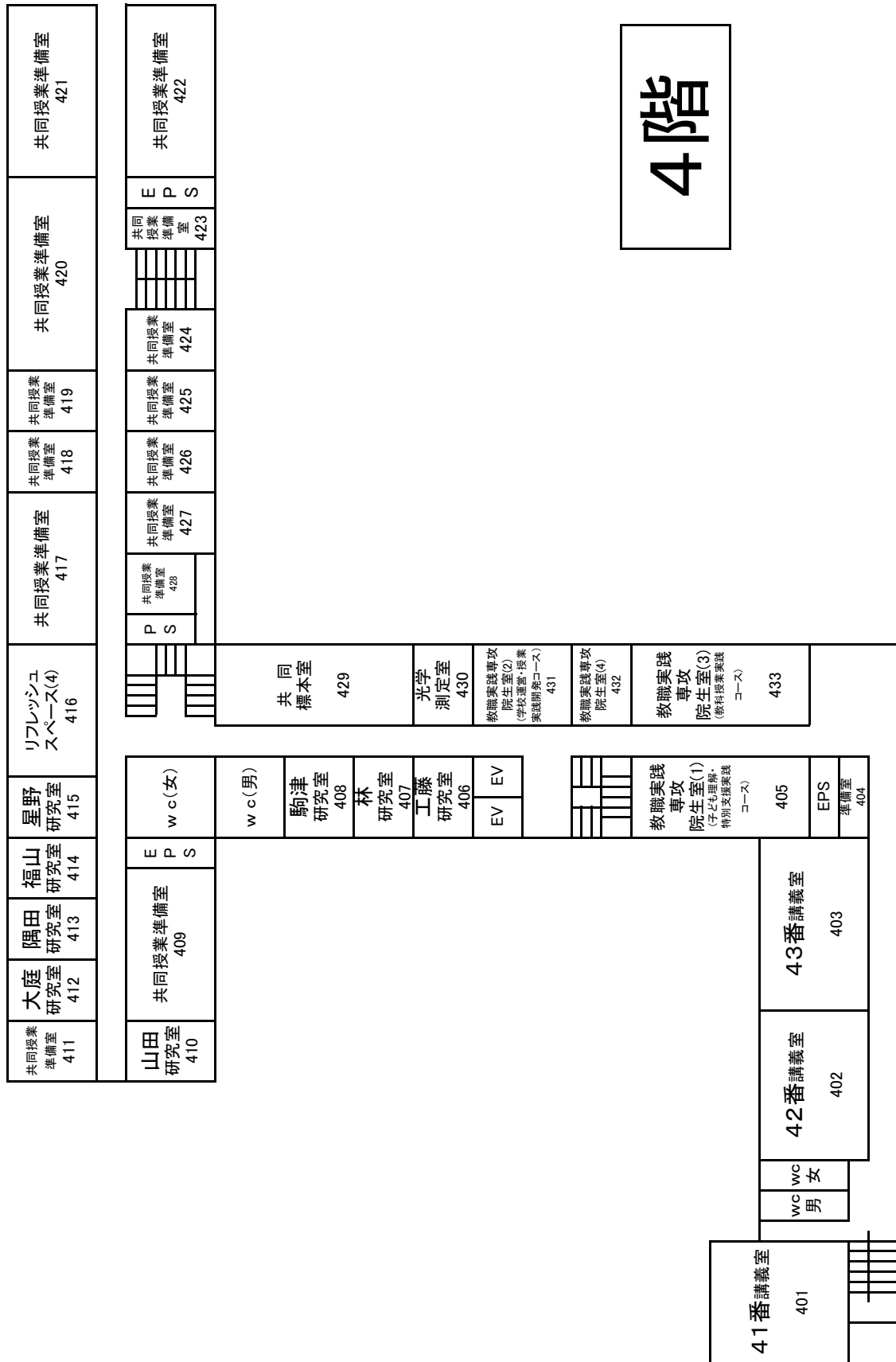
本館



本館

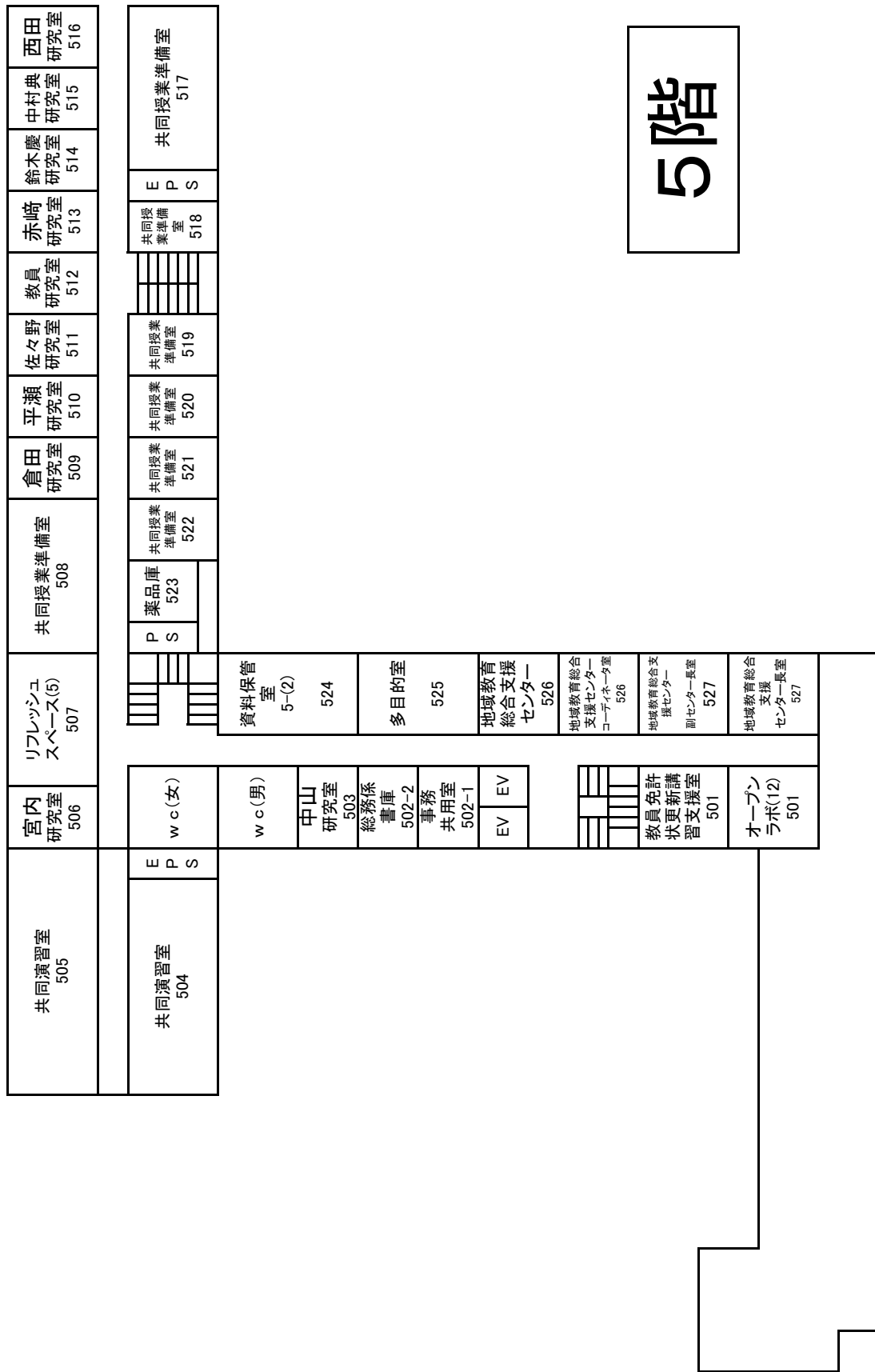


本 館



4階

館本



館本

オープン ラボ 607	土肥 研究室 608	池谷 研究室 609	飯塚 研究室 610	堀井 研究室 611	永田 研究室 612	大平 研究室 613	田口 研究室 614	井手 研究室 615	オープン ラボ 616	松元 研究室 617	MASON 研究室 618	稲毛 研究室 619	新谷 研究室 620	池田 研究室 621	鈴木章 研究室 622	中島 研究室 623	前田 研究室 624
-------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	-------------------	------------------	---------------------	------------------	------------------	------------------	-------------------	------------------	------------------

共同授業準備 室 606	共同授業 準備室 605	E P S	w c(女)

共同授業準備 室 601	オープン ラボ(15)		w c(男)

EV	EV
共同 演習室 602	共同 演習室 603
共同授業 準備室 604	共同授業 準備室 604

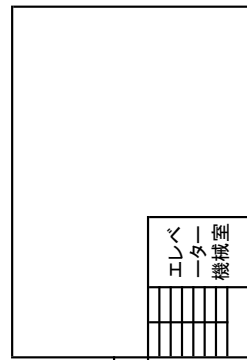
共同授業準備室 631	共同演習室 632	オープン ラボ(17) 633	オープン ラボ(16) 634
----------------	--------------	-----------------------	-----------------------

P	S	リフレッシュ スペース(6) 630	共同演習室 629	演習室 6-(8) 628	資料 保管 室 627	E P S	共同授業準備室 626	吉良 研究室 625

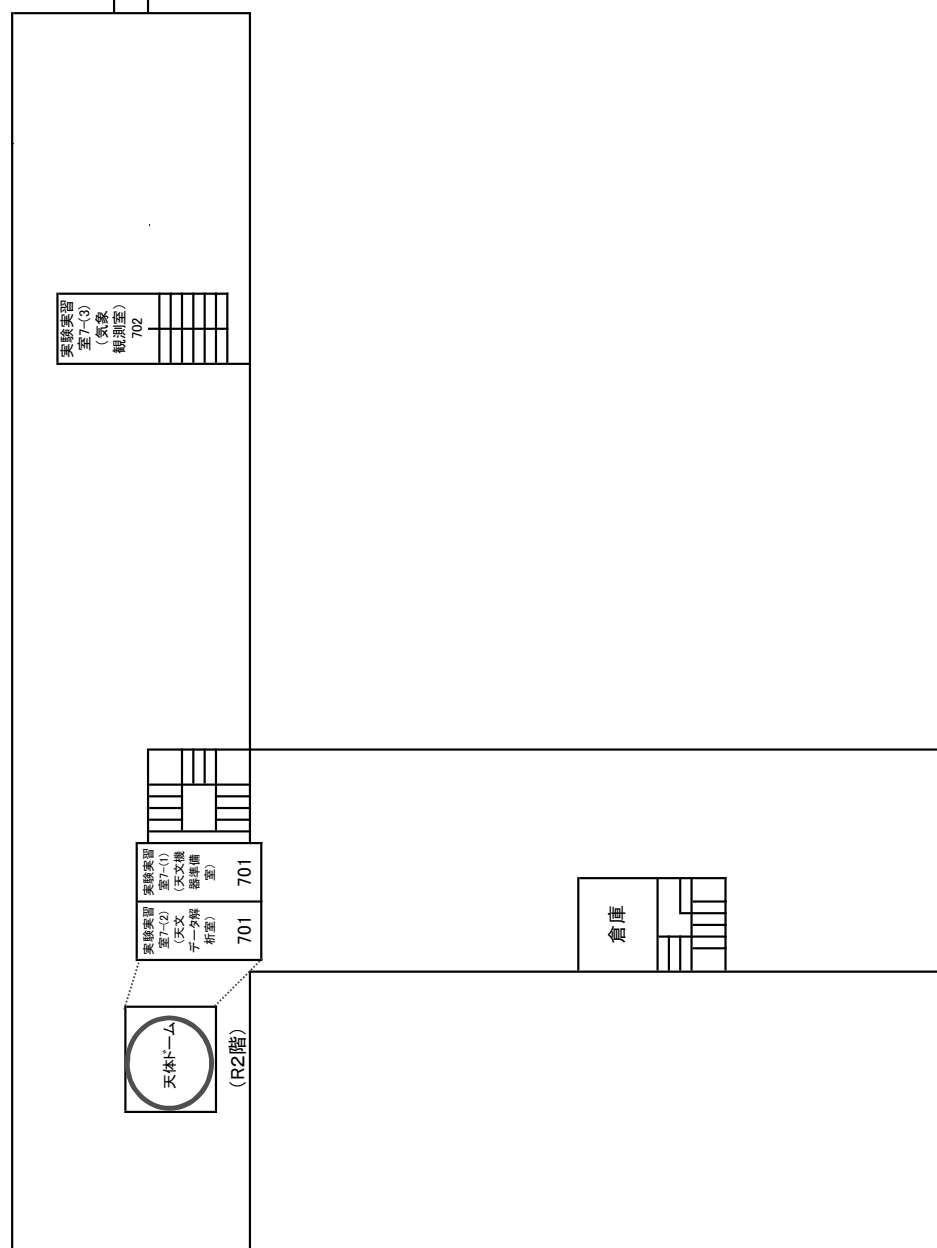
6階

階9

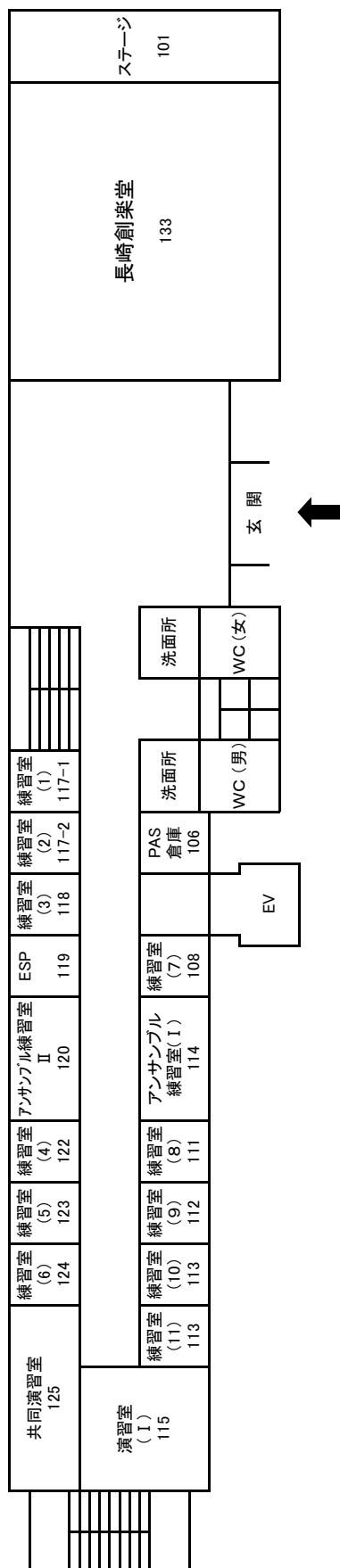
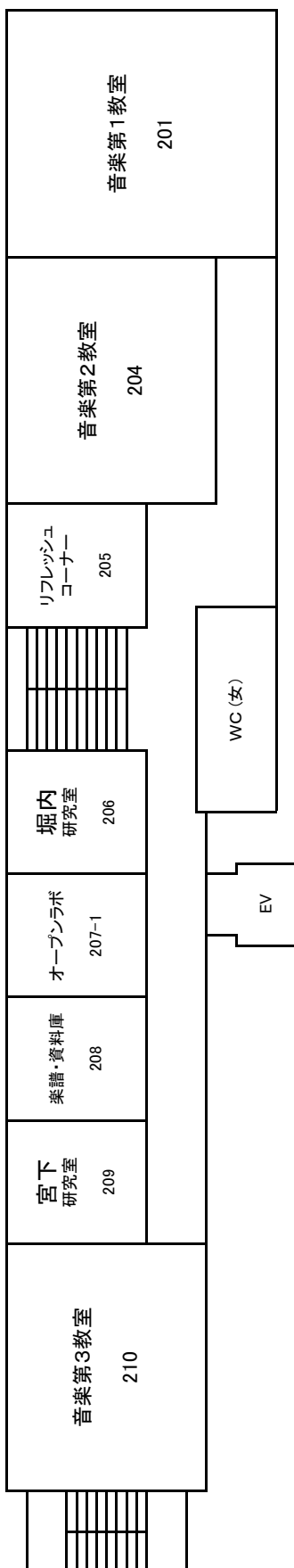
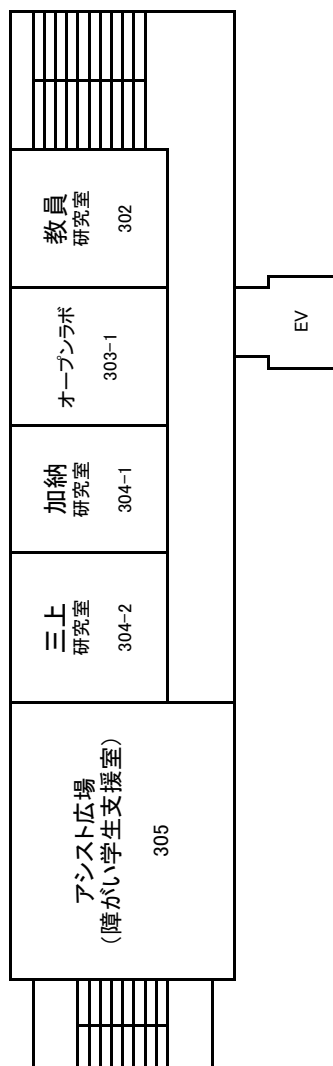
新 館



本 館



屋 上

棟
樂
音

絵画・デザイン 実験室 216-3	牧野 研究室 216-2	リフレッシュ ルーム 215-2	藤木 研究室 215	マルチメディア実験室 214	電気電子実験実習室 213	菅野 研究室 212	共同 演習室 211	美術史 資料室 210	針貝 研究室 209-3	美術科教育 資料室 209-2	中川 研究室 209-1						
2 F																	
絵画・デザイン 実習室 216-1				WC (女)		武藤 研究室 206		工芸実習室 205		工芸実験室 204		オープンラボ2 203		オープンラボ1 202		美術科教育演習室 201	

彫刻実験室 120	兼原 研究室 119	リフレッシュ ルーム 118	技術資料室 117	生物育成 実験実習室 116	鎌田 研究室 115	金属加工 実験室 114	感性工学 実験室 113	共同演習室 112	藤本 研究室 111	機械工作室 110	
1 F											
彫刻実習室 109											
	WC (男)		爽創館 105		窯場 104		機械実験実習室 103		共同授業準備室 102		共同演習室 101
								</			

美術技術教室



